

東京海洋大学



2024年度
学生生活ガイド

Eschrichtius robustus

東京海洋大学校歌

星野哲郎 詞
鈴木淳 曲

東京海洋大学校歌

星野哲郎 詞
鈴木淳 曲

一、海を拓き 海から学ぶ
自由の心と 我々の二文字
海から世界へ はばたこう
若者よ 集まれ 海洋大学へ
好きなことを 好きなだけ
学べることは 律せ者だよ
それが出来るのは 現在
現在 は すぐに過去

二、海を信じて 命あずけて
涙のどもつきせぬ ロマンを求め
時代は正に 若者の
鉄の腕と 英智に宿る
好きなことを 好きなだけ
学べることは 律せ者だよ
それが出来るのは 現在
現在 は すぐに過去

三、海を興へ 海から学ぶ
不屈の闘魂 久遠の平和
海から世界へ はばたこう
若者よ 集まれ 海洋大学へ
好きなことを 好きなだけ
学べることは 律せ者だよ
それが出来るのは 現在
現在 は すぐに過去



東京海洋大学 公式YouTube
校歌動画

表紙イラスト
表：マリンサイエンスミュージアムに展示されているコククジラをモチーフにしました。
裏：越中島キャンパスに設置されている錨を元にデザインしました。
東京海洋大学美術部

東京海洋大学の理念・目標等

【大学の理念】

人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う。

【大学の人材養成と目標】

我が国が海洋立国として発展し、国際貢献の一翼を担っていくためには、国内唯一の海洋系大学である東京海洋大学が、「海を知り、海を守り、海を利用する」ための教育研究の中心拠点となって、その使命を果たす必要がある。このような基本的観点に立ち、本学は、研究者を含む高度専門職業人養成を核として、海洋に関する総合的教育研究を行い、次の能力・素養を有する人材を養成する。

- 一 海洋に対する科学的認識を深化させ、自然環境の望ましい活用方策を提示し、実践する能力
- 二 論理的思考能力、適切な判断力、社会に対する責任感をもって行動する能力
- 三 現代社会の大局化した諸課題について理解・認識し、対応できる実践的指導力
- 四 豊かな人間性、幅広い教養、深い専門的知識・技術による課題探求、問題解決能力
- 五 国際交流の基盤となる幅広い視野・能力と文化的素養

【大学像】

海洋分野において国際的に活躍する産官学のリーダーを輩出する世界最高水準の卓越した大学

目 次

知っておくべきこと	
大学生活の基本事項です。大学の組織、学生が行う手続き、大学生活での注意事項です。	
【教育組織】	
○東京海洋大学	7
○学生関係の窓口	8
【諸手続き】	
○大学が発行する証明書 学生証 在学証明書 成績証明書 卒業見込証明書 学割証 通学定期券購入証明書 居住証明書(学生寮) 学研災加入証明書 健康診断証明書 就職のための推薦書 証明書自動発行機の利用	10
○学生が大学へ提出する書類 休学願 復学願 退学願 住所変更届 氏名等変更届 父母等・父母等住所変更届 旧姓使用申出局 欠席届 一時帰国・海外渡航届 進路決定届	11
○授業料・寄宿料の納付	12
○休学と授業料について	12
○退学と授業料について	12
【学内における注意・禁止事項】	
○盗難防止対策について	13
○キャンパス内における禁煙について	13
○構内交通安全規則等の遵守	13
○定期試験等における不正行為	13
【日常生活における注意・禁止事項】	
○飲酒に関する注意事項	13
○薬物(麻薬、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等)に関する注意事項	14
○SNS、ツイッター、ブログ等の利用に関する注意事項	14
○闇バイトに注意	14
○個人情報の取扱いに関する注意事項	14
○著作権の保護およびファイル交換ソフトについて	14
○大学の情報システムの利用にあたっての注意事項	15
○インターネットから取得できる情報の取り扱いについて	15
○カルト団体等の偽装勧誘に関する注意事項	15
○悪質商法等に関する注意事項	15
○ハラスメントの防止について	15
【その他 知っておくべきこと】	
○学生証について	16
○教室の利用について	16
○掲示等学生への連絡について	17
○台風、交通機関不通時等の授業等の取扱いについて	18
○緊急時連絡システムについて	19
○国民年金について	20
○品川キャンパス1号館から9号館の夜間立入りについて	20
○越中島キャンパス2号館等の夜間立入りについて	20
○東京海洋大学の省エネ対策について	20
○キャンパスクリーンデーについて	20
困ったこと、分からないことがあるときはこちらへ	
経済的なこと、健康のこと、その他相談事や大学生活での質問・疑問があるときはこちらへ。	
【学生相談の体制】	
○本学の学生相談体制について	23
【経済的なこと】 授業料の免除を希望、奨学金を受けたい	
○授業料免除・徴収猶予・月割分納の申請	24
○東京海洋大学学業優秀学生奨学金	25
○東京海洋大学海洋工学部三輪正人育英会奨学金	25
○日本学生支援機構奨学金	26
○その他の奨学団体等の奨学金	28

○東京海洋大学経済支援給付制度	・ ・ ・ ・ ・	29
○東京海洋大学修学支援事業基金奨学金	・ ・ ・ ・ ・	29
【健康のこと】 体調が悪くなったら・ケガをしたら	健康診断 学生相談	
○保健管理センター	・ ・ ・ ・ ・	30
定期健康診断 その他の健康診断 応急措置	健康相談 学生相談 図書貸出・閲覧	
検査機器の利用 健康診断証明書の発行		
○学校感染症対策マニュアル	・ ・ ・ ・ ・	31
【保険の加入】 学生教育研究災害傷害保険等の加入と保険金請求		
○学生が加入する保険について	・ ・ ・ ・ ・	32
○学生教育研究災害傷害保険（学研災）	・ ・ ・ ・ ・	32
○学生教育研究賠償責任保険（学研賠）	・ ・ ・ ・ ・	33
○学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）	・ ・ ・ ・ ・	34
○学生総合共済	・ ・ ・ ・ ・	34
【落とし物をしたら】		
○遺失物届	・ ・ ・ ・ ・	35
【学生相談】		
○質問・疑問・大学への提案事項があったら	個人的な相談も	36
学生支援教員制度 指導教員制度 オフィスアワー	学生相談（カウンセリング）	
なんでも相談窓口 学生意見箱 ハラスメント等相談窓口	英語学習アドバイザー	
障害のある学生に対する合理的配慮		
学生支援教員	・ ・ ・ ・ ・	37
【教室や道具・スポーツ用具を借りたいとき】		
○教室等使用願	・ ・ ・ ・ ・	38
○貸出物品	・ ・ ・ ・ ・	38
【アルバイトやアパートを探したいとき】		
○アルバイト	・ ・ ・ ・ ・	39
○アパート・貸間の紹介	・ ・ ・ ・ ・	39
【学生寮に入りたいとき】		
○朋鷹寮 海王寮	・ ・ ・ ・ ・	39
大学生活をより充実させるために		
サークル活動、交換留学や国際交流、卒業後の進路などはこちらへ。		
【課外活動】		
○課外活動	・ ・ ・ ・ ・	45
○学生団体	・ ・ ・ ・ ・	45
○サークル一覧	・ ・ ・ ・ ・	46
○課外活動施設及び合宿施設	・ ・ ・ ・ ・	47
○課外活動に関する諸手続きについて	・ ・ ・ ・ ・	48
○大学祭	・ ・ ・ ・ ・	49
海鷹祭 海王祭		
【国際交流】		
○海外への留学	・ ・ ・ ・ ・	50
○学生交流協定締結校	・ ・ ・ ・ ・	50
【就職・進路】 就職や進学などの進路に関すること		
○進路のこと	・ ・ ・ ・ ・	51
就職支援 就職・進学の相談窓口 就職ガイダンスと企業説明会	就職情報	
進路決定届		
○大学院生向けに特化した就職支援	・ ・ ・ ・ ・	52
【国立科学博物館等の利用について】		
○国立科学博物館の利用について	・ ・ ・ ・ ・	53
○国立美術館の利用について	・ ・ ・ ・ ・	53
○東京海洋大学校友会のご案内	・ ・ ・ ・ ・	54
施設の紹介		
学内、学外の大学施設の案内です。		
【キャンパス内施設】		
○附属図書館	・ ・ ・ ・ ・	57

○総合情報基盤センター	59
○グローバルコモン（語学学習スペース）	61
○大学会館（品川）	62
○越中島会館（越中島）	63
○八十五周年記念会館（越中島）	64
○マリンサイエンスミュージアム（品川）	65
○鯨ギャラリー（品川）	65
○明治丸海事ミュージアム（越中島）	65
○重要文化財「明治丸」（越中島）	65
○百年記念資料館	65
○明治丸記念館（越中島）	65
【キャンパス外施設】	
○水圏科学フィールド教育研究センター	66
館山ステーション	
富浦ステーション	
清水ステーション	
吉田ステーション	
大泉ステーション	
学 内 諸 規 則	
○学則	75
○大学院学則	88
○入学料免除及び徴収猶予取扱規則	96
○授業料等免除及び徴収猶予取扱規則	98
○学生表彰規則	102
○学生懲戒規則	103
○課外活動施設使用に関する取扱い	105
○構内交通安全規則	107
建物配置図及び教室等案内図	
【品川キャンパス】	
○建物配置図	113
○教室等案内図	114
【越中島キャンパス】	
○建物配置図	124
○教室等案内図	125

知っておくべきこと

大学生活の基本事項です。

大学の組織、学生が行う手続き、大学生活での注意事項です。

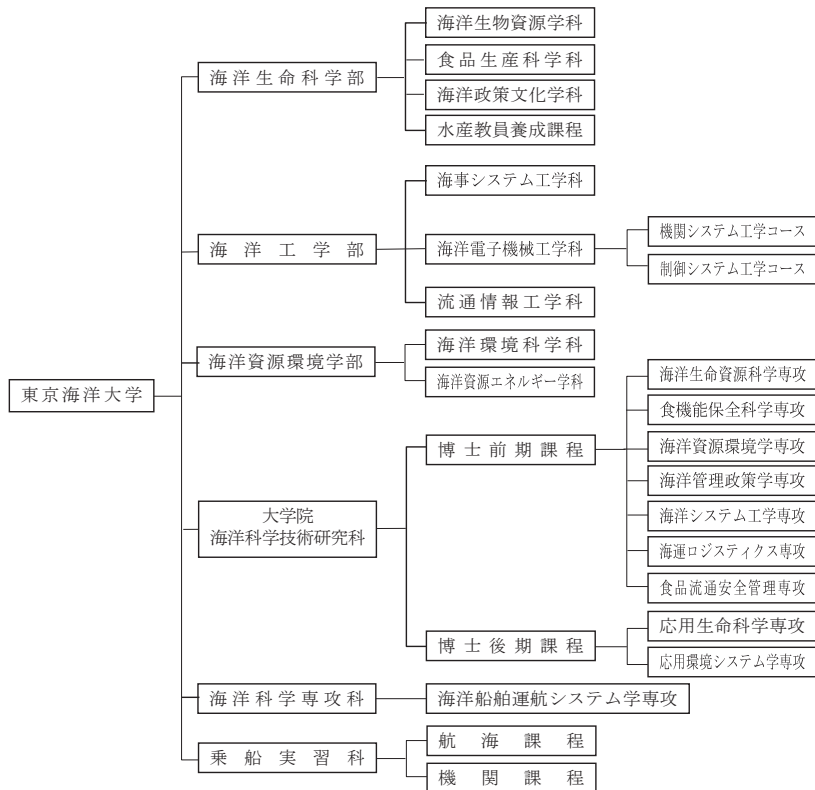
【教 育 組 織】

【諸 手 続 き】

【注意・禁止事項】

【その他 知っておくべきこと】

【教育組織】（令和6年4月1日現在）



○学生関係の窓口（令和6年4月1日現在）

・品川キャンパス

窓口対応時間：通常期間 9：00～17：15

（入試課は12:00～13:00を除き、17:00まで）

春・夏・冬季休業期間 9：00～12：00、13：00～17：00

電話：03-5463-() カッコ内の4ケタの数字を入れる

メール：@o.kaiyodai.ac.jpの前に()内の半角英数を入力

部署名		場所	主な仕事
教務課	総務係 (4232、k-soumu)	講義棟1階 学務部事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証、証明書等に関すること ・休学、退学、除籍等に関すること ・父母等の連絡先に関すること
	教務係 (0394、4245、k-kyomu1)		<ul style="list-style-type: none"> ・学部教育に関すること ・実習等に関すること ・定期試験、補講、講義室に関すること ・船舶職員養成課程に関すること ・教職、学芸員に関すること
	大学院係 (0395、k-dai)		<ul style="list-style-type: none"> ・大学院教育に関すること ・研究生等に関すること
	プログラム推進係 (7660、0503、marine-ai_office)		<ul style="list-style-type: none"> ・海洋AI・データサイエンス学位プログラムに関すること ※令和6年4月から卓越大学院プログラムは「海洋AI・データサイエンス学位プログラム」として運営します。
学生サービス課	学生生活係 (0429、0433、g-gaku)	講義棟1階 学務部事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動及び課外活動施設等に関すること ・学生の賞罰に関すること ・学生寮の管理運営に関すること ・旅客運賃割引証等の証明書の交付に関すること ・学生の保健管理等に関すること ・保健管理センターに関すること ・学生の教育研究災害傷害保険等に関すること ・なんでも相談窓口に関すること ・消費生活協同組合（生協）に関すること
	奨学係 (0434、0435 g-syou)		<ul style="list-style-type: none"> ・授業料免除及び徴収猶予並びに奨学金事務に関すること ・学生のための住居、アパート及びアルバイトの紹介に関すること
	キャリア支援センター キャリア支援係 (0406、g-sinro)	白鷹館1階	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の進路に関する相談指導及び就職斡旋等に関すること ・進路情報の収集及び提供に関すること
国際・ 教務支援課	留学生係 (0436、ks-ryuu)	講義棟1階 学務部事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生に関すること ・学術交流協定に基づく学生交流事業等、日本人学生の留学に関すること ・留学生交流の促進に係る各種行事の企画・実施に関すること ・国際交流会館（留学生棟）に関すること
	入試課	本部管理棟1階 入試課	<ul style="list-style-type: none"> ・学部及び専攻科の入学者選抜に関すること ・学部の入学者選抜に係る広報に関すること
入試第二係 (4265、n-nyusi2)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院の入学者選抜に関すること ・大学院の入学者選抜に係る広報に関すること 		

・越中島キャンパス

窓口対応時間：通常期間 8：30～18：00

春・夏・冬季休業期間 9：00～12：00、13：00～17：00

電話：03-5245-() カッコ内の4ケタの数字を入れる

メール：@o.kaiyodai.ac.jpの前に()内の半角英数を入力

部署名		場所	主な仕事
越中島地区事務室	教育支援係 (7320、7312、7314 e-kyomu)	1号館1階	<ul style="list-style-type: none"> ・修学指導に関する事 ・教育課程の編成、授業成績に関する事 ・成績の整理及び記録に関する事 ・普通教室の管理に関する事 ・学生及び卒業生の諸証明に関する事 ・船舶実習及び乗船実習科に関する事 ・教員免許、海技免許等に関する事 ・教育実習、学外実習（インターンシップ）に関する事 ・大学院の教務に関する事
	学生支援係 (7316、7317、7318、e-gaku)		<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動に関する事 ・課外活動施設等の利用に関する事 ・学生寮及び85周年記念会館に関する事 ・授業料免除及び徴収猶予並びに奨学金事務に関する事 ・学生のための住居、アパート及びアルバイトの紹介に関する事 ・日本人学生の留学に関する事 ・外国人留学生の生活支援に関する事 ・旅客運賃割引証等の証明書の交付に関する事 ・学生の相談に関する事 ・学生の進路指導に関する事 ・学生の進路に関する相談指導及び就職斡旋等に関する事 ・進路情報の収集及び提供に関する事 ・その他越中島地区における学生生活支援事務に関する事
卓越大学院プログラム推進事務局	プログラム推進係 (7660、marine-ai_office)	第1実験棟3階 (海洋AI開発評価センター内)	<p>海洋AI・データサイエンス学位プログラムに関する事</p> <p>※令和6年4月から卓越大学院プログラムは「海洋AI・データサイエンス学位プログラム」として運営します。</p>

※事務室の場所については、建物配置図のページをご覧ください。

【 諸 手 続 き 】

○大学が発行する証明書

証明書の種類	発行窓口等	摘 要
学 生 証 (身分証明書)	品 川：教務課総務係 越中島：教育支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証は、本学の学生であることを証明する大事なものであり、卒業まで使用することになりますので大切に扱ってください。 ・万一学生証を紛失したり、汚損したりしたときは、再交付の手続きをしてください。 なお、 学生証は常に携帯してください。 また、退学や除籍により学籍を失った場合は、直ちに返納してください。
在 学 証 明 書		「証明書自動発行機の利用」の項を参照してください。
成 績 証 明 書		
卒業見込証明書		
学校学生生徒旅客 運賃割引証(学割)	品 川：学生サービス課 学生生活係 越中島：学生支援係	
通学定期券 購入証明書		【p. 16 その他知っておくべきこと】を参照してください。
居住証明書(学生寮)		必要とする場合は、左記の窓口で交付手続きをしてください。交付には 1~2 日を要します。
学生教育研究災害 傷害保険加入証明書		
健康診断証明書	品川・越中島 保健管理センター	【p. 30 健康のこと】(保健管理センター)を参照してください。
就職のための 推薦書	品川：キャリア支援センター キャリア支援係 越中島：学生支援係	必要とする場合は、左記の窓口で交付手続きをしてください。交付には 1 週間を要します。
証明書自動発行機 の 利 用	【設置場所】 品川：学務部事務室入口 越中島：事務室前 【利用時間】 通常期間 月～金 8：30～ 18 時(休業日を除く) 春・夏・冬季休業期間 月～金 8：30～17：15 (休業日を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の証明書は、証明書自動発行機を自分で操作することにより即時に取得できます。 ○在学証明書 ○卒業見込証明書 ○成績証明書 ※海洋工大学の学生の成績証明書は窓口のみで発行しますが、3 年次から発行機で取得可能です。 ○健康診断証明書 ○通学定期券購入証明書 ○学割 ※証明書自動発行機のメニュー画面の指示に従って、学生証を利用し、枚数等を入力してください。 なお、証明書自動発行機は、予告なく停止する場合があります。

※「証明書自動発行機の利用」欄に記載されていない証明書の発行は、日数がかかりますので、余裕を持って申請してください。

○学生が大学へ提出する書類

届出の種類	届出先	摘 要
休 学		<p>病気その他やむを得ない理由により、引き続き2ヵ月以上修学できない場合は休学することができます。休学可能な期間は1年以内ですが、延長申請によりさらに1年間休学することができます（継続して休学可能な期間は2年間）。※休学期間満了とともに復学になります。</p> <p>○休学可能期間（通算） ・学部生、大学院博士後期課程：3年 ・大学院博士前期課程：2年</p> <p>休学（延長申請含む）を希望する学生は、休学開始希望日の原則1か月前までに休学願（所定の様式）を担当係に提出する必要がありますので、期日に余裕を持って担当窓口申し出てください。（やむを得ない事由により期日までに提出が間に合わない場合は、速やかに担当窓口にご相談してください。）</p>
復 学	品川：教務課総務係 越中島：教育支援係	<p>休学期間満了とともに復学になりますが、休学期間中に休学事由が解消し復学を希望する場合は、復学希望日の原則1か月前までに復学届を提出し許可を得てください。</p> <p>※復学した月以降の当該学期の授業料をただちに支払う必要があります。</p>
退 学		<p>家庭の事情等やむを得ない理由により、修学が困難となり退学を希望する学生は、希望日の原則1か月前までに退学願（所定の様式）を担当係に提出する必要がありますので、期日に余裕を持って担当窓口申し出てください。（やむを得ない事由により期日までに提出が間に合わない場合は、速やかに担当窓口にご相談してください。）</p>
住所変更		<p>・学務システム（Live Campus）にアクセスし、以下の順に従い該当する画面を開き、変更してください。</p> <p>〔 ポータル画面→教務システム（システム連携リンク） →学生情報関連→学籍情報の更新→学生連絡先 〕</p>
氏名等変更 父母等変更 父母等住所変更 旧姓使用申出届		<p>・変更になる場合はただちに担当窓口申し出てください。</p> <p>※本人の氏名を改姓・改名した場合は公的証明書の提出が必要です（新旧の姓名が記載されているもの 例：戸籍抄本、住民票など）。</p>
欠 席	品川：教務課教務係 越中島：教育支援係	<p>下記の事由による場合、欠席届を受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病により引き続き7日以上欠席する場合（診断書等を添付）。 ・インフルエンザ等感染症により欠席する場合（診断書等を添付）。 ・その他やむを得ない事由（忌引き等で証明できるものを添付）。 <p>なお、これ以外の場合は受講している授業の担当教員に直接相談してください。</p>
一時帰国・ 海外渡航	品川：国際・教学支援課 留學生係 越中島：学生支援係	<p>・日本より出国する時は、一時帰国・海外渡航届を提出してください。なお、海外に渡航する場合は、留学や研修、研究活動等大学の活動や、私的な旅行、いずれの場合でも、必ず海外旅行傷害保険に加入するようにしてください。また、大学が実施するプログラムによる海外渡航の場合、海外旅行傷害保険に関する書類の提出が必要な場合がありますので担当部署に必ず確認してください。</p>
進路決定届	品川：キャリア支援センター キャリア支援係 越中島：学生支援係	<p>・就職先、進学先等が決定した学生は、必ず「海洋大キャリアナビ」を利用して進路決定届を提出してください。</p> <p>p.51～52 参照してください。</p>

※上記届出等の用紙は各届け先へ備え付けていますので窓口申し出てください。

○授業料・寄宿料の納付

1. 授業料の納付

授業料の口座引落日は前期が5月20日、後期が11月20日ですので、前日午後3時までに指定口座へ授業料相当額を入金しておいてくださるようお願いします。(20日が土日祝日の場合は翌営業日となります)

・令和6年度授業料 年額 535,800円 (前期分 267,900円 後期分 267,900円)

(注意事項)

- ・在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の額を納付してください。
- ・前期または後期の納付期間に授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない場合は学期末で除籍となり、未納学期における修得単位は認められません。

※授業料の免除・徴収猶予・月割分納の申請は【経済的なこと】を見てください。

2. 寄宿料の納付

寄宿料は前期分(4月～9月)、後期分(10月～3月)とまとめて納付していただきます。詳しい納付方法については各学生寮担当窓口(学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係)から指示がありますのでご確認ください。なお、寄宿料の他、共益費等(別途通知)も同様にお支払ください。

・令和6年度寄宿料

*品川学生寮(朋鷹寮)	月額 4,700円
*越中島学生寮(海王寮)	タイプⅠ 1寮から4寮の全居室 月額 3,000円
	タイプⅡ 第5寮5201室～5210室 月額 3,400円
	タイプⅢ 第5寮5211室～5212室 月額 4,500円

※部屋は2人部屋で、1人当たりの金額を示します。

(注意事項)

- ・3ヶ月間未納だった場合(前期分6月、後期分12月を過ぎても納付がない場合)は退寮処分となるので注意してください。
- ・途中退寮する場合は、退寮日の14日前までに退寮願を提出してください。なお、途中退寮した方には、退寮した翌月以降分の納付済み寄宿料を返還します。退寮時に返還請求書をお渡しますので、正確に記入し、各学生寮担当窓口(学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係)に必ず提出してください。

○休学と授業料について

1. 学期の初日(前学期は4月1日、後学期は10月1日)から休学する場合は、休学を終了する月まで(月の途中までの休学の場合は、その前月まで)の授業料が免除されます。
2. 学期の途中から休学する場合については、前学期は5月1日、後学期は11月1日までに休学を開始する場合に限り、授業料は4月分、10月分のみ徴収となり、休学を終了する月まで(月の途中までの休学の場合は、その前月まで)の授業料は免除されます。
3. 前学期は5月2日以降、後学期は、11月2日以降から休学する場合は、その学期の授業料の全額を徴収します。

なお、休学を遡ってすることは出来ません。

また、授業料の徴収猶予を受けている場合や、前・後学期にまたがって休学する場合についてはこのとおりとは限りませんので、詳細については必ず教務課総務係、越中島地区事務室教育支援係にご確認ください。

○退学と授業料について

退学日に関わらず当該学期の授業料を全額徴収します。

なお、退学を遡ってすることは出来ません。

また、授業料免除を受けている場合等はこのとおりとは限りませんので、詳細については必ず教務課総務係、越中島地区事務室教育支援係にご確認ください。

【学内における注意・禁止事項】

○盗難防止対策について

大学構内には不特定多数の人が出入りしています。学内だからと油断せず、下記の事項を守り、常日頃から盗難防止対策に努めてください。

- ・貴重品は、できる限り大学には持参しないでください。
- ・一時的に離席等する場合も、財布や貴重品は肌身離さず所持してください。
- ・やむを得ず貴重品を所持し、体育の授業等で手放す場合は、大学が貸与したロッカーに必ず鍵をかけて保管してください。
- ・ロッカーの鍵は安易に解錠出来ないものを選んでください。

○キャンパス内における禁煙について

- ・未成年者の喫煙は法律で禁止されています。

タバコは、吸う人の健康にも、周りにいる人の健康にも有害です。喫煙をする場合は、決められたルールを守ってください。

- ・キャンパス内での歩きタバコおよび吸い殻のポイ捨ては禁止です。
- ・建物内は、全面禁煙です。
- ・建物外は、灰皿が設置されている指定喫煙場所以外は禁煙です。

○構内交通安全規則等の遵守

学内の**車両の乗り入れは、安全と静穏な大学の教育研究環境のために、すべて禁止しています。**また、車両による通学も原則禁止です。

なお、研究実験資材の運搬などでやむを得ず車両の構内乗り入れが必要な場合は、守衛所で臨時駐車許可を得てください。駐車場所は、所定の場所を使用してください。

また、学外での交通規則についても、法規を遵守し、事故防止に努めてください。

学外はもとより、構内で交通事故を起こした場合は、処罰の対象となります。

キャンパスでの構内車両乗り入れの手続きは次のとおりです。

- ① 臨時に大学に車両で来た場合「臨時駐車許可証」が発行されます。当日限り有効な許可証で、正門から駐車場までの間の移動のみが認められます。正門から入り守衛所で手続きのうえ、この許可証を受け取り所定の駐車場に止めてください。その際許可証は、外部から見える所に置いてください。
- ② 特別な理由により、通学のために長期に車両での入構を希望する場合は、指導教員の承認を得た後、品川キャンパスの学生は学生生活係、越中島キャンパスの学生は越中島地区事務室学生支援係に申し出て、「駐車許可証（長期）」の交付の申請をしてください。
但し、学生寮及び国際交流会館に入居している学生についての申請は認めません。

○定期試験等における不正行為

定期試験及びレポート提出等、修学成績判定に係る全ての試験において、不正行為の事実があった場合は規定に従い、厳正に処置します(処分内容:停学及び当該期の全履修科目の取消し(海洋生命科学部、海洋資源環境学部)、停学及び当該期の全履修科目の評価点を0点とする(海洋工学部)。)

【日常生活における注意・禁止事項】

○飲酒に関する注意事項

1. 未成年者の飲酒は法律で禁止されています。

アルコールには麻酔作用があるので、未成年者が飲み方や適量もわからず無理に飲むと、急性アルコール中毒を起こしやすいといわれています。もし、誰かに勧められても、きちんと断ることが大切です。

2. 飲酒の強要は絶対にしないこと。

未成年者やお酒に弱い方にお酒を強要することは絶対にしないでください。

3. 飲酒運転は厳禁です。

「道路交通法」では飲酒運転のほか、飲酒者への車両の提供、運転者への酒類の提供、飲酒運転の車への同乗についても禁止されており、厳しい罰則が課せられます。

○薬物（麻薬、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等）に関する注意事項

薬物の乱用は、本人の精神と身体に危害を及ぼします。また、友人や家族関係の崩壊にもつながるなど、本人だけでなく、社会全体に計り知れない影響をもたらします。このため、薬物の所持や使用は法律で禁止されており、違反者は刑罰に処せられます。

薬物に対して安易な気持ちや一時の興味で接することのないよう十分注意してください。

○SNS、ツイッター、ブログ等の利用に関する注意事項

Facebook やツイッターに代表される SNS（ソーシャルネットワークサービス）、あるいはブログなどを利用してはいると思いますが、インターネット上に書き込んだ内容は全世界に公開されることとなります。

転載・拡散された場合等には、長期間ネット上に残り、何らかのきっかけで問題となることがあります。SNS などインターネットへの書き込み、写真や映像の掲載・投稿には十分注意し、個人情報を書き込まないようにしてください。

何か困ったことがあれば、周りの人に相談するようにしてください。SNS の公式サイトへのヘルプや問合せ窓口なども参考にしてください。

○闇バイトに注意

SNS に投稿されたアルバイト情報の中には、犯罪の手伝いをさせられるなど、危険なものも潜んでいます。怪しげな情報にだまされないよう注意してください。「#裏バイト」「#高額バイト」等のハッシュタグがいっぱい並ぶ投稿は、誰がどう見ても怪しく、雇用主や仕事内容の記載がなければ無視し、関心を持つのは危険です。好条件をエサに接触を待つ、勧誘目的で友達申請をする等、悪意の仕掛けはさまざまです。友人・知人が発信した情報でも、また聞きや再投稿の可能性があります。安易な連絡は絶対にやめてください。詐欺の受け子等は使い捨て、見つかったら逮捕されることや、犯人グループとトラブルになるケースもあります。手っ取り早く稼ごう、スリルを味わいたいという気持ちで罪を犯すことのないよう十分注意してください。

○個人情報の取扱いに関する注意事項

SNS で、友だちになりました第3者からプリペイドカード等を代理で買って欲しい、または、お金を振り込んでほしいと依頼され、そのとおりにしたところ、金銭の詐欺にあったり、SNS で紹介された荷物転送アルバイトで、相手に送った身分証明書画像から、自分名義の携帯電話が契約・譲渡され、知らない間に犯罪に使われるなどの手口による被害があります。SNS の認証コードや、各種アカウントのパスワード、学生証、運転免許証、健康保険証、マイナンバー、銀行等口座などの個人情報を絶対に伝えないように注意してください。

また、アカウントを乗っ取られやすくなり危険ですので、簡単に推測できるパスワードの利用や複数のサービスで同じパスワードを使いまわすことは、止めましょう。



○著作権の保護およびファイル交換ソフトについて

ソフトウェアや映画、音楽などの著作物を利用する際は、知的財産権や利用許諾を厳守して利用することが必要です。P2P ファイル交換ソフト等を用いて不正に著作物を入手することや、不正プロダクトキー生成ツール等のクラックツールにより、ソフトウェアをコピーしたりインストールしたりすることは、全て著作権侵害に該当します。

2012 年 10 月 1 日施行の著作権法では、違法にアップロードされたファイルをダウンロードするなどの違法行為は、個人的に利用する目的であっても、刑事罰（2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金、あるいはこの両方）が科されることになりました。また、学内規則に基づき、このような違法な行為は退学を含む処罰の対象となります。

特に、ソフトウェアや映画・音楽などの著作権侵害は罰金に加えて、莫大な損害賠償が請求される場合もあります。著作権の侵害行為を監視している団体や警察等から、大学に対して著作権侵害行為について警告・通報されることもあります。不正コピーなど他人の著作権を侵害する行為は絶対にしてはいけません。

また、試験問題や講義ノート、レポート課題も著作物です。これらを著作権者に無断でコピーすることやスキャンしたデータをインターネットや Facebook などに掲載することは著作権法に反し違法ですので、絶対にしてはいけません。



○大学の情報システムの利用にあたっての注意事項

本学の情報システムは教育・研究のために設置されていますので、これ以外の目的で学内のネットワークや情報システムを利用することはできません。例えば、営利目的の活動や、オンラインゲーム、アダルトサイトの閲覧などは目的外利用となります。東京海洋大学では、ファイアウォールによりネットワークの監視を行っており、学外からの攻撃、ウイルス等の不正なプログラムを阻止するとともに、著作権侵害行為の検出を行っています。教育・研究と関係のない過剰なネットワーク利用を行った場合や、通信の秘密を侵害する等のネットワークの運用に支障を及ぼす活動を行った場合、利用者に対して個別に問い合わせを行ったり、接続を遮断する場合があります。

なお、各自が管理するコンピュータには必ずウイルス対策ソフトを導入するとともに、ソフトウェアの更新を適切に実施し、ネットワークおよびコンピュータで不正な行為が発生しないように最善の努力を払ってください。

また、スマートフォンやタブレットの画面を見ながらの歩行（歩きスマホ）は、非常に危険です。歩きスマホは、自分自身だけでなく、周囲の方も巻き込む事故につながる恐れもあります。スマートフォン等のモバイルデバイスは周囲に配慮して使用しましょう。



○インターネットから取得できる情報の取り扱いについて

インターネットやSNSを用いて様々な情報を得ることができます。これらの情報には教育・研究の観点からも役に立つものが多くありますが、同時に根拠が明確でない情報や単なる噂・デマなども多く存在します。インターネットから得られた情報については、その内容を単にうのみにするのではなく、必ず根拠となる情報を確認するなどして適切に情報を取捨選択するよう心がけてください。

○カルト団体等の偽装勧誘に関する注意事項

キャンパス内において、自らが宗教団体であることを名乗ることなく、サークル活動や自主ゼミと称し、特定の反社会的なカルト団体に引き込もうとする「偽装勧誘」の事例があります。

声を掛けられておかしいと感じた場合はキッパリと断り、安易に電話番号、メールアドレス等を交換しないでください。また、不審な団体と感じたとき、あるいは勧誘活動を受けた場合は、下記まで知らせてください。

品川：学生サービス課学生生活係 TEL 03-5463-0433
越中島：越中島地区事務室学生支援係 TEL 03-5245-7316

○悪質商法等に関する注意事項

(1) 消費者契約等に関するトラブルについて

消費者契約等に関するトラブルが増加しています。うまい話には要注意です。少しでも疑問を感じたら契約せず、身に覚えのない請求などは支払わないでください。

また、マルチ商法は自らが加害者となり処罰される可能性がありますので、十分に注意してください。

訪問販売や電話勧誘販売など、特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解約できるクーリング・オフ制度があります。もしも被害に遭ってしまったときは消費生活センター（消費者ホットライン：188）に相談してください。

(2) 振り込み詐欺について

振り込み詐欺は、人々の家族を大切にしたい気持ち等を利用した卑劣な犯罪です。最近は家族のみならず、警察官や弁護士、保険会社等を名乗った悪質な手口が多く見受けられます。

また、携帯電話に心当たりがない請求メールが来る等の架空請求詐欺や、融資を誘うダイレクトメール、消費者生活相談センター等になりましたハガキになどの手口も見受けられます。

このような手口で犯罪に巻き込まれることのないよう注意しましょう。

○ハラスメントの防止について

ハラスメントには、以下のようなものがあります。

(1) セクシュアル・ハラスメント・・・相手を不快にさせる性的言動や行為

(2) アカデミック・ハラスメント・・・教育研究に関わる優位な力関係のもとで行われる理不尽な行為

(3) アルコール・ハラスメント・・・飲酒の強要など飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為

大学内でも十分に意識し、防止に努めなければなりません。

日頃からの周囲に対する思いやりから防ぐことができます。

大学では、相談員を配置していますので、いつでも相談してください。

相談員の氏名、連絡先等は、ホームページ、パンフレットで紹介しています。

大学ホームページ「学生生活」－「相談窓口」－「ハラスメント等の相談について」

【その他 知っておくべきこと】

○学生証について

1. 学生証の取扱い上の注意等について

- ① 交付する学生証は、身分証明書、諸証明書発行、附属図書館利用証としての機能を併せ持つほか、出席管理システム、入退館システムでも利用されるカードです。
- ② この学生証には、ICチップが埋め込まれており、極めて繊細なカードですので、取り扱いには十分注意してください。
- ③ 学生証を拾得した場合には、すみやかに教務課総務係（品川キャンパス）、または越中島地区事務室教育支援係（越中島キャンパス）に連絡してください。
- ④ 学生証を他人に貸与したり、譲渡したりすることは、固く禁止します。

2. 再交付について

学生証は、東京海洋大学から本学の学生に対し、その在籍期間を通じて貸し出すものです。紛失した場合や破損した場合は、すみやかに教務課総務係（品川キャンパス）、または越中島地区事務室教育支援係（越中島キャンパス）に連絡し、再交付の手続きをしてください。

なお、原則として、再交付を受ける場合は実費を負担していただきます。

3. 通学定期券の購入方法について

各鉄道会社駅窓口における通学定期券購入には、「通学定期券購入証明書」が必要となります。通学定期券を購入する際は「学生証」と「通学定期券購入証明書」（証明書自動発行機で交付）を一緒に駅の定期券購入窓口で提示してください。

4. 学生証についての問い合わせ先

学生証全般	教務課総務係	03-5463-4232
	越中島地区事務室 教育支援係	03-5245-7312
通学定期券の購入	学生サービス課学生生活係	03-5463-0433
図書館の利用	学術情報課情報サービス第一係	03-5463-0444

※学生証は、定期試験等の場合に必要となりますので、常に携帯してください。

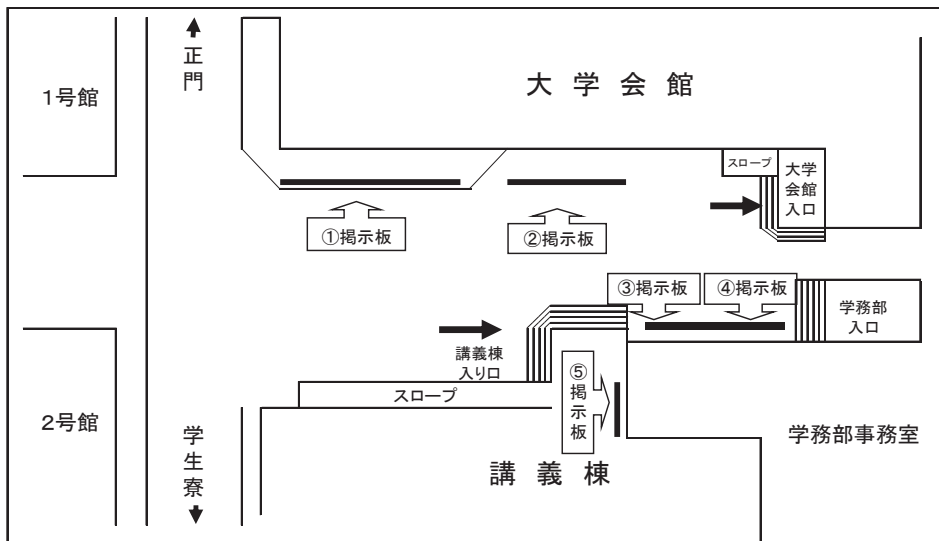
○教室の利用について

教室内は飲食禁止となっています。また、教室内（特に机の中）にゴミを置いたり、捨てないようにしてください。ゴミは廊下のゴミ箱に捨ててください。

○掲示等学生への連絡について

学生に対する伝達事項は、原則として掲示により行いますが、学務システムで通知する事項もありますので、**毎日必ず掲示と学務システムの両方を確認するようにしてください。**なお、休講情報等を始めとする講義に関する連絡は、学務システムからメール配信されます。

品川キャンパス 掲示版

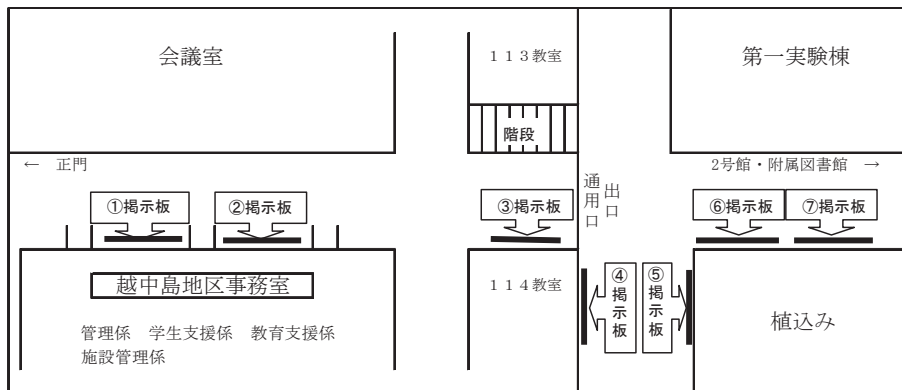


掲示版には、下記の情報を掲載しています。必ず毎日掲示版を見るように習慣づけましょう。

- ・教務係 : 授業時間の変更、定期試験時間表、教室変更、休講、補講、学生呼出、担当教員からの連絡・
①掲示版 伝達事項、その他教務に関する重要事項の通知
⑤掲示版 : 教職・学芸員に関すること
- ・大学院係 : 大学院講義に関すること、在学生への連絡事項、その他大学院に関する重要事項の通知
①、②掲示版
- ・総務係 : 学生証、入学・授業料に関すること
③掲示版
- ・学生生活係 : 学生寮(朋鷹寮・海王寮)への入寮者募集・その他結果通知や連絡事項、学生相談日程、学生
②掲示版 への賞罰に関すること、課外活動に関すること、その他学生生活に関する注意事項、学生ロッ
ッカーの使用に関すること(ロッカー番号等)
- ・留学生係 : 留学生用寄宿舎の募集、留学生に関する奨学金の募集、日本人学生の海外留学に関すること、
②掲示版 国際交流懇談会の開催通知、チューター向けの通知、日本人学生向けの留学情報、
その他留学生に関すること
- ・奨学係 : 入学料・授業料免除の募集・結果通知、日本学生支援機構奨学金の募集・採用通知・
②掲示版 継続願の提出・返還誓約書の提出・返還免除の募集(大学院)、民間等奨学金の募集・
採用通知、その他奨学金に関する重要事項の通知
- ・キャリア支援センター : 就職ガイダンス、企業説明会、求人、その他進路に関すること
②掲示版
- ・保健管理センター : 感染症に関する情報、その他健康に関すること
④掲示版

越中島キャンパス

掲示場所は、1号館内と1号館通用口出口付近に集中して7箇所の掲示板があります。



教育支援係
①、②掲示板 : 授業時間変更、定期試験時間表、教室変更、休講、補講、学生呼出
その他教務に関する重要事項の通知
授業担当教員からの連絡・伝達事項
船舶実習・乗船実習科に関する連絡事項

学生支援係
③～⑦掲示板 : 授業料免除、奨学金、留学生、就職、保健管理センター、学生寮、
課外活動に関する連絡事項

○台風、交通機関不通時等の授業等の取扱いについて

本学では、台風などの悪天候・災害等における学生の身体の安全を確保すること、並びに交通機関の不通時の対応を目的として、授業等の休講措置等について別途定めています。

詳細については、下記の大学ホームページをご覧ください。

大学ホームページ > 学生生活 > 授業関連 > 荒天時の授業取扱

※本取扱いによる休講の連絡の際、緊急時連絡システムによる配信を行う場合がありますので、必ず登録しておいてください。

緊急時連絡システム(さくら連絡網)について

1.緊急時連絡システムとは

本学のすべての学生・教職員と緊急時に連絡をとるためのメール・LINE・アプリによる配信システムです。

- ①台風・地震等の自然災害やインフルエンザ流行等による**緊急の休講**等を連絡します。
- ②災害時の**安否確認**や健康状態の収集手段としても使用します。
- ③その他、掲示板で告知するお知らせの中で緊急性があり重要と判断するお知らせ等の連絡をします。

2.登録方法

携帯電話・スマートフォン等の携帯端末や自宅 PC 等の**複数のメールアドレス(4 件まで)**、**LINE**、**アプリ**も登録できます。**必ず登録して下さい。**

3.登録手順

- (1)さくら連絡網登録用 QR コード又は URL にアクセスします。

QR コードはこちら↓



URL はこちら↓

<http://390390.jp>

URL を直接入力した場合は、認証コードの入力を求められます。

認証コード:204 441 4

- (2)連絡を受け取りたい方法を**【LINE】**、**【アプリ】**、**【メール】**から選びます。(※3種類とも登録できます。)

- (3)**【LINE】を選んだ場合**

- ①LINE の友だち追加ボタンから登録(追加)します。(トークから登録開始)
- ②認証コード:204 441 4 を入力します。
- ③ID とパスコードを入力します。

【アプリ】を選んだ場合

- ①さくら連絡網のアプリをインストールします。
- ②アプリを起動して、認証コード:204 441 4 を入力します。
- ③ID とパスコードを入力します。

【メール】を選んだ場合

- ①登録用メール送信画面に切り替わるので、そのまま送信します。(※メール本文は変更しないで下さい。)
- ②さくら連絡網から、メールで登録用の URL が届きます。
- ③URL にアクセスして、登録画面から ID とパスコードを入力します。

- (4)メニュー画面(以下、マイページといいます)が表示されたら登録完了です。

4.メール受信時の注意

- ①緊急時連絡システムは、メール、LINE、を受信者が開封したかどうかの確認ができるシステムです。

また、アンケート形式で安否確認を行う場合もあります。受信した場合は、必ず開封し、内容を確認した後、指示に従って回答して下さい。

- ②登録用メールが届かない場合は、ドメイン指定受信に「school-i.net」を追加登録して下さい。

- ③マイページ(<https://390390.jp/parent/menu>)をブックマーク(スマートフォンの場合はホーム画面に追加)しておく、後日、メールアドレスの変更等を行う際に便利です。また、簡単ログイン設定をしておく、次回からワンクリックでマイページにアクセスできます。

- ④配信先の変更を希望する場合やアドレス自体を変更した場合は、マイページのメニューの「連絡先を追加」から新しい連絡先を追加するとともに、「登録情報確認」から古い連絡先を削除して下さい。

- ⑤ログイン ID、パスコードは、各自で管理して下さい。(入学時に配布します。)

- ⑥パスコードを紛失した場合は、以下の問合せ先へご連絡下さい。

- ⑦緊急時連絡システムは、大学からの送信専用アドレスです。上記のアンケート形式での回答以外は、大学側では内容の確認ができませんのでご注意ください。

5.個人情報の取り扱いに関して

緊急時連絡システムにご登録いただいたメールアドレス等、個人情報に関しては本学個人情報保護規則に則り厳正な取扱いをいたします。また、上記の目的に限り使用し、他の目的で使用することはありません。

緊急時連絡システムに関する問合せ先: 東京海洋大学総務部総務課
so-soumu@o.kaiyodai.ac.jp 03-5463-0354

○国民年金について

国民年金制度では、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入手続きは、住民票に登録している市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口でおこなってください。

また、所得が無い学生のために、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するために、本人の申請により在学期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

この制度についての詳細は、市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口にお問い合わせるか、下記のホームページをご覧ください。 **日本年金機構** <https://www.nenkin.go.jp/>

○品川キャンパス 1号館から9号館の夜間立入りについて

品川キャンパスの1号館から9号館ではセキュリティシステムが導入されています。そのため、平日は20時から翌朝8時まで、土曜日、日曜日および休日（年末年始および夏季一斉休業を含む。）は終日、入口が施錠されます。施錠されている間はあらかじめ許可を得た学生以外は1号館から9号館に立ち入ることができなくなりますので、注意してください。

不明な点等は、品川キャンパス 講義棟1階の国際・教学支援課品川地区等支援係にお問い合わせください。

品川地区等支援係 Tel : 03-5463-0560 E-mail : ks-sien@o.kaiyodai.ac.jp

○越中島キャンパス 2号館等の夜間立入りについて

越中島キャンパスでは、2・3号館および第1・3・4・5実験棟でセキュリティシステムが導入されています。そのため、平日は22時から翌朝7時まで、土曜日、日曜日および休日（年末年始および夏季一斉休業を含む。）は終日、入口が施錠されます。施錠されている間は、予め指導教員から許可申請のあった学生以外は立ち入ることができなくなりますので、注意してください。

不明な点等は、越中島キャンパス 1号館の越中島地区事務室にお問い合わせください。

越中島地区事務室 施設管理係 Tel : 03-5245-7328 E-mail : e-sisetu@o.kaiyodai.ac.jp

○東京海洋大学の省エネ対策について

本学では、「東京海洋大学『省エネルギー宣言』」を掲げ、省エネルギー・CO₂削減に取り組んでいます。

特に、東京都の条例により、令和2年度からの5年間で毎年2.7%のCO₂排出量削減が義務づけられており、これまで以上の省エネに努める必要がありますので、是非学生の皆様のご協力をお願いします。

照明のつけっぱなし、実験用流しの水の流しっぱなし、暑いから・寒いからと部屋を使わない時もエアコンをつけっぱなし。このようなことがないよう、こまめに切る、こまめに止めることを実践し、環境に関わる東京海洋大学の学生として、資源を無駄にしない学生生活を送ってください。

○キャンパスクリーンデーについて

毎年、6月と10月頃の年2回、学生・教職員参加のキャンパスクリーンデーを実施しています。

自分達が過ごすキャンパスが少しでもきれいになるよう、皆さんでゴミ拾い等の清掃作業に積極的に参加ください。（キャンパスクリーンデーについては、担当の教員を通じてご案内をしています。）



困ったこと、分からないことがあるときはこちらへ

経済的なこと、健康のこと、
その他相談事や大学生活での質問・疑問があるときはこちらへ。

【学生相談の体制】

【経済的なこと】

【健康のこと】

【保険の加入】

【落とし物をしたら】

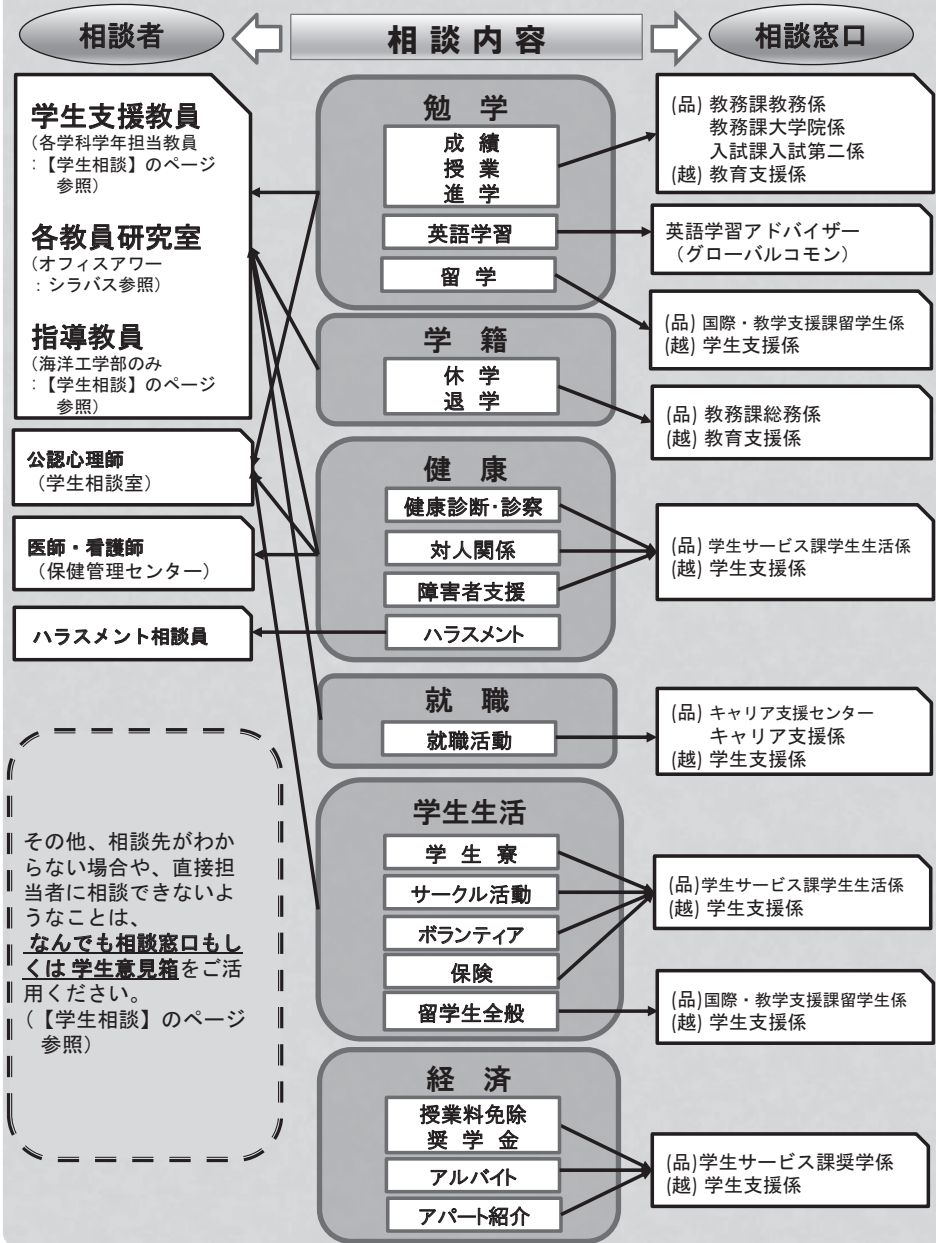
【学生相談】

【教室や道具・スポーツ用具を借りたいとき】

【アルバイトやアパートを探したいとき】

【学生寮に入りたいとき】

本学の学生相談体制について



【経済的なこと】 授業料の免除を希望、奨学金を受けたい

品川キャンパス窓口：学生サービス課奨学係

越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

○授業料免除・徴収猶予・月割分納の申請

授業料は各学期の所定の期日までに納付しなければなりません。経済的理由等によって納付期限までに授業料を納付することが困難な場合は、授業料の免除、徴収猶予、月割分納を申請することができます。

免除等の申請を希望する学生は、品川キャンパスの学生サービス課奨学係、越中島キャンパスの越中島地区事務室学生支援係で申請書類を受け取り、各キャンパスの受付期間内に申請書類を提出してください。

なお、授業料免除は年2回（前期4月上旬頃・後期10月上旬頃）募集します。受付期間等については掲示・ホームページによりお知らせします。

1. 免除

(1) 日本人学部学生

日本人学部学生の授業料等免除は、奨学金の給付と授業料等の減免を一体的に行うものであり、日本学生支援機構が支給する給付型奨学金（以下「給付型奨学金」）と大学が行う授業料等減免についてセットで申込をする必要があります。

高校で既に給付型奨学金の予約採用を受けている方は、入学後日本学生支援機構給付型奨学金の進学届を提出し大学窓口で授業料免除に必要な書類を受け取り、授業料免除の申請を行って下さい。

新入生の方で給付型奨学金の新規申請をする方は、『4月』より申請受付を実施します。

授業料免除申請書類及び必要な書類を受け取り、授業料免除の申請を行って下さい。

なお、給付型奨学金に採用されなかった方には、修学支援事業基金（本学を支えてくださる方々からの寄附金）を活用し、本学の基準に適合している方のうち、選考の上、奨学金を支給することがあります。

【支給額】

10万円（一括支給）

【支援対象者】

以下の要件を全て満たす者を対象とします。

1. 給付型奨学金に申請の結果、支援対象外となった者
2. 本学免除基準に該当するなど経済的に困窮している者

【選考時期】

令和7年1月頃を予定

(2) 日本人学部学生以外の学生

給付型奨学金の支援対象から外れる大学院生及び留学生等に対する支援として、本学免除基準による免除を実施します。

（減免金額は、判定時の家計状況により審査の上、決定します。国からの予算額の減少により、減免金額が減少する可能性があります。）

なお大学独自の支援について『4月』より申請を受け付けますので、希望される方は忘れずに申請をするよう

にしてください。

2. 徴収猶予

授業料の徴収猶予は、次の場合、本人の申請に基づき選考のうえ許可されることがあります。
経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

徴収猶予の期限は、前期分については8月末日まで、後期分については翌年2月末日までです。授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない場合は除籍となります。

3. 月割分納

月割分納を希望される場合は担当係へお問い合わせください。

※カンニング等により停学以上の処分を受けた者は、授業料免除、徴収猶予、月割分納が認められなくなります。

○東京海洋大学学業優秀学生奨学金

本学独自の奨学金制度です。奨学金の種類は次のとおりです。**※年度により内容が変更になる場合があります。**
詳細については、担当係へお問い合わせください。

博士後期課程進学者への奨学金

優れた資質や能力を有する学生が、経済的な負担を過度に心配することなく博士後期課程進学者へ進学できるように設けられた奨学金です。

- 1) 対象者 成績優秀な博士前期課程2年次在籍者で、博士後期課程へ進学する者
- 2) 奨学金の額 1人10万円を上限とします。(一括支給)
- 3) 授与人数 年間10名以内

○東京海洋大学海洋工学部三輪正人育英会奨学金

この奨学金は、海洋工学部の学生(大学院生含む。)で、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的に困難を抱えている人たちに奨学金を給付して、大学生生活を援助することを目的としています。
詳細は、総合ポータルシステムLive Campusの学内メールシステムでお知らせします。

1. 応募資格及び採用人数

今年度入学の海洋工学部1年生・編入学生5名(うち1名は、留学生も対象です。)

今年度(10月)入学者を含みます。)入学の海洋工学部の教員が指導する博士前期課程大学院生1年生(海洋システム工学専攻又は海運ロジスティクス専攻)5名(うち1名は、留学生も対象です。)

2. 奨学金の額

月額3万円(給付型です。返済の必要はありません。)なお、大学院生が、長期履修が認められた場合(変更を含みます。)は、給付月額が改定されます。

3. 給付期間

奨学生採用後から、(標準)修業年限までの期間となります。なお、休学期間中は給付を休止します。

また、学業成績又は素行が著しく不良等の場合や、海洋工学部から転学部したときは、給付を停止又は廃止します。

4. その他

日本学生支援機構の給付型奨学金及び授業料免除、又は本学の授業料免除申請、並びに地方公共団体、民間団体による奨学金との併給を認めますが、地方公共団体及び民間団体による奨学生の選考に影響する場合があります。

なお、本学の授業料免除申請の際、臨時所得に算入されることはありません。

○日本学生支援機構（略称：JASSO）奨学金

<http://www.jasso.go.jp/>

意欲と能力のある学生に「教育を受ける機会」を保障し、自立した学生生活を送れるよう日本学生支援機構から貸与される奨学金です。

募集は大学を通して行い、学内選考を経て、候補者を学生支援機構に推薦し奨学生が決定されます。

詳細については、以下のとおりとなっています。

1. 応募資格

人物・学業ともに優れかつ健康であって、経済的理由により修学が困難な学生とします。（ただし、休学者及び留年者は応募できません。）

2. 奨学金の種類と受付期間

奨学金の種類	採用の種類	募集案内配布期間	受付期間
第一種 (無利子貸与)	定期採用	3月下旬から	5月
	緊急採用 ※	随時	随時
第二種 (有利子貸与)	定期採用	3月下旬から	5月
	緊急採用 ※	随時	随時

※主たる家計支持者の失職（定年や自己の意志で退職した場合を含む。）、病気、風水害等により家計が急変した場合、その事由が発生した月から12ヶ月以内の場合申請することができます。

3. 貸与月額と貸与期間

(1) 貸与月額

	第一種奨学金	第二種奨学金
学部 ※海洋科学専攻科 ※乗船実習科	(自宅通学) 20,000円、30,000円、45,000円の中から希望額を選択 (自宅外通学) 20,000円、30,000円、40,000円、51,000円の中から希望額を選択	20,000円～120,000円 (1万円単位) の中から希望額を選択
博士前期課程	50,000円、88,000円から希望額を選択	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円の中から希望額を選択
博士後期課程	80,000円、122,000円から希望額を選択	同上

※学部を卒業して引き続き海洋科学専攻科及び乗船実習科へ進学する場合は、「貸与期間延長願」を提出して、延長することもできます。

(2) 貸与期間

貸与開始の年月から卒業又は修了予定の最短年月までの期間です。

ただし、休学及び留年期間中は貸与されません。

4. 申請の手続き

奨学金に関する手続きは、大学を通して行います。申請を希望する学生は、品川キャンパスの学生サービス課奨学係、越中島キャンパスの越中島地区事務室学生支援係で募集案内を受け取り、各キャンパスの受付期間内に申請書類を提出してください。

なお、奨学生の募集については、掲示及びホームページによりお知らせします。

5. 保証制度について

奨学金の申請にあたり、下記のどちらかの保証制度の選択が必要です。

※申請時の保証制度の選択については、熟慮のうえ選択するようにしてください。

(1) 人的保証制度

奨学金を受けるにあたって、申込時に選任する連帯保証人（原則として父母のいずれか）と保証人（4親等内の成年親族で申込時に65歳未満の者）が連帯保証する制度です。あらかじめ、連帯保証人及び保証人の承諾を得る必要があります。

本人が奨学金返還を滞納した場合、連帯保証人・保証人は、本人に代わって返済する義務があります。

(2) 機関保証制度

奨学金を受けるにあたって、毎月保証料を支払うことで日本国際教育支援協会という保証機関が連帯保証する制度です。連帯保証人・保証人の選任は不要です。

奨学金返還を一定期間滞納した場合、保証機関が代わりに日本学生支援機構に対して返済し、その後保証機関が本人に返済を請求します。

6. 推薦と選考

大学では、奨学金申請書、成績、その他の資料を基にして、申請者の人物、健康、学力および経済的に修学困難な程度などについて学内選考し、日本学生支援機構への推薦者を決定します。

また、日本学生支援機構では、大学からの推薦を受け奨学金申込書等の審査を行い、採用者を決定します。

7. 奨学金の交付

奨学金は、申請時に登録した学生本人名義の口座へ、原則として毎月1回、日本学生支援機構から振込まれます。

8. 適格認定等

奨学生は年1回、大学の定める期間（12月～1月頃）に、インターネットにより奨学金継続願の提出をして奨学金の適格認定を受けなければなりません。

奨学金継続願を提出しなかった場合は、奨学金の廃止の処置が取られますので、注意してください。

9. 学生生活状況等による処置

奨学生が学則により退学、除籍、停学その他の処分を受けた場合は、奨学金の貸与が廃止又は停止となります。

10. 異動届

休学、復学、退学により学生の身分に変更のあった場合や、連帯保証人の変更や住所の変更等により、既に届けた書類の記載事項に変更が生じたときは、届出が必要となりますので、担当係に申し出てください。

11. 奨学金の返還

奨学金は学資として貸与されるものであり、必ず返還しなければなりません。

12. 返還誓約書の提出

返還誓約書は、借入金額と保証関係及び今後の返還方法を確認するための書類です。採用時に全ての奨学生は奨学金返還誓約書に必要書類を添えて必ず提出しなければなりません。

13. 留学関係奨学金

第二種奨学金（有利子）で、学生交流協定に基づく留学等の短期留学や、海外の大学院で学位取得を目的とする留学が対象のものもあります。詳細は、担当係へお問い合わせください。

14. 大学院予約採用について

大学院進学後の貸与を学部在学中に予約する制度です。大学院進学予定者を対象に学部4年次の9月頃に募集します。

学部時の学業成績や学生本人の収入状況等により採用候補者を学内選考し、日本学生支援機構へ推薦します。

また、日本学生支援機構では、大学からの推薦を受け奨学金申込書等の審査を行い、採用候補者を決定します。

大学院入学後、所定の手続きを行い、正式採用となります。

15. 特に優れた業績による返還免除

大学院第一種奨学金採用者で、貸与が終了する年度の学生（必ずしも課程修了を要件としません。）を対象に、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。

また、博士前期課程進学予定者に対して返還免除を内定する制度と博士後期課程1年次に返還免除を内定する制度があります。

詳細については担当係にお問い合わせください。

○その他の奨学団体等の奨学金

地方公共団体や民間奨学団体等による種々の奨学金制度があり、申請資格、採用時期等については各団体でそれぞれ異なります。また、貸与型の奨学金だけでなく、返還の必要のない給付型の奨学金もあります。

詳細につきましては、募集がある毎に掲示によりお知らせしますので、各キャンパスの掲示板で確認してください。なお、募集は年度初め（4～5月）に集中しますので、ご注意ください。

民間団体等による奨学金制度の主なものとしては、次のものがあります。

主な民間団体からの奨学金募集実績一覧（令和4年度）

団体名	申込資格
一般財団法人 守谷育英会【給付】	①学部生、大学院生（留学生の申請可） ②学業、人物とも優秀であって、学資の支弁が困難な者
公益信託 日新製糖 奨学育英基金【給付】	①東京都内に居住しており、本学学部の3・4年次に在籍している者 ②学業・人物ともに優秀かつ健康な学生であり経済的事情により修学の継続が困難と認められる者
公益財団法人 自然の恵み財団【給付】	①食品、農水産物及び栄養学の分野を専攻する学生 ②大学学部1年生 ③学業、人物ともに優秀で健康である者 ④年齢30歳未満である者 ⑤日本国籍を有する者 ⑥奨学会が主催する行事に出席できる者
公益財団法人 日揮・実吉奨学会【給付】	①日本人大学生、日本人大学院生 ②人物、学力ともに優れ、かつ健康であって経済的に奨学金の給与が必要であると認められる者 ③原則として30歳未満であること（申請時） ④日本学術振興会特別研究員採用者でない
一般財団法人 いであ環境文化財団【給付】	①今年4月現在、学部2年次以上の者（大学院生含む） ②大学の正規課程において環境分野を専攻する学生 ③学力基準を満たしている者（GPA2.5以上）
公益財団法人 海技教育財団（春期募集）【貸与】	・海事システム工学科 1～4年生 ・海洋電子機械工学科 1・2年生 ・海洋電子機械工学科 機関システム工学コース 3・4年生

全日本海員組合奨学金【貸与】	下記の学科等に所属し、船員になろうとする意思の強い者。 <ul style="list-style-type: none"> ・海洋工学部 海事システム工学科 ・海洋工学部 海洋電子機械工学科 ・海洋科学部、海洋生命科学部、海洋資源環境学部 (海洋科学専攻科への進学を考えていて、船員になろうとする意志のある者) ・海洋科学専攻科
公益財団法人 中董奨学会【給付】	①学部3年次・大学院1年次(前期課程・後期課程)に在学する者 ②思想堅実、健康にして学資の支弁が困難な者

※以下は、例年8月～10月頃の募集となります。

年度により募集時期が変更になる場合がありますのでご注意ください。

公益財団法人 海技教育財団(秋期募集) 【貸与】	<ul style="list-style-type: none"> ・海事システム工学科 1～4年生 ・海洋電子機械工学科 1・2年生 ・海洋電子機械工学科 機関システム工学コース 3・4年生
公益財団法人林レオロジー記念財団【給付】	①食品産業に関する工学部系(機械・精密・システム工学・IT技術等)若しくは農水産学部・生命科学部系等の学問を習得または学術研究を志す者 ②4月に学部3年若しくは4年に在籍する者または大学院博士前期課程に在籍する者

○東京海洋大学経済支援給付制度

主たる学資負担者の経済状況の悪化により、家計が急変した学生への経済支援を行う本学独自の制度です。詳細は、担当係へお問い合わせください。

○東京海洋大学修学支援事業基金奨学金

経済的理由により修学が困難な学生を支援することを目的とし、学内委員会での判断に基づき若干名を決定します。平成29年度から始まった本学独自の給付制度で、授業料免除の申請と同時に申し込むことができます。詳細は、担当係へお問い合わせください。

【健康のこと】 体調が悪くなったら・ケガをしたら 健康診断 学生相談

○保健管理センター

本学には、学生の心身の健康保持、増進を図ることを目的として、品川キャンパスと越中島キャンパスに保健管理センターが設置されています。心身の不調や健康に対する相談を受け付けていますので、ご利用ください。

1. 定期健康診断

毎年4月に実施しています。異常を認めた学生に対して再検査や医療機関紹介を行っています。病気の早期発見と治療を進め、心身共に健康な学生生活を送れるよう、必ず受診してください。

2. その他の健康診断

フレッシュマンセミナー参加者の健康診断(6月)、RI 使用者対象の健康診断(6月・12月)、船舶実習Ⅲ・乗船実習科前健康診断(8月)、練習船長期航海前の健康診断(10月～12月)などを実施しています。

3. 応急措置

風邪、軽いケガ等の応急措置については、医師、看護師が対応しますが、医療設備等の制約があるため、保健管理センター内で対応できない場合は、病院等を紹介します。

また、気分が悪くなった時には、静養室で休むことができます。

利用時間：月～金(祝日を除く平日)

8:30～13:00、14:00～17:00(春・夏・冬季休業期間8:30～12:00、13:00～17:00)

大学各キャンパス周辺の医療機関は、大学ホームページに掲載しています。

大学ホームページ — 「在学生の方」 — 「保健管理センター」 — 「大学周辺医療機関案内」

4. 健康相談

保健管理センターには専任の医師と学校医がいます。診療及び健康相談を受けることができます。

5. 学生相談

学業、対人関係、進路等で悩みがある場合は、専門のカウンセラーが相談に応じますので、何でも気軽に相談してください。

学生相談日時は保健管理センターホームページ及び掲示板に掲載しています。学生相談場所等は以下のとおりですので、相談を希望する学生は保健管理センターで予約をお取りください。なお、両キャンパスともメールによる予約が可能です。

学生相談日時：東京海洋大学保健管理センターホームページ > 「学生相談(カウンセリング)」

【品川キャンパス】

学生相談場所：学生会館1階学生相談室

メール：s-counseling@o.kaiyodai.ac.jp

【越中島キャンパス】

学生相談場所：越中島会館1階学生相談室

メール：e-hoken@o.kaiyodai.ac.jp

予約電話番号：03-5245-7357

6. 図書貸出・閲覧

健康に関する図書、雑誌の貸出をしています。また、保健管理センター内で閲覧もできます。図書・雑誌を借りる場合は、保健管理センター事務室で貸出簿に氏名、所属等を記入してもらいます。貸出期間は1週間です。

7. 検査機器の利用

皆さんが、自分の体力、健康状態を知るための自動血圧計等の各種器具を設置しておりますので、気軽に利用してください。

☆健康管理器具設置一覧

身長計、体重計、体脂肪計、自動血圧計、自動視力計

越中島キャンパス保健管理センターについてはボディソニックを設置しています。

8. 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受診した学生は、学生証を使用して、健康診断証明書の発行ができます。前年度の証明書は発行できません。

証明書自動発行機の設置場所は品川キャンパスでは学務部事務室入口、越中島キャンパスでは越中島地区事務室の前になります。

自動発行機による証明書様式とは別に、健康診断証明書の様式が定まっている場合は、保健管理センターで発行の申込みをしてください。発行は原則として申込日の2日後となります。

また、定期健康診断未受診で健康診断証明書を必要とする学生は外部医療機関を受診してください。（その場合自己負担となります。）

※健康診断証明書の発行時期は5月半ばから翌年3月までです。



○学校感染症対策マニュアル（学生用）

大学ホームページ「学生生活」>「その他諸注意」-「感染症対策マニュアル」

【保険の加入】

学生教育研究災害傷害保険等の加入と保険金請求

品川キャンパス窓口：学生サービス課学生生活係

越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

○学生が加入する保険について

学生教育研究災害傷害保険（学研災）、学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）へ必ず加入していただきます。また、任意加入として学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）があります。

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会が保険契約者となり、大学における学生の教育研究活動中（課外活動中を含む）や通学中に生じた事故に対する被害救済の措置として行っている制度です。

皆さんが大学生生活を続ける中で、実験・実習・体育実技などの正課授業中、課外活動中、あるいは通学中等の不慮の事故により身体に傷害を被ったときに備えて、学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）制度が設けられています。

また、学校管理下における賠償事故（一部の活動を除く）を補償する制度として、学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）が設けられていますが、この保険は国内外において学生が正課、学校行事及びその往復途中で他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償するものです。

学生の皆さんが安心して充実した学生生活を送ることができるように、これらの保険に必ず加入してください。それぞれ補償内容は以下のとおりです。

○学生教育研究災害傷害保険（学研災）

国内外において学生が、通学中及び教育研究活動中に、不慮の事故によって身体に傷害を被った場合の救済制度として、学生教育研究災害傷害保険があります。この保険は、学生の互助救済を基本とするものです。

本学では教育研究等を円滑に行うため、学生全員にこの保険へ加入して頂きます。

1. 加入手続き

(1) 受付時期

新入生 入学前（未加入の場合は随時対応しますので、早急に担当係までお問い合わせください。）

在学生 随時（担当係へお問い合わせください。）

(2) 保険料と保険期間

保険料：3,300円（4年間。通学特約含む。）

2. 補償の対象となる主な場合

日本国内外において急激かつ偶然な外来による事故によって身体に傷害を被った場合に、保険金が支払われません。故意、疾病等による場合は支払われません。

3. 保険金の種類と金額

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中、学校行事中	2,000 万円	120 万円～ 3,000 万円	治療日数 1 日以上が対象 3 千円～30 万円	1 日につき 4,000 円 180 日を限度
通学中、学校施設等相互間の移動中	1,000 万円	60 万円～ 1,500 万円	治療日数 4 日以上が対象 6 千円～30 万円	1 日につき 4,000 円 180 日を限度
学校施設内及び学校施設内外で大学に届け出た課外活動中	1,000 万円	60 万円～ 1,500 万円	治療日数 14 日以上が対象 3 万円～30 万円	1 日につき 4,000 円 180 日を限度

4. 事故の通知及び保険金の請求・支払

- (1) 事故が発生したときは、遅滞なく事故の日時、場所、状況、傷害の程度等を担当係へ通知してください。その際、事故通知はがきと保険金請求書の用紙を受取り、事故通知はがきに所定事項を記入し、東京海上日動火災保険会社ウェルネス保険金サポート部へ通知してください。なお、事故通知はパソコンやスマートフォンからも行なうことができます。
(事故の日から 30 日以内に通知しない場合は、保険金が支払われないことがあります。)
- (2) 保険金の請求
被保険者又はその代理人は、治癒した後、所定の保険金請求書（必要書類添付）に必要な事項を記入し、大学の証明等を受けて、東京海上日動火災保険株式会社損害サービス第二部に提出してください。
- (3) 保険金の支払
保険金の支払は、保険会社から被保険者又は代理人に対し、原則として銀行振込により行われます。

○学生教育研究賠償責任保険（学研賠）

国内外において、学生が、正課、学校行事、大学の承認を受けたインターンシップまたはボランティア活動およびその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。本学では教育研究等を円滑に行うため、学生全員にこの保険へ加入して頂きます。

1. 加入手続き

- (1) 受付時期
学研災と同様
- (2) 保険料と保険期間
保険料 : 1,360 円（4年間）

2. 補償金額

対人賠償と対物賠償合わせて 1 事故につき 1 億円限度

3. 補償の対象となる主な場合

- ① 対象となる活動範囲中（往復途中を含む。以下同様。）に、次に掲げる事由により他人の身体に障害（起因する死亡を含む。以下同様。）を負わせ、賠償責任を負った場合。
 - イ. 活動に伴い発生した偶然な事故
 - ロ. 活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事故（飲食物及び正課、学校行事または課外活動の成果物、薬剤を含む。）
- ② 対象となる活動範囲に定める活動に伴って占有、使用又は管理する受託物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取（詐取を含む。）により、受託物に対し正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

4. 事故の通知及び保険金の請求・支払

事故が発生した場合は遅滞なく、自分の氏名、年齢、大学名、事故発生日・時刻・場所・原因、障害（損壊）の程度等を大学の担当係及び保険会社の学校保険コーナー（0120-868-066）へ通知すること。また、担当係より所定の保険金請求用紙を受取り、必要事項を記入し、大学の証明等を受けて保険会社へ提出すること。

保険会社は審査のうえ、保険金を支払います。

※ 賠償金は被害者の過失割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されるものであり、加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談に際しては事前に東京海上日動の損害サービス課と十分ご相談ください。

なお、示談交渉は、加害者である被保険者自身に行なって頂くことになります。

5. その他

学生教育研究賠償責任保険は、クラブ活動中の賠償事故は対象外です。クラブ活動中の事故については、「スポーツ安全保険」が用意されています。こちらは、クラブ活動団体単位で加入する保険です。大学の公認団体に、5月上旬頃に加入用紙や保険の案内等を配布します。詳細は、学生生活係までお問い合わせください。

○学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

「学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）」は、学生本人の病気、正課・学校行事以外の怪我、自主参加のインターンシップやボランティア・アルバイト活動など、従来の学研災では対応できない分野も含め 24 時間にわたり補償する制度です。

保険料は概ね 50,000 円前後（4 年間分）です。付帯学総には学生生活全般の加害事故を補償する賠償責任保険も付帯されます。

また、加入にあたっては、学研災及び学研賠の加入が必要となります。

詳細については、担当係もしくは学生生活総合保険相談デスク（TEL 0120-811-806）にお問い合わせください。

○学生総合共済

全国大学生協共済生活協同組合連合会（略称・大学生協共済連）が厚生労働大臣の認可のもとに元受団体として実施している制度です。任意加入となっておりますので、加入を希望する学生は、大学生協にて手続きを行ってください。詳細については、大学生協（TEL 03-3471-7441）にお問い合わせください。

【落とし物をしたら】

○遺失物届

品川キャンパス窓口 : 学生サービス課学生生活係
越中島キャンパス窓口 : 越中島地区事務室学生支援係

* 落とし物、教室内への置き忘れをしたら

⇒ 1. すぐに、心当たりの場所を自分自身で探してください。

2. 見つからなかったら、上記担当窓口へ申し出てください。

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 3. -1 落とし物が担当窓口届けられていたら | ⇒ 受け取る |
| -2 落とし物が担当窓口届けられていない | ⇒ 「遺失物届」を出す |
| -3 落とし物でなく盗まれたものかもしれない | ⇒ 警察へ「盗難届」を出す |
| -4 なくなった物が財布やカードなど被害が大きいときは | ⇒ 警察へ「被害届」を出す |

- ① 警察への被害届の手続きは自分で行うこと。大学が管轄に入っている交番へ行くこと。
- ② キャッシュカード類は、取引先銀行等へ使用中止の手続きをすること。
- ③ 大学が発行した学生証は、再発行の申請をすること。

* 注意事項

1. 荷物は、常に自分のそばに置くこと。
2. たとえ、2～3分でも無人の部屋には、荷物・貴重品は置かないこと。
3. 落とし物など「しまった！」と気づいたら、上記のとおり迅速に行動すること。
時間が経てば経つほど、発見の可能性は低くなります。

【学生相談】

○質問・疑問・大学への提案事項があったら 個人的な相談も

名 称	担当窓口	内 容
学生支援教員制度	品川：学生サービス課 学生生活係 越中島：学生支援係	学生支援教員制度は、毎年新入生を対象として、学部学科ごとに複数名の教員が、入学から卒業するまでの4年間にわたり、修学支援を行う制度です。具体的には、勉学上・進路上の悩みをはじめ、学生生活全般にわたる相談事に対し担当教員から適切なアドバイスが受けられます。また、海洋生命科学部・海洋資源環境学部では、休学や退学するときに届出用紙に学生支援教員等の確認印が必要となります。
指導教員制度 (海洋工学部のみ)	越中島：学生支援係	◎指導教員制度(海洋工学部のみ) 海洋工学部では、学生全員が自身の修学及び学生生活等(合わせて修学支援等)に関する指導及び助言を受けることができる相談者として、毎年度1人の指導教員(非常勤講師を除きます。)を定めます。修学支援等に関する指導及び助言を行うため、学生の成績表は、指導教員から配付します。また、海洋工学部では、休学や退学時の届出用紙に指導教員の確認が必要です。
オフィスパワー	各教員研究室	オフィスパワーとは、教員が、曜日、時間帯を定め、研究室などで学生の勉学、学生生活および進路上の問題や個人的な悩みなどの相談に応じる制度です。時間外でも必要があれば応じますので、相談事があれば訪ねてください。なお、オフィスパワーの時間帯は、教員毎に異なりますので各教員のシラバスを参照してください。
学生相談 (カウンセリング)	【相談場所】 品川： 学生会館1階 学生相談室 越中島：越中島会館1階 学生相談室 【担当窓口】 学生サービス課学生生活係	学生生活、進路、対人関係等で悩みがある場合は、各キャンパスの専門カウンセラーに相談することができます。話をしてみることで、あるいは自分の思いを表現してみることで、思いのほか気持ちが楽になったり、次への展開へのきっかけが見つかったりするものです。相談内容についての秘密は厳守されます。相談日は、毎月掲示板及び保健管理センターホームページにてお知らせいたします。
なんでも相談窓口	品川： 学生サービス課 学生生活係 越中島：学生支援係 soudan_ikenbako@m.kaiyodai.ac.jp	なんでも相談窓口は、各キャンパスに担当者を配置し、学生が直接相談に来たときに対応する窓口です。相談内容については、秘密を厳守し丁寧かつ慎重な対応をしています。窓口相談しにくい場合は、「学生意見箱」もご利用ください。
学生意見箱	【e-mail】 soudan_ikenbako@m.kaiyodai.ac.jp	学生意見箱は、学生が大学に対する意見・質問等をメールにより伝えることができるように設けられています。学生サービス課課長補佐が受信先になっており、迅速な対応を行います。
ハラスメント等 相談窓口	相談員はこちらを参照ください 大学ホームページ「学生生活」-「相談窓口」-「ハラスメント相談員」	本学のハラスメント等相談員は左記のホームページに記載されています。個人のプライバシーは尊重されますので、早めに相談してください。
英語学習アドバイザー	グローバルコモン (品川キャンパス学生会館2階)	グローバルコモンでは、英語学習アドバイザーのカウンセリングを受けることができます。TOEICの点数をアップさせるための勉強方法、教材等の相談、実際に受験したTOEICテスト結果から具体的な相談ができます。その他の英語学習に関する相談も可能です。カウンセリングは1回25分の予約制です。予約・日時の詳細は、グローバルコモンでご確認ください。オンラインでの相談も可能です。
障害のある学生に対する合理的配慮	各種学生相談窓口 授業担当教員等	障害のある学生で、社会的障壁を除去することを希望する場合は、事前相談書に必要事項を記入し、左記の担当窓口へ提出してください。 大学ホームページ「学生生活」-「相談窓口」-「障害を理由とする差別の解消の推進に関する取扱いについて」

* 学生支援教員(令和6年度入学：1年次)

品川キャンパス

電話：03-5463-(内線電話)

メール：@kaiyodai.ac.jp の前に E-mail 欄の半角英数を入力

学科	氏名	内線番号	オフィスアワー 実施場所	E-mail
海洋生物資源学科	遠藤 雅人	0154	2号館 126	asteroid
海洋生物資源学科	圃 重樹	0538	2号館 325	sdan
食品生産科学科	萩原 知明	0402	3号館 114	tomoaki
食品生産科学科	レドマーク アンソニー ポリヴァ	0612	3号館 209	mredo00
海洋政策文化学科	高橋 周	0535	8号館 507	ctakah0
海洋政策文化学科	畠山 大	0630	5号館 401	dhat001
海洋環境科学科	岡井 公彦	0532	3号館 214	mokai01
海洋環境科学科	中村 玄	0815	8号館 411	gnakam1
海洋資源エネルギー学科	中東 和夫	0742	1号館 310	knakah0
海洋資源エネルギー学科	高橋 圭太	0604	1号館 112	ktak002

※オフィスアワー実施場所については、変更になることがあります。

越中島キャンパス(学年担当)

電話：03-5245-(内線電話)

メール：@kaiyodai.ac.jp の前に E-mail 欄の半角英数を入力

学科	氏名	内線番号	オフィスアワー 実施場所	E-mail
海事システム工学科	久保 信明	7376	2号館 601	nkubo
海事システム工学科	田丸 人意	7730	1号館 324	tamaru
海事システム工学科	平井 友里恵	7394	1号館 3階	yur i.e. h
海洋電子機械工学科	田中 健太郎	7402	第1実験棟 3階	kentaro
海洋電子機械工学科	関口 美保	7463	2号館 211	miho
海洋電子機械工学科	小嶋 満夫	7470	1号館 219	kojima
流通情報工学科	黒川 久幸	7338	第4実験棟 2階	kurokawa
流通情報工学科	奥村 保規	7460	3号館 204	yokumu0

※オフィスアワー実施場所については、変更になることがあります。

※相談については、直接担当の学生支援教員に連絡してください。

【教室や道具・スポーツ用具を借りたいとき】

○教室等使用願

品川キャンパス窓口：(教室)教務課教務係
(体育施設等)学生サービス課学生生活係
越中島キャンパス窓口：(教室)越中島地区事務室教育支援係
(体育施設等)越中島地区事務室学生支援係

学生が、課外活動など授業以外の目的で教室等を使用する場合は、あらかじめ担当係に申し出て許可を受けてください。なお、使用できる教室など詳しくは担当係にお問い合わせください。

※体育施設等利用時間

品川キャンパス

体育館、武道場 (9時～21時)

グラウンド、テニスコート (9時～日没 ※夏季 19時頃、冬季 17時頃)

トレーニングルーム (9時～18時)

越中島キャンパス

体育館、課外活動棟 (9時～21時)

グラウンド、テニスコート (9時～日没 ※夏季 19時頃、冬季 17時頃)

トレーニングルーム (9時～18時)

○貸出物品

品川キャンパス窓口：学生サービス課学生生活係
越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

大学の物品を課外活動等で使用したいときは、担当係窓口で所定の手続きを行ってください。

*貸与物品

品川地区：折りたたみ椅子、折りたたみ机、延長コード、拡声装置、スポットライト、テント、リアカー、掃除道具など

越中島地区：テニスラケット(硬式用)、バドミントンラケット、卓球ラケット、トランシーバー、ハンドマイク、双眼鏡など

この他にも貸出可能な物品がありますので、担当係にお問い合わせください。

*注意事項

- ・用具は丁寧に扱うこと。
- ・借用期間が終了したらただちに返却すること。
- ・借用した物品をき損した場合は、弁償すること。

【アルバイトやアパートを探したいとき】

○アルバイト

品川キャンパス窓口：学生サービス課奨学係
越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

経済的理由などにより、アルバイトを希望する学生のため、アルバイトの紹介を行っています。求人があった場合、雇用条件等を記載したファイルを、品川キャンパスは学生サービス課奨学係に設置し、越中島キャンパスは求人票を越中島地区事務室横（1号館1階奥）の掲示板に掲示していますので、各自で求人先と直接交渉してください。

*紹介しない不適当な職種

- ・危険を伴うもの（自動車の運転、建築中の現場作業等）
- ・人体に有害なもの（農薬、劇薬等の取扱等）
- ・法令に違反するもの（マルチ・ネズミ講商法等）
- ・教育的に好ましくないもの（街頭でのチラシ配り、ポスター貼り等）
- ・望ましくない求人（無資格の水泳指導員、ベビーシッター等）

○アパート・貸間の紹介

品川キャンパス窓口：学生サービス課奨学係
越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

アパート・貸間の紹介は、主に新入生に対し、賃貸料等を記載したファイル（貸間・アパート一覧）を、品川キャンパスの学生は学生サービス課奨学係に設置してありますので、直接家主等と交渉してください。越中島キャンパスの学生は東京海洋大学生活共同組合 HP ▶「受験生・新入生の皆さまへ」▶「一人暮らし」▶「住まい探しのご案内」の生協提携業のご案内をご覧ください。（https://text.univ.coop/puk/START/tumsat/life/life_23.html）

アパート、貸間の紹介を受けた場合は、必ずその結果を各キャンパスの担当係まで連絡してください。

【学生寮に入りたいとき】

○朋鷹寮(ほうようりょう) 海王寮(かいおうりょう)

※朋鷹寮は2026年3月31日（火）までの運営予定です。

なお、朋鷹寮の運営停止に伴い、2026年4月1日から新国際混住寮（仮称）を運営開始予定です。新寮の情報については、大学ホームページ等において適時案内する予定です。

※学生寮への入寮募集は掲示板及びホームページでお知らせします。

不定期ですが、空室が出た場合に入寮募集することがありますので、定期的に掲示板及びホームページを確認してください。

品川キャンパス窓口：学生サービス課学生生活係
越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

学生寮の概要

1. 目的

東京海洋大学学生寮は、本学の学生に生活と勉学の間を提供し、修学上の便宜を図ることを目的として設置された居住施設です。

2. 管理運営

学生寮の管理運営は、東京海洋大学学生寮規則に基づいて行います。管理運営の責任者は学長です。また、学生寮に関する事務は、それぞれの地区の担当係が行います。

異性の入室及び他人の宿泊（午前0時から午前6時までの時間帯に、本人以外の者が在室している状態。寮生同士も対象）を禁止しています。違反した場合は退寮処分となります。

また、宿泊については、寮生だけでなく、宿泊した学生も厳重注意などを受けることになります。

3. 名称・定員・所在地

《朋鷹寮》

収容定員：224名（全室個室 224室（男子131室、女子93室））

所在地：〒108-0075 東京都港区港南4-5-7（品川キャンパス）

《海王寮》

収容定員：334名（準個室 167室（男子129室、女子38室））

所在地：〒135-0044 東京都江東区越中島2-2-8（越中島キャンパス）

4. 施設及び設備の概要

名 称	朋鷹寮 (品川キャンパス)	海王寮 (越中島キャンパス)
建物	鉄筋コンクリート5階建2棟	鉄筋コンクリート4階建4棟、2階建1棟
居室	224室 【洋室・個室】	334室 【洋室・準個室】 (1室を2部屋に区切り2人で使用。 男子129室、女子38室)
面積	男子寮、女子寮共:12.25㎡/居室	男子: タイプⅠ 約12.5㎡ /1人あたり(117室) タイプⅡ 約13~14㎡ /1人あたり(10室) タイプⅢ 約18㎡ /1人あたり(2室) ※大学院生対象の居室はタイプⅡ、Ⅲになりますが、選考順位によってはタイプⅠになります。 ※各タイプの入居者は、抽選にて決定します。 女子: タイプⅠ 約12.5㎡ /1人あたり(38室)
設備	ベッド、机、椅子、本棚、ロッカー、 テレビ端子、エアコン、ミニキッチン、 ユニットトイレ ※毛布、ふとん等は各自準備してください。	ベッド、机、椅子、本棚、ロッカー、 テレビ端子、エアコン、 LANケーブル端子 ※毛布、ふとん等は各自準備してください。
共用設備	〔1階〕 事務室、多目的ホール、放送室、 寮委員室、自動販売機コーナー、 荷物専用エレベーター、 洗濯室・シャワー室(浴槽なし)、 トイレ、倉庫、メールボックス等 〔2~5階〕 洗濯室・シャワー室(浴槽なし)、 談話室 ※全館防犯カメラ設置、エントランスオート ロック完備	〔1~4寮〕 談話室(ミニキッチン)、洗濯室、洗面所、 トイレ、女子用シャワー室 (女子棟2・4階のみ)、 自動販売機、メールボックス(1階のみ) 〔5寮1階〕 男子用共同浴場・男子用シャワー室、 会議室、多目的ホール、物品庫等 〔5寮2階〕 談話室(ミニキッチン)、洗濯室、 洗面所、トイレ、トランクルーム等 ※全館防犯カメラ設置、エントランスオートロッ ク完備 ※エレベーターはありません。
参考 URL	大学ホームページ「学生生活」-学生寮-「朋鷹寮」	大学ホームページ「学生生活」-学生寮-「海王寮」

5. その他

(1) 寮自治会

それぞれの学生寮には、寮生による自治会が組織されています。住み良い寮になるように、居住する寮ごとのルールを守ってください。

①当番 寮生は、清掃当番等が課せられます。

(各寮により異なります。)

②寮自治会経費（寮費） 朋 鷹 寮：月額2,000円

海 王 寮：7,000円（新規入寮時のみ）

(2) 食生活

学生寮に食堂設備はありません。寮内にあるミニキッチンで自炊するか、学内の食堂、売店または大学付近のお店を利用することになります。

(3) 自動車・バイク持ち込み禁止

自動車・バイクの持ち込みは原則禁止です。自転車は持込可能です。

(4) 施設の管理上、危険物（石油ストーブ等）は持ち込み禁止

居室内はエアコン（冷暖房）が設置されています。



朋鷹寮（品川キャンパス）



海王寮（越中島キャンパス）

大学生活をより充実させるために

サークル活動、交換留学や国際交流、卒業後の進路などはこちらへ。

【課外活動】

【国際交流】

【就職・進路】

【国立科学博物館等の利用について】

【課外活動】

品川キャンパス窓口：学生サービス課学生生活係
 越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

○課外活動

課外活動は、本来授業や実験実習などの正課のみでは困難な、多面的な教養を身につけ、広い視野、豊かな感性を培い、多くの友人を得る良い機会であり、それぞれの団体活動の一員として積極的に参加し、活動することが望まれます。

○学生団体

品川キャンパス	越中島キャンパス
<p>自治委員会 品川キャンパスに所属する学部学生全員を会員として構成されています。決議機関には学生大会（年2回）と委員長会議があり、執行機関としては自治委員会を中心に以下の諸団体があります。</p>	<p>学生会 学生全体に係わる事柄を所掌し、学生団体の中心として統括的役割を担っています。学生学友会、海王祭実行委員会、カッター訓練実行委員会への予算配分等を行っています。</p>
<p>サークル委員会 課外活動を管理し、その活動の向上を図る組織です。執行部と各サークルのサークル委員から成り立ち、執行部は運動部門、文化部門、施設部門で構成されています。</p>	<p>学友会 課外活動の健全な発展を図ることを目的に海洋工学部の学生を会員として組織され、学友委員会が運営しています。最高決議機関として学生総会が置かれています。</p>
<p>海鷹（うみたか）祭実行委員会 海鷹祭実行委員から構成されています。各委員は総務、会計、渉外、食品企画などの各部局を担当し、参加団体の統括、パンフレットの作成、広報、衛生管理など多岐にわたる活動を行っています。</p>	<p>海王（かいおう）祭実行委員会 各委員は、総務、財務、企画、コンサート、広報などの各部局を担当し、参加団体の統括、パンフレットの作成、地域との連携、広報など多岐にわたる活動を行っています。</p>

○サークル一覧

	団体名	活動しているキャンパス		
		両地区	品川	越中島
学生自治団体	品川キャンパス自治委員会		○	
	サークル委員会		○	
	海鷹祭実行委員会		○	
	海洋工学部学生会			○
	海洋工学部学友会			○
	海王祭実行委員会			○
運動系サークル	空手道部	○		
	剣道部	○		
	硬式野球部	○		
	柔道部	○		
	水泳部	○		
	漕艇(ボート)部	○		
	バスケットボール部	○		
	ヨット部	○		
	ラグビー部	○		
	陸上競技部	○		
	合気道部		○	
	カッター部(品川水産)		○	
	弓道部		○	
	硬式テニス部		○	
	サッカー部	○		
	軟式野球部	○		
	女子バレーボール部		○	
	ソフトテニス部		○	
	卓球部		○	
	バドミントン部		○	
	フットサル部		○	
	ボードセーリング部		○	
	海洋工学部カッター部			○
	山岳部			○
	女子カッター部			○
	硬式テニス部			○
男子バレーボール部			○	

	団体名	活動しているキャンパス		
		両地区	品川	越中島
サークル系	ネットボール部			○
	木曜会			○
文化系サークル	ダンス部	○		
	アウトドアライフ同好会		○	
	E S S		○	
	うみがめ研究会		○	
	オーケストラ部		○	
	海洋研究会		○	
	合唱部		○	
	ギター部		○	
	Killer Whale Lab.		○	
	国際交流サークル		○	
	サメ・エイ研究会ふかふか		○	
	シティーミュージック部		○	
	写真部		○	
	水産生物研究会		○	
	音楽部		○	
	潜水部		○	
	釣り研究同好会		○	
	天文地学部		○	
	動植物研究会		○	
	深海魚同好会		○	
	美術部		○	
	ビート・シャークス・ジャズ・オーケストラ部		○	
	フォークソング部		○	
	海事普及会			○
	軽音楽部			○
	茶道部			○
	ブラスバンド部			○
	ロボット研究会			○
	越中島写真部			○

※サークル一覧の「活動しているキャンパス」とは、品川キャンパスはサークル委員会、越中島キャンパスは、学友会にそれぞれ所属している一覧です。

なお、詳細は、「校友会 HP 東京海洋大学学生サークル紹介」を確認すること。

○課外活動施設及び合宿施設

課外活動に使用できる施設として、次のようなものがあります。

施設名	品川キャンパス		越中島キャンパス	
	施設詳細	主な用途	施設詳細	主な用途
部 室	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動共用施設 ・プレハブ棟 ・体育館 ・武道場 ・プール ・弓道場 	部室	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動棟（校舎地区） ・課外活動サークル室（校舎地区） ・課外活動施設（寮地区） 	部室
グラウンド・野球場等	・グラウンド	サッカー ラグビー 陸上競技	・第1グラウンド（寮地区）	サッカー ラグビー
	・野球場	硬式野球 軟式野球	・第2グラウンド（校舎地区）	硬式野球 陸上競技
体 育 館	・1階（アリーナ）	バレーボール バスケットボール バドミントン フットサル 卓球	・体育館	バレーボール バスケットボール バドミントン 卓球
	・1階（合気道場）	合気道		
	・2階（空手道場）	空手		
武 道 場	・武道場	柔道 剣道	・課外活動棟（校舎地区）	柔道 合気道 空手 剣道
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・ハードコート2面 ・クレイコート3面 	硬式テニス 軟式テニス	・ハードコート4面	硬式テニス
プ ー ル	・25m(6コース)	水泳 潜水	・25m(8コース) (寮地区)	水泳
弓道場	・弓道場	弓道		
艇 庫	・艇 庫	カッター艇の保管	・艇 庫（校舎地区）	カッター艇の保管
合宿所	・合宿研修施設（6室）	合宿	・課外活動棟（校舎地区）（4室）	合宿
トレーニングルーム	・合宿研修施設1階	トレーニング	・課外活動施設（寮地区）	トレーニング

・その他、学外における課外活動施設として、主にボート部が使用している戸田艇庫があります。

○課外活動に関する諸手続きについて 《担当係》 品川：学生生活係 / 越中島：学生支援係

- ・課外活動を行う上で、必要な諸手続きを以下のとおりまとめましたので、確認の上、申請漏れのないように心掛けてください。
- ・申請をしないと、大学の公認団体から外れたり、部室が使用できなくなります。
- ・代わりをして、担当者が代わった場合は、以下の諸手続きについても、必ず引き継ぎようにしてください。

1. 毎月の手続き

*毎月月初めに課外活動団体のポストに配布しますので、15日までに担当係に提出してください。

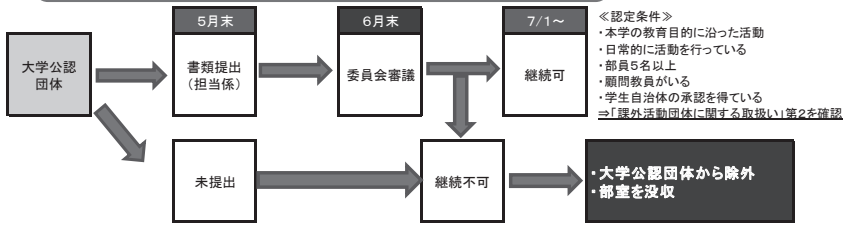
- 課外活動予定表 (①)
- 課外活動安全確認報告書 (②)

2. 毎年5月に行う継続時の手続き

*公認団体としての活動や部室の使用を継続したい場合は、以下の手続きが必要です。

《提出書類》

- 課外活動団体継続認定申請書 (③)
- 部員名簿 (⑥)
- 部室使用申請書 (④)
- 安全対策マニュアル(様式任意)
- 1年間の活動報告書 (⑤)
- 薬品取扱い届出書 (⑦)



《部室使用団体が以下の遵守事項を守らないと...》

課外活動以外に使用しない / 使用時間厳守(9時～22時) / 騒音禁止(21時以降音出し禁止) / 他団体・個人へ部室転貸禁止 / 部室内禁煙 / 部室内禁酒 など

⇒詳しくは、「課外活動施設使用に関する取扱い」を確認

部室使用
中止

3. その都度行う手続き

*該当する場合は以下の書類を提出してください。

- ・学内の合宿所を使用する場合、学外で合宿をする場合
- ・対外試合や公式戦に参加する場合
- ・公式戦の対戦結果を報告する場合
- ・部室で薬品を管理している団体
- ・部室で薬品を管理している団体
- ・部室で薬品を管理している団体
- ・船艇を用いて活動している団体
- 合宿研修施設・合宿願 (⑧)
- 対外試合・大会参加届 (⑨)
- 対外試合結果報告書 (様式任意)
- 薬品取扱い届出書 (⑦)
- 毒物・劇物試薬リスト(年に2回・9月、3月) (⑩)
- 毒物・劇物点検表(2か月に一度・奇数月) (⑪)
- 協力願(曳航・揚げ降ろし) (⑫)

4. 団体結成に関する手続き

大学公認団体になると、施設の優先的使用、部室使用の権利、サークル紹介への掲載などのメリットがあります。手続きの詳細は、担当係にご確認ください。

5. 解散時の手続き

団体継続の意思がない場合は、速やかに申し出てください。手続きの詳細は、担当係にご確認ください。

※ 上記の様式は、大学ホームページに掲載しています。
大学ホームページ — 「学生生活」 — 「課外活動各種様式」

○大学祭

	海鷹祭(品川キャンパス)	海王祭(越中島キャンパス)
開催日	11月上旬頃	6月上旬頃
主な内容	毎年恒例のマグロ解体とマグロ切り身の即売など、海に関するものが盛りだくさんです。各サークルによる日頃の研究活動の発表、バンドのライブなどのイベントもにぎやかです。また、マリンサイエンスミュージアムと鯨ギャラリーでは、学芸員の資格取得を目指す学生たちが展示品の説明をします。	海洋工学部の一般公開を兼ねて、実験室や資料室等を公開します。プラネタリウム上映、ロープワーク教室、写真展、お茶会、コンサート、カッター試乗会、「やよい（研究・調査船）」による東京湾クルージングなどが予定されています。

※大学祭の内容が変更となることがあります。



【国際交流】

品川キャンパス窓口：国際・教学支援課留学生係

越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

○海外への留学（学術交流協定校への交換留学等）

本学では世界各国の大学と短期交換留学という形で学生交流に関する協定を結んでいます。交換留学には、滞在中、「受入れ大学は入学金、授業料を徴収しない」「履修した科目の単位を認定できるようにする」「生活面、教育面での指導や、適当な宿舍の手配について受入れ側で支援する」などいくつかのメリットがあります（ただし、本学の授業料は納入する必要があります）。学生交流協定校への学生の派遣については、いくつかの奨学金制度があり、学内での選考により受給者を決定いたします。奨学金を受給するためには、語学力はもとより留学目的についての意識や留学先での学習計画について十分な準備が要求されます。

学生交流協定校への交換留学のより詳しい情報は、本学ホームページ「国際交流・留学」>「留学」をご覧ください。（その他、本学では様々な海外派遣プログラムを提供しています（例：東南アジア等に渡航する海外探検隊プログラム、日中韓+ASEANの大学間で実施するOQUEANOUS Plusプログラム等）。）

なお、日本学生支援機構の貸与奨学金で、学生交流協定に基づく留学等の短期留学または海外の大学院で学位取得を目的とする留学が対象のものもあります。詳細は、奨学金担当係にご確認ください。

また、海外に渡航する場合は、留学や研修、研究活動等大学の活動や、私的な旅行、いずれの場合でも、必ず海外旅行傷害保険に加入するようにしてください。加えて、海外渡航安全ガイドで渡航前・渡航中・渡航後の注意事項について確認してください。（<https://www.kaiyodai.ac.jp/campuslife/note/>）

○学生交流協定締結校

（中国）

中国海洋大学
ハルビン商業大学
上海海洋大学
上海海事大学
大連海洋大学
大連海事大学
広東海洋大学
浙江海洋大学
集美大学
華東理工大学
華東師範大学
香港大学生物科学学院

（台湾）

台湾海洋大学
国立高雄科技大学
台湾大学理学院

（韓国）

釜慶大学校
全南大学校
韓国海洋大学校
木浦海洋大学校
江原大学校
釜山大学校
仁川大学校

（カナダ）

ヴィクトリア大学

（インドネシア）

ボゴール農科大学
ハサヌディン大学
ディボネゴロ大学

（フィリピン）

サンカルロス大学

（タイ）

カセサート大学
チュラロンコン大学
プリンスオブソングラ大学

マエファラン大学

マヒドン大学

ワライラック大学

（ベトナム）

カントー大学
ハノイ工科大学

（オーストラリア）

タスマニア大学

（トルコ）

エーゲ大学
イスタンブール大学
チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学
ムーラ・シツウキ・コシマン大学水産学部

（アイスランド）

アイスランド大学
アクレイリ大学

（ノルウェー）

ノード大学
ノルウェー北極大学
ノルウェー科学技術大学
スタバンゲル大学理工学部

（ペルー）

ラ・モリーナ国立農業大学

（ブラジル）

サンバウロ大学

（アルゼンチン）

サンマルティン大学

（ナミビア）

ナミビア大学

（令和6年1月現在）

【就職・進路】

品川キャンパス窓口：キャリア支援センターキャリア支援係

越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

○進路のこと

皆さんの進路選択についてお役に立てるよう、下記のような情報やサービスを提供していますので、ぜひ皆さんの進路決定に利用しましょう。

1. 就職支援

就職支援として、①企業からの求人情報の提供、②就職先のデータの管理、③業界・企業セミナーの実施、④就職ガイダンスの実施、⑤学内企業説明会の開催、⑥皆さんと個別に対応する進路相談等を行っています。

2. 就職・進学相談窓口

各学科と研究科に就職担当教員、指導教員あるいは学生支援教員がいます。ホームページ等で所属学科等の担当の先生を探して、ぜひ相談してください。また、担当窓口においても就職・進路相談を行っています。品川キャンパスは白鷹館1階キャリア支援センター、越中島キャンパスは1号館1階の越中島地区事務室のスタッフが皆さんをお待ちしていますので、気軽に相談においでください。

3. 就職ガイダンスと企業説明会

就職のために必要な基本的事項の説明からエントリーシートの書き方や面接の指導までを行う就職ガイダンス及び1・2年生向けの就職キャリアガイダンスをはじめ、インターンシップやコミュニケーションの講座、職務適性検査の実施など各種のガイダンスを行っています。詳しい日程はキャリア支援センターのホームページや管理システムからの学内連絡メールで確認してください。また、学内に企業の人事採用担当者を招き、企業の業務内容、採用予定などの企業選択の情報を得るための学内企業説明会を行います。そのほかに模擬面接や言葉遣い・礼儀などのマナー講座など学生の就職活動に必要な講座等を設けていますので、是非参加してください。

4. 就職情報

- ・就職情報等の入手については、就職担当窓口、就職コーナー等を利用してください。
- ・求人票情報は、「海洋大キャリアナビ」を利用してください。詳細はキャリア支援センターHPをご覧ください。
- ・両キャンパスの就職コーナーには、下記の就職関係資料を設置または掲示していますので、参考にしてください。

【就職コーナーの場所】

品川キャンパス：白鷹館1Fキャリア支援センター

越中島キャンパス：越中島会館1階

- ①企業の会社案内等
- ②各地方団体等から送付されてくる採用試験案内(教員含む)及び企業ガイドブック等
- ③各団体及び企業から送付されてくる企業説明会等ポスター、パンフレット
- ④各団体から送付されてくる公務員・教員採用試験準備等の各講座のパンフレット等



↑
海洋大キャリアナビはこちらから

5. 進路決定届

就職先、進学先が決定した学生は、必ず「海洋大キャリアナビ」を利用して進路決定届を提出してください。

○大学院生向けに特化した就職支援

大学院生向けに特化した就職支援としては、講義「高度専門キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ」の開講、キャリア相談等の支援体制を充実させ、博士前期・後期課程の学生のキャリアパスを多様化することを目指しています。

- ・海洋観測・海洋環境調査分野を中心に、環境アセスメント、海洋生物資源利用、水産食品製造、海上輸送など海洋に関連する企業・団体等で、高度な知識と技術を持つ専門研究者・技術者として活躍できる人材の育成体制を整備します。
- ・社会経済の各分野で指導的役割を果たす人材や、国際的に活躍できる人材を養成します。

大学院生向けに特化した就職支援における取組は以下のとおりです。

1. 講義「高度専門キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ」

- ①企業や団体等の第一線で活躍する方々の経験に基づいた講義から学ぶ。
- ②研究現場・実社会で共通して必要とされる専門分野以外の理解を深め、広い視野で自己の目標を再確認する。
- ③博士前期・後期課程の学生には、単位が付与されます。

2. キャリア相談

博士前期・後期課程に在籍する皆さんのキャリア開発に関するさまざまな相談を常時受け付けています。

- ・このまま研究を続けるか、就職するかで迷っている
- ・今後のキャリア開発や人生設計を相談したい
- ・働くことの意味は何なのかを考えてみたい
- ・インターンシップに興味があるけど不安もある
- ・自分の職業適正や仕事の内容について知りたい

キャリア相談は、博士前期・後期課程に在籍する皆さんが、主体的なキャリア形成の重要性を理解し、職業の選択という人生における大事な意思決定をする際の支援をしております。

【国立科学博物館等の利用について】

○国立科学博物館の利用について

(品川キャンパス窓口：教務課教務係)

(越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室教育支援係)

本学では、平成17年度より「国立科学博物館 大学パートナーシップ」に入会しております。

本学の学生証を提示することで、下記施設の常設展が無料で利用できます。特典の詳細は下記をご覧ください。

特典内容	学生入場料(受講料)	通常入場料(通常受講料)
常設展(企画展含む)	無料	630円
特別展	630円割引	1,800円から
博物館実習 「博物館実習Ⅱ」の単位修得ができます。	7,250円	12,480円
大学生のための科学技術史講座 (隔年で開講、次回令和6年3月頃)	6,300円	12,600円
大学生のための自然史講座 (隔年で開講、次回令和7年)	9,500円	18,900円

利用可能施設

施設名	郵便番号	住所
国立科学博物館(上野公園)	110-8718	東京都台東区上野公園7-20
附属自然教育園本館	108-0071	東京都港区白金台5-21-5
筑波実験植物園	305-0005	茨城県つくば市天久保4-1-1

○国立美術館の利用について

(品川キャンパス窓口：教務課教務係)

(越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室教育支援係)

本学は平成21年7月1日より「国立美術館キャンパスメンバーズ」に加入しています。

メンバーズ制度への加入により、本学学生は、下記施設の常設展(無料)及び企画展を割引料金(団体料金)で鑑賞することができます。なお、利用の際は窓口で学生証の提示が必要となります。

本制度についての詳細は、独立行政法人 国立美術館キャンパスメンバーズホームページを参照願います。

<https://www.campusmembers.jp/>

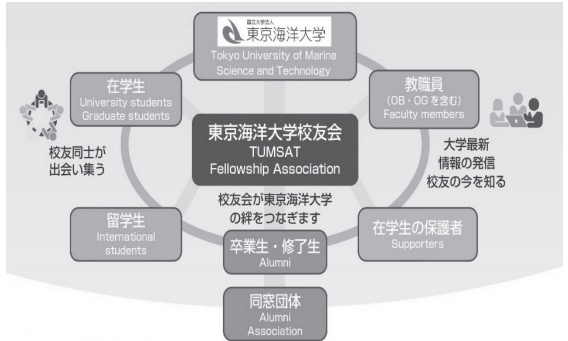
また、利用可能な施設のホームページは下記からご覧になれます。

施設名	郵便番号	住所	ホームページURL
東京国立近代美術館(本館)	102-8322	東京都千代田区北の丸公園3-1	https://www.momat.go.jp/
東京国立近代美術館(工芸館)	920-0963	石川県金沢市出羽町3-2	https://www.momat.go.jp/cg/
国立西洋美術館	110-0007	東京都台東区上野公園7-7	https://www.nmwa.go.jp/index.html
国立新美術館	106-8558	東京都港区六本木7-22-2	https://www.nact.jp/
国立映画アーカイブ	104-0031	東京都中央区京橋3-7-6	https://www.nfaj.go.jp/

東京海洋大学校友会のご案内

Q「東京海洋大学校友会」とは何ですか？

本学は、平成29年4月の新学部設立を機に国内における唯一の海洋系総合大学として体制を強固にしました。今後、社会全体に強くその存在をアピールしていくため、平成30年4月、全学的に「校友」同士の交流を活発化させ、本学の発展に寄与することを目的として、「東京海洋大学校友会」を発足しました。



Q「校友」とは誰ですか？

東京海洋大学および東京水産大学、東京商船大学等前身校の卒業生、在学生、在学生・卒業生の保護者、教職員の皆さまです。新入生の方々は、入学とともに会員登録されています。

校友会では、「校友」限定イベント等の企画、「校友会ホームページ」の運営、「校友会メールマガジン」の配信等を行っています。

Q「校友会ホームページ」とは何ですか？アカウントはいつ貰えますか？

SNS機能、校友会メルマガ、公認課外活動団体ポータルサイトなどの機能を備えた「校友限定ホームページ」です。「校友」の皆さまには個別アカウントを配布しております。(登録及び会費は無料です。)



海洋大の「今」が分かるコンテンツを
少しずつ充実させています。
ぜひ、実際に使ってみてください。



【校友会ホームページQRコード】

【アカウント取得方法】

○新入生の皆様：ご入学後、大学から付与されるメールアドレス（～@edu.kaiyodai.ac.jp）宛に校友会ホームページのID・パスワードを配布いたします。最初にログインした際にパスワード等の変更を行ってください。

○保護者の方：校友会ホームページの「新規登録」ボタンから申請をお願いいたします。

校友会事務局で内容を確認後、ID・パスワードを送付いたしますので、分かる箇所は可能な限りご入力をお願いいたします。(在籍確認の関係上、新入生保護者の方は、4月中旬以降の対応となります。)

また、本学卒業生を支援する同窓組織として「楽水会」（品川キャンパス）、「海洋会」（越中島キャンパス）があります。

本学卒業生との強固なネットワークを築いておりますので、ぜひご覧ください。

○楽水会：<http://rakusui.or.jp/>



○海洋会：<http://www.kaiyo-kai.com/>



【校友会に関する問合せ先】

東京海洋大学校友会事務局

電話番号：03-5463-4014

メールアドレス：koyukai@o.kaiyodai.ac.jp

施設の紹介

大学施設の案内です。

【キャンパス内施設】

【キャンパス外施設】

【キャンパス内施設】

【注意】

状況によりサービス内容を変更する場合があります。最新情報は必ず図書館ホームページでご確認ください。

○附属図書館

品川、越中島、両キャンパスの図書館を利用できます。

図書館では、図書・雑誌のほか、DVD や CD などの視聴覚資料や新聞も所蔵しています。また、文献データベースや電子ジャーナル、電子ブックを導入し、キャンパス内から学術雑誌、専門書や英語の読み物をネット上で読むことができます。館内では、無線 LAN も使用できます。

1. 開館時間

月～金 8:30～20:00 (長期休業中は、9:00～17:00)

土 9:45～17:00 (長期休業中は休館)

毎月末日 13:00～20:00 (長期休業中は休館)

※ 越中島キャンパス図書館の自由閲覧室は、22:00まで開いています。

※ 越中島キャンパス学習室は、月～金 8:30～22:00 (長期休業中は休室)

2. 休館日

日曜日 国民の祝日 年末年始 全学一斉休業日 (8月中旬の2日間) 長期休業中の土曜日および毎月末日
休館日は図書館ホームページの開館カレンダーで、キャンパスごとにご確認ください。

3. 品川キャンパス図書館ラーニング・コモンズ／研究個室

品川キャンパス図書館1階には、仲間同士で話し合って学習を進められるスペース「Shoal Room (ショールーム／協働学習スペース)」、数名～十数名のグループで学習できる場として、「多目的室」「グループ学習室」を設置しています。いずれの部屋も、図書館開館中は自由に利用することができます。授業やゼミで一定時間利用したい場合は事前に予約をしてください。また、個人用個室として、「研究個室」を設置しています。利用する時は図書館2階カウンターでお申込みください。詳しくは図書館ホームページの「利用案内」をご覧ください。

4. 越中島キャンパス学習室

越中島キャンパスには、学習室 (越中島会館1階) があります。学習室は、自習施設の充実、試験期間における図書館閲覧室の混雑解消等を目的に設けられています。室内には、個人用学習机が用意されています。

5. 貸出

学生証が図書館利用証になっています。図書館を利用する際は忘れずにお持ちください。

6. 貸出冊数・期間

図書 貸出冊数 10冊まで
貸出期間 2週間以内

雑誌 一時貸出のみ可
貸出冊数 制限無し
貸出期間 翌開館日の午前10時まで

注意：延滞している資料がある場合は新たに借りることができません。図書館ホームページ (MyLibrary) で、返却期限日の確認と延長ができます。

7. 返却

返却する資料は図書館のカウンターにお返しください。図書館が閉まっているときは、入口脇のブックポストに入れてください。

8. 資料の探し方

資料はOPAC (オンライン蔵書検索システム) で探します。OPAC はスマートフォンでも利用できます。検索結果の画面では、配架場所・請求記号・状態を確認してください。館内では、資料は請求記号の順に並んでいます。

図書館の建物以外の場所にある資料は、すぐに利用できない場合があります。お急ぎの場合はご注意ください。

- 例) 図書館(品) 450.1/084 品川キャンパス図書館にあります(貸出中)
 図・2Fフロア(越) 450.1/084 越中島キャンパス図書館の2Fフロアにあります

配架場所	巻次	請求記号	資料番号	原簿番号	状態	ISBN	予約	返借書架
図書館(品)		450.1/084	2018005693	201800569	貸出中[2022.04.08 返却期限]	9784320047211	 予約	 返借書架
図・2Fフロア(越)		450.1/084	2019504685	201950468		9784320047211	 予約	 返借書架

9. 他のキャンパス図書館の利用

貸出・返却とも、どちらの図書館でも可能です。所属キャンパスの図書館へ取り寄せて借りることもできますので、図書館ホームページ(MyLibrary)からお申し込みください。

10. 文献複写

図書館資料は調査研究のために、著作権法の範囲内で複写することができます。

料金 1枚につき 白黒 10円(税込)
 カラー 50円(税込)

11. 図書館にない資料を見たい時

文献複写・現物貸借・相互利用の方法があります。
 詳しくは図書館ホームページをご覧になるか、カウンターでお尋ねください。

文献複写 本学にない資料は、他大学図書館等からコピーを取り寄せることができます。
 料金は機関ごとに異なります。

現物貸借 本学にない資料を他大学図書館等から借りることができます。往復の送料を負担していただきます。
 連携機関である江東区立・港区立図書館からは、無料で借りられます。

相互利用 他大学の図書館を利用する際には、「紹介状」を求められることがあります。
 「紹介状」はカウンターで発行します。

12. ガイドダンス

文献データベースや電子ジャーナルの使い方についてのガイドダンスを行っています。詳しくは図書館ホームページをご覧になるか、カウンターでお尋ねください。

13. リモートアクセス

自宅や旅行先でも、キャンパス内にいるのと同じ条件で文献データベースや電子ジャーナルを利用できるようにするサービスです。詳しくは図書館ホームページをご覧になるか、カウンターでお尋ねください。

14. 注意

- ・館内はすべて禁煙、飲食禁止です。ペットボトルや水筒など、密閉できる容器に入った飲み物であれば持ち込みが可能です。品川キャンパス図書館の光庭のみ飲食可能です。
- ・携帯電話やスマートフォンは、館内では電源を切るか、マナーモードにしてください。通話は館外でお願いします。
- ・盗難防止のため、所持品は各自で責任を持って管理し、貴重品は常に携帯してください。
- ・入口に無断持出防止装置を設置しています。手続きなしに、館外へ資料を持ち出そうとすると、警報が鳴りますのでご注意ください。

担当： 品川キャンパス 情報サービス第一係 TEL 03-5463-0444
 e-mail : jo-joho1@o.kaiyodai.ac.jp

担当： 越中島キャンパス 情報サービス第二係 TEL 03-5245-7362
 e-mail : jo-joho2@o.kaiyodai.ac.jp

附属図書館ホームページ： URL <https://lib.s.kaiyodai.ac.jp/>



図書館 HP

○総合情報基盤センター

総合情報基盤センターは本学の基盤といえるネットワークおよび統合認証基盤の提供、そしてそれらを活用した教育・研究の支援を行っています。地理的に離れている品川キャンパスと越中島キャンパス間は、SINET6（学術情報ネットワーク）を経由して、大学として一つのネットワークとして利用できる環境とするとともに、各キャンパス内の建物は光回線で接続し、国内外問わず学外に対する高速通信を実現しています。

本学では、総合情報基盤センターが提供している統合認証基盤システムにより、利用者は一組のアカウント（本学のアカウントは“海洋大 ID”と呼んでいます）とパスワードで、メールシステムや無線 LAN システム、履修登録システム等の複数のシステムが利用できます。海洋大 ID は入学時に配布される「ユーザ ID 通知書」に記載されています。

1) 総合情報基盤センター教室の利用

(1) 総合情報基盤センター教室を利用できる者

本学の学生、教職員およびそれに準ずる者、センター長の承認を得た者

(2) 総合情報基盤センター教室の利用時間

① 品川キャンパス

特殊実験棟内の A、B 教室は、無線 LAN 及び電源コンセントが利用できます。主として、情報処理教育に関する授業で使用します。授業で使用していない時間帯は自習に利用することができます。

【利用時間】

- ・月曜日から金曜日の下記時間帯（土・日・祝日は休止）
- ・授業が実施される日 午前 8 時 30 分～午後 6 時 00 分
- ・授業が実施されない日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分（夏、冬、春休み等）
- ・その他臨時に休業する際は、その都度掲示します。

② 越中島キャンパス

2 号館 2 階と 1 号館 1 階の総合情報基盤センター教室は、無線 LAN 及び電源コンセントが利用できます。

【利用時間】

- ・月曜日から金曜日の下記時間帯（土・日・祝日は休止）
- ・午前 8 時 00 分～午後 10 時 00 分（講義で使用している時間帯は利用できません）
- ・その他臨時に休業する際は、その都度掲示します。

(3) オンデマンドプリンタの利用について

オンデマンドプリンタ印刷料金は、1 枚あたり白黒 10 円、カラー 50 円で、A 4 及び A 3 サイズに印刷できます。

オンデマンドプリンタでの印刷には、東京海洋大学生協で取り扱っている「コピーカード」の購入が必要です。

以下の場所にオンデマンドプリンタを設置しています。

大学会館 1 F（生協前）、越中島会館 1 F（生協前）

(4) 利用上の注意

- ・ 備え付け機器類は定められた手順に従い大切に扱って下さい。備え付け機器類の持ち出しを禁止します。
- ・ 総合情報基盤センター教室および廊下等での飲食・喫煙、携帯電話の使用、ゴミの放置を禁止します。
- ・ 総合情報基盤センター各地区で定めた利用注意事項を守ってください。

(5) その他のサービス

・ 大型プリンタ

学会やシンポジウム等のイベント用のポスター印刷を行うことができる大型プリンタを設置しています。この設備は、本学に在籍する学生および教職員の全員が利用することが可能です。

—学生が利用できる情報サービス—

○学生が利用できるソフトウェアライセンス

オフィスソフト、ウイルス対策ソフトが追加費用なしで利用可能です。

○キャンパス内で Wi-Fi (SSID:kaiyo-1x, eduroam) が利用できます。

○学生用のメール(Gmail)は、スマートフォン等でも利用できます。

○情報システムに関するの全学問合せ窓口

全学 ICT サポート窓口:

e-mail ict-support@o.kaiyodai.ac.jp

Tel 03-5463-0446 (内線 0446)

品川キャンパス附属図書館 1 階

○グローバルコモン(語学学習スペース)

品川キャンパスの学生会館(生協)2階に、学生と教職員が自由に語学学習できるスペース(グローバルコモン)を開設しています。

グローバルに活躍できる企業人・研究者として必要な英語力の強化を推進し、多様なプログラムにより全面的にバックアップを行います。

また、グローバルコモンでは、コモンの利用についてはもちろん、TOEIC、海外派遣キャリア演習及び長期学外実習(海外)(通称:「海外探検隊」)の支援など、様々なサポートを行っています。

詳細は『海洋大 グローバル』で検索してください。

1. 利用できる者

- ① 本学の学部学生、大学院学生、海洋科学専攻科学生、乗船実習科学生、研究生等
- ② 本学の教職員およびそれに準ずる者

2. Office Hours

月～金 9:00～18:00

3. 休館日

土曜日 日曜日 国民の祝日 年末年始 全学一斉休業日(8月中旬の2日間)。

※その他海鷹祭期間中の平日、大学試験日・前日等。なお、業務の都合により臨時に休館又は短縮になる場合があります。

4. 利用方法

グローバルコモン利用の際は入口横のインフォメーションカウンターで受付をしてください。

5. 利用可能な設備およびアイテム

① 個人ブース(20席)、防音個室ブース(3席)

個人ブースでは通常の語学学習に加え、英語DVDや超字幕(日英字幕を同時表示、単語の意味を瞬時表示、台詞単位で再生可能な英語学習ソフト)を観ることができます。防音個室ブースでは、スピーキングやシャドーイングの練習ができます。

② 英語学習アドバイザー

英語学習カウンセリングを「予約制」で実施しています。個人に合った英語学習法や外部英語資格試験の対策などの相談に個別に対応します。

③ 豊富な学習教材、海外資料

映画・海外ドラマDVD、超字幕などを教材として用意、英字新聞による時事情報の収集、語学力アップ・国際交流関係の資料やTOEIC・TOEFL対策のための書籍・CD等も各種用意しています。

④ グローバルステージ

グローバルコモン中央部のプレゼンスペース。グローバル関連の各種セミナー・イベントを実施しています。



○学生会館（品川キャンパス）

開館時間 月曜日～金曜日 9：00～21：00

休館日 土曜日、日曜日、祝日。

以上の他に休館することがあります。

	施設名	内 容	問合せ先
1階	食 堂 部	東京海洋大学生生活協同組合（生協）により運営されており、カフェテリア方式（単品のメニューを各自が選んでいく方式）の食堂です。さまざまな種類の惣菜、麺、丼やカレーなどを安く提供しています。サラダや惣菜をg単位で購入できるビュッフェコーナーもあります。毎日安心して食べられるよう国の基準よりも高い水準で添加物の自主規制をおこなっています。 ・営業時間 平日 11:00～14:00	生協 品川キャンパス： 03-3471-7441
	購買書籍部	生協により文具、パソコン、通信機器、ソフトウェア、雑貨、食品、飲料、書籍など、学生生活に必要な物をそろえています。また自動車教習所、パッケージ旅行、ダイビング講習などの受付もおこなっており、大学生活に必要な商品とサービスを提供しています。多くの商品・サービスは、特別な生協値引きや学割価格で提供されています。教科書を含む書籍の多くは、組合員証の提示で10%値引きされます。 ・営業時間 平日 10:00～18:00	
	学生相談室 (カウンセリング)	専門のカウンセラーによる学生相談を実施しています。 学業、対人関係等で悩みがある場合は、専門のカウンセラーが相談に応じますので、何でも気軽に相談してください。保健管理センターホームページに両キャンパスの学生相談日時を掲載しています。 相談を希望する学生は直接学生相談室へおいでください。なお、メールによる予約が可能ですので、そちらを推奨します。	品川キャンパス： 学生生活係
2階	共同談話ホール	学生の皆さんの懇談の場として利用されています。	
	グローバルコモン	前頁参照	グローバル教育 研究推進機構

※生協食堂部・購買書籍部の営業時間を、変更することがあります。



○越中島会館（越中島キャンパス）

開館時間 月曜日～金曜日 8：30～22：00

休館日 土曜日、日曜日、祝日、夏、冬及び春の休業期間中

以上の他に休館することがあります

施設名	内 容	問合せ先
ワールドマリン カフェ	生協により運営されており、定食メニューを中心に麺類や丼、惣菜などが食べられる食堂です。さまざまな種類の惣菜、麺、丼やカレーなどお安く提供しています。サラダや惣菜をg単位で購入できるピュッフェコーナーもあります。毎日安心して食べられるよう国の基準よりも高い水準で添加物の自主規制をおこなっています。 ・営業時間 平日 11:00～14:00	生協 越中島キャンパス： 03-3643-9521
購買書籍部	生協により文房具、パソコン、通信機器、ソフトウェア、雑貨、食品、飲料、書籍など、学生生活に必要な物をそろえています。また自動車教習所、ダイビング講習などの受付もおこなっており、大学生活に必要な商品とサービスを提供しています。多くの商品・サービスは、特別な生協値引きや学割価格で提供されています。教科書を含む書籍の多くは、組合員証の提示で10%値引きされます。 ・営業時間 平日 10:00～17:00	
ラウンジ	生協購買書籍部に面して、椅子・テーブル席があり、休憩・歓談に利用されています。昼食時間帯は混雑しますので、ゆずり合って利用するようご協力をお願いします。	
集会室 (1)(2)	ミーティング、研究会に利用できます。 ・利用時間 9：00～22：00	越中島キャンパス： 学生支援係
就職資料 コーナー	就職資料が配架されており自由に閲覧できます。 ・利用時間 8：30～22：00	
就職情報 ・相談室	各種マニュアル本などを利用した情報収集が可能です。 ・利用時間 8：30～22：00	
学習室	自習施設の充実、試験期間における図書館閲覧室の混雑解消等を目的に設けられています。室内には、個人用学習机が用意されています。 ・利用時間 平日8：30～22：00	越中島キャンパス： 学術情報課 情報サービス第二係
学生相談室	専門のカウンセラーによる学生相談を実施しています。 学業、対人関係等で悩みがある場合は、専門のカウンセラーが相談に応じますので、何でも気軽に相談してください。保健管理センターホームページ内に両キャンパスの学生相談日時を掲載しています。 相談を希望する学生は直接学生相談室へおいでください。なお、電話による予約が可能ですので、そちらを推奨します。	越中島キャンパス： 学生支援係

※ワールドマリンカフェ・購買書籍部の営業時間を、変更することがあります。



〇八十五周年記念会館（越中島キャンパス）

越中島キャンパス窓口：越中島地区事務室学生支援係

この会館は、学生、教職員、卒業生などが各種の会合や催し物、課外活動などを行い、学生、教職員の福利厚生に寄与するために設置されたものです。

*施設の概要

設 備		収容人員	主 な 用 途
一階	大 集 会 室	300 名	講演、演劇、懇談、会合、その他催物
	多 目 的 ス ペ ー ス (1)	80 名	
	多 目 的 ス ペ ー ス (2)		
二階	第 1 集 会 室	30 名	各種会合、研究会等 ゼミナール、小会合等
	第 2 集 会 室	30 名	
	第 3 集 会 室	30 名	
	第 4 集 会 室	12 名	
	和 室	30 名	茶道、華道、囲碁、将棋等

*開館時間

月曜日～金曜日 9：00～22：00

*休館日

土曜日、日曜日、祝日、夏、冬、及び春の休業期間中

ただし、大学が必要と認めたときは、休館日にも使用することができます。希望するときは、担当係に申出てください。

*使用手続

使用日の前日の 17：00 までに担当係に申し込み、使用日当日、必要なときは、担当係から鍵を受け取ってください。

*使用上の注意

- ・ 使用時間の厳守
- ・ 願い出た使用目的以外には使用しない。
- ・ 汚れた靴・下駄・スパイクでは入館しない。
- ・ 館内は禁煙
- ・ 他の迷惑になるような大きな声、音を出さない。
- ・ 使用後は後片付け、清掃を行う。
- ・ 私物を放置しない。

■マリンサイエンスミュージアム（品川キャンパス）

水産資料館は、改修工事を経て、平成 28 年（2016 年）1 月にマリンサイエンスミュージアムとしてリニューアルオープンしました。本館は日本および世界の水産に関連した科学技術資料や標本を数多く展示、収蔵しています。水産生物では、タカアシガニなどの甲殻類、オキナエビスのような珍しい貝などを含む豊富な貝類、淡水産および海水産の魚類、アシカなどの海産哺乳類、様々な種類の海鳥類など、貴重な剥製や標本を展示しています。また、海と人の関わりとして、増養殖、漁業、食品に関する模型や実際に使用していた道具などを見ることができます。さらに、本学の歴代練習船の模型や、練習船海鷹Ⅱによる第一次南極調査およびガラパゴス諸島調査の資料なども展示し、本学の取り組みを伝えています。

開館日時については、マリンサイエンスミュージアムの HP をご確認ください。

○鯨ギャラリー（品川キャンパス）

鯨ギャラリーは平成 18 年（2006 年）4 月、骨格標本の保全・科学的見地からの改修とあわせ、展示室内に入って観覧できるよう改装、開館したものです。ギャラリー内にはセミクジラ骨格標本を見下ろせるようステップが設けられたほか、骨格標本と同じ個体から採取されたセミクジラの髭（ひげ）を展示しています。

本骨格は、国際捕鯨取締条約第 8 条に基づいて行われた日本政府による科学研究目的の特別調査（昭和 31 年（1956 年）～昭和 43 年（1968 年）に実施）の下で採捕されたセミクジラの全身骨格です。同調査で捕獲された計 13 頭のうちの最大個体で、体長は 17.1m、体重は 67.2 トンに及び、完全な骨格標本としては世界最大級です。

また、平成 22 年（2010 年）4 月にはコクジラの骨格標本も展示に加わりました。これらの学術的に極めて貴重な骨格標本を間近で見学することができます。

開館日時については、マリンサイエンスミュージアムの HP をご確認ください。

■明治丸海事ミュージアム（越中島キャンパス）

国の重要文化財「明治丸」と百周年記念資料館、明治丸記念館及び現存する日本最古の 2 つの天文台（第一、第二観測台（登録有形文化財））等から構成され、「海洋立国日本」の歴史と文化を学ぶ場を提供するとともに、越中島キャンパスに接する水辺やキャンパス内の緑が織り成す豊かな自然環境と融合して、地域に開かれた多様な文化交流の場の創出を目指しています。

明治丸海事ミュージアム開館日時

火・木・第 1、3 土曜日

4～9 月 10 時～16 時（入館は 15 時 30 分まで）

10～3 月 10 時～15 時（入館は 14 時 30 分まで）

年末年始や夏季等に休館あり。また、上記開館日が祝日にあたった場合は休館

○重要文化財「明治丸」

明治 7 年（1874 年）に建造され、工部省の燈台巡廻船を経て、明治 29 年（1896 年）に本学の前身である商船学校の係留練習船として約 50 年間で約 5000 人の船員を育てました。昭和 53 年（1978 年）にわが国に現存する唯一の鉄船であり鉄船時代の造船技術を今に伝える貴重な遺産として国の重要文化財に指定されました。



明治丸

○百周年記念資料館

東京海洋大学海洋工学科の前身である東京商船大学が昭和 50 年（1975 年）に百周年を迎えたことを記念して、昭和 51 年（1976 年）竣工、昭和 53 年（1978 年）に開館しました。

東京商船大学百周年の歴史を軸として、その周辺の海事史をたどる資料、文献等の収集、展示を行っています。



百周年記念資料館

○明治丸記念館

明治丸海事ミュージアム事業の一環として、平成 28 年（2016 年）7 月 18 日から公開しました。明治丸の歴史を写真を中心に貴重な展示品とともに説明しています。

※上記ミュージアムの開館日程は変更となる事があります。最新の開館状況は HP をご確認ください。

【キャンパス外施設】

○水圏科学フィールド教育研究センター

東京のキャンパスでは経験できないフィールドでの実践教育と先端研究を行うため、水圏科学フィールド教育研究センターがあります。海を対象とした臨海フィールドと、淡水魚を対象とした陸水域生産フィールドがあり、5つのステーションと1つの支所が設けられており、各種研究活動のほか、新入生オリエンテーションをはじめとする様々な学生実習の場として活用されています。また、地域社会や産業界等への窓口としての役割も果たしています。

各ステーションを実験、実習及びサークル活動等で利用する場合は、「東京海洋大学水圏科学フィールド教育研究センター利用細則」、「東京海洋大学水圏科学フィールド教育研究センター利用料に関する取扱要項」を確認の上、品川キャンパス、越中島キャンパスの各利用申請窓口で所定の手続きをしてください。利用申請手続きは、「水圏科学フィールド教育研究センター利用手続きについて<利用者の方へ>」を参照してください。

《臨海フィールド》



館山ステーション

〒294-0308

千葉県館山市坂田 670



館山ステーション（館山湾内支所）

〒294-0036

千葉県館山市館山 96



富浦ステーション

〒299-2404

千葉県南房総市富浦町多田良 851-1

《陸水域生産フィールド》



吉田ステーション

〒421-0302

静岡県榛原郡吉田町川尻 1581



大泉ステーション

〒409-1502

山梨県北杜市大泉町谷戸 5681



清水ステーション

〒424-0902

静岡県静岡市清水区折戸 4-1-30

水圏科学フィールド教育研究センター利用手続きについて<利用者の方へ>

利用申請について

1. 利用申請窓口（対応時間 9：00～17：00）

		品川キャンパス	越中島キャンパス
研究活動・学外者の場合		研究推進課研究企画係 03-5463-4197	越中島地区事務室管理係 03-5245-7310
教育関係・課外活動の場合	（授業関係等）	教務課教務係又は大学院係 03-5463-0394 又は 0395	越中島地区事務室教育支援係 03-5245-7314
	（課外活動等）	学生サービス課学生生活係 03-5463-0429	越中島地区事務室学生支援係 03-5245-7317

※学生が、教員から依頼された業務をステーションで行う場合は、備考欄にその旨を記載し、研究推進課研究企画係に申請してください。

2. 申請方法

事前準備：各ステーションに電話等で利用可能を確認し、仮予約をしてください。

※利用申請窓口への申請が間に合わない場合でも、各ステーションには必ず事前に連絡を入れてください。連絡の無い場合には利用できないことがあります。

- ① 利用申請書・利用者名簿・潜水器使用許可願（館山ステーションで潜水器を使用する場合のみ）を東京海洋大学水圏科学フィールド教育研究センターのHPからダウンロードの上、必要事項を記入し、利用申請窓口へ提出してください。※日帰り利用の場合でも申請が必要になります。
- なお、令和3年度より、利用申請書の様式が変更となり、本人確認が取れるメールアドレス（学内アドレス）からの申請については押印が不要となりました。メール送付先については下記の通りです。（すべて後ろに@m.kaiyodai.ac.jpをつけてご送付ください。）

本学学生の申請につきましては、担当教員にCCを入れてください。

学外者の申請につきましては、申請者の所属、氏名、連絡先を本文に記載いただくことで、メールによる申請が可能となります。

本学の教職員及び学生が本学以外の者と共同利用する場合には、本学の教職員及び学生がまとめて利用申請を行ってください。

※事務手続きには2～3日かかることがあります。

利用料が発生する場合は、利用開始の3日前までに利用料を納付できるよう、早めに申請してください。



急に利用が決まった場合や、休日にかかる場合など、
事前申請・前納ができないときは…

【教職員について】

- ・後払いが可能です。
- ・利用開始前にメール等で利用申請窓口へ連絡し、その後、速やかに利用申請書の提出等を行ってください。

【本学学生について】

- ・指導教員の支払い保証があれば後払いが可能です。
- ・利用開始前に指導教員からメール等で利用申請窓口へ連絡し、その後、速やかに利用申請書を提出してください。

【学外利用者について】

- ・後払いができませんので、事前申請以外は受け付けられません。

- ② 事務手続き完了後、利用申請窓口で利用許可書を受け取り、ステーション利用時に提示してください。
※郵送・学内便等をご希望の場合は申請時にお知らせください。
※申請が遅れた場合、許可書の発行が利用開始日に間に合わないことがあります。

3. 変更・取消について

- ① 利用日数の変更について

*申請段階で利用日程が不確定の場合（気象や研究進捗状況によるもの）

予定利用日数で申請し、日程が確定した時点で速やかに利用申請窓口にお知らせください。

後払いを希望する場合（本学の教職員・学生のみ）は、2. -①を参照してください。

*申請後、または利用中に急遽変更になった場合

速やかに各ステーションと各利用申請窓口とに連絡して下さい。日程延長の場合は、後日延長日数分の料金をお支払いいただきます。

※利用料納付後に日程を短縮した場合は、差額を返しますので【利用料納付について】3-②の返還請求を行ってください。（ただし、変更・取消しが自己都合の場合は返金できません。）

② 利用人数の変更について

申請後に人数が変更になった場合は、速やかにステーションと利用申請窓口とに連絡してください。但し、部屋の使用状況によっては追加宿泊をお断りすることがあります。

増員の場合は、後日利用申請窓口追加分の料金をお支払いいただきます。

※利用料納付後に人数が減った場合は、差額を返しますので返還請求を行ってください。（ただし、変更・取消しが自己都合の場合は返金できません。）

4. 水圏科学フィールド教育研究センター利用料金表

単位：円

利用区分 ステーション名	学内利用者		学外利用者	
	1泊当たり 教育、課外活動等 ・短期利用の研究 活動	1泊当たり 長期利用の研究 活動 ※	日帰り	1泊当たり
吉田ステーション	400	200	1,000	1,500
大泉ステーション	400	50	1,000	1,500
館山ステーション	500	200	1,000	1,500
館山ステーション（館山湾内支所）	500	200	1,000	-
富浦ステーション	600	200	1,000	1,500
清水ステーション	-	-	1,000	-
館山ステーション（潜水器の利用）	300/本（ボンベ数）			

※長期の研究活動とは、連続して11泊以上する研究活動である。

5. 長期利用について

・学内者が研究目的の利用であり、かつ11泊以上する場合は長期利用者料金が適用されます。

・後払いを希望する場合は、2. -①を参照してください。

長期利用料金の計算方法【例】

館山ステーションを7月1日から7月31日まで研究で利用する場合

ただし、7月10日から13日は宿泊しないとする。

①申請書を1回で提出する場合

利用期間：7月1日から7月31日

$$200\text{円（長期利用料金）} \times 30\text{泊} \times 1\text{人} = 6,000\text{円}$$

②申請書を2回に分けて提出する場合

利用期間：7月1日から7月10日

$$500\text{円（通常料金）} \times 9\text{泊} \times 1\text{人} = 4,500\text{円}$$

利用期間：7月14日から7月31日

$$200\text{円（長期利用料金）} \times 17\text{泊} \times 1\text{人} = 3,400\text{円}$$

合計：7,900円

※長期利用で申請書を提出された場合、原則料金の変更は出来ません。

6. 宿泊するステーションと日中活動するステーションが異なる場合

※吉田ステーションに宿泊し、日中は清水ステーションを日帰り利用する場合など。

・両ステーションに事前連絡（仮予約）を入れてください。

・利用申請書は宿泊利用するステーション分のみを作成し、日中利用する別ステーションについては備考欄に利用日程等を記入してください。

・学外利用者については、宿泊ステーション分と日帰り利用するステーションの日帰り料金を併せて徴収します。

7. その他注意事項

- ・館山湾内支所は学内利用者に限り、教育上、止むを得ない場合のみ宿泊を認めます。(学外利用者については日帰り利用のみ可)
- ・清水ステーションは、日帰り利用のみ認めます。
- ・下記の場合、使用許可が取り消されることがあります。
 - *虚偽の利用申請を行なった場合
 - *フィールドセンターにおいて緊急に使用する必要が生じた場合
 - *気象災害等により利用に危険が生じた場合
 - *利用者が利用細則及び取扱要項等に違反した場合
- ・利用料金を支払わない場合、次回からの使用を認めないことがあります。

利用料納付について

1. 利用料納付窓口（対応時間 9：00～17：00）

財務課資金管理係 03-5463-0369	越中島地区事務室管理係 03-5245-7308
-----------------------	--------------------------

2. 納付方法

- ・原則、利用開始の3日前までに利用料納付窓口または銀行口座振込で納付してください。
- ※各ステーションでの現地払いは受け付けておりません。
- ※教員の研究費で利用料の支払いはできません。研究補助として雇用した学生がステーションを利用する場合、学生に支払われる謝金・旅費の中から利用料を支払ってください。
- ・利用者が複数の場合には、申込代表者を取りまとめの上、一括で支払ってください。
- ・利用料納付窓口での支払の場合は領収書をお渡ししますので、許可書と併せてステーション利用時に提示してください。※振込の場合は領収書の発行は行いません。

【後納を希望した場合】

- ・各ステーション利用後に速やかに利用料納付窓口または銀行口座振込で利用料金を納付してください。
- ・同ステーションに長期利用者が複数名いる場合は、まとめて振り込むことも可能です。ただし、とりまとめ分の利用者氏名・金額等を、事前にメールまたはFAXで利用料納付窓口にお知らせください。

3. 利用日程・利用人数変更に伴う利用料変更について

- ① 利用料金が増額になる場合
メールや書面（申請者が押印したもの）で利用申請窓口に変更内容を連絡し、速やかに追加料金をお支払いください。
各ステーションでは、追加料金を含めた一切の利用料の支払いを受け付けておりません。必ず利用料納付窓口で支払ってください。
- ② 利用料金が減額になる場合
前納していた利用料金について、利用日程等の変更による減額が生じた場合は、メールや書面（申請者が押印したもの）で利用申請窓口に変更内容を連絡してください。
返還請求手続（返還請求書【様式A】を提出）を行い、事務手数料等（振込手数料300円等）を控除した金額を返還いたします。
※ただし、変更の理由が利用者の責に帰すべき事由によらない場合（台風、天災等）に限ります。
変更理由が自己都合で、変更連絡が利用開始日以降の場合は返還されません。

各ステーションの連絡先

ステーション名	TEL	FAX	メールアドレス
吉田ステーション	0548-32-5848	0548-32-6072	yoshida-fish@lime.ocn.ne.jp
大泉ステーション	0551-38-2015	0551-20-5620	FAXのみ
館山ステーション	0470-29-1144	0470-29-1145	sshimi0@kaiyodai.ac.jp
同 館山湾内支所	0470-22-0301		FAXのみ
富浦ステーション	0470-33-2094	0470-33-4650	FAXのみ
清水ステーション	0543-34-0457		FAXのみ

※フィールドセンター利用手続きに関する総合お問い合わせ先は研究推進課研究企画・産学連携係 03-5463-4197 になります。

東京海洋大学水圏科学フィールド教育研究センター利用細則

	平成 18 年 4 月 1 日	
	海洋大規第 347 号	
改正	平成 19 年 1 月 24 日	海洋大規第 347-2 号
改正	平成 25 年 1 月 8 日	海洋大規第 4 号
改正	平成 29 年 2 月 7 日	海洋大規第 46 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日	海洋大規第 183 号
改正	令和 元年 10 月 23 日	海洋大規第 191 号
改正	令和 3 年 3 月 19 日	海洋大規第 39 号

(趣旨)

第 1 条 東京海洋大学水圏科学フィールド教育研究センター（以下「フィールドセンター」という。）の業務を円滑に実施するため、フィールドセンターの利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第 2 条 フィールドセンターを利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 東京海洋大学（以下「本学」という。）の教職員
- 二 本学の学生（研究生等を含む。）
- 三 その他フィールドセンター長又は各ステーション主任が適当と認めた者

(範囲)

第 3 条 フィールドセンターは次の各号に掲げる活動を行う場合に利用できる。

- 一 本学のカリキュラムに明示された実習、実験、演習、講義等の教育活動
- 二 フィールドセンター長又は各ステーション主任が適当と認める研究活動
- 三 フィールドセンター長又は各ステーション主任が適当と認める課外活動
- 四 フィールドセンター長又は各ステーション主任が適当と認めるその他の活動

(申請)

第 4 条 フィールドセンターの各ステーションの利用を希望する者は、各ステーションで定める利用要項に従い、利用申請書（別紙様式 1 号）及び利用者名簿（別紙様式 2 号）をフィールドセンター長に提出し、許可を得なければならない。

2 館山ステーションで潜水器の使用を希望する者は、潜水器使用許可願（別紙様式 3 号）をフィールドセンター長に提出し、許可を得なければならない。

(許可)

第 5 条 前条 1 項又は 2 項の規定により利用又は使用の申請があった場合、フィールドセンター長は、第 3 条に定める活動の利用範囲と認め、かつ、フィールドセンターの運営に支障がないと判断した場合については利用又は使用を許可する。

(利用料)

第 6 条 前条の規定によりフィールドセンターの利用を許可された者は、所定のフィールドセンター利用料を納付しなければならない。

2 フィールドセンター利用料に関し、必要な事項は別に定める。

(許可の取消し)

第 7 条 フィールドセンター長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、利用を制限若しくは中止させることができる。

- 一 フィールドセンターにおいて緊急に使用する必要が生じたとき
- 二 気象災害等により利用に危険が生じたとき
- 三 利用者が、この細則及び各ステーションで定める利用要項及び利用心得、利用許可条件に違反したとき

2 前項による利用の制限又は中止によって、利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責任を負わない。

(遵守義務)

第 8 条 利用者は、フィールドセンターの利用に当たり学内の諸規則、各ステーションで定める利用要項及び利用心得等を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第9条 利用者が、故意又は重大な過失によりフィールドセンターの施設・備品等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(報告)

第10条 フィールドセンター長は、必要に応じ、利用者に対して利用の内容について報告を求めることができる。
2 利用者は、各ステーションを利用した成果を公表した場合は、各ステーション主任へ報告しなければならない。

(復旧・回復)

第11条 利用者は、利用終了後直ちに利用箇所を原状に復旧・回復しなければならない。

(責任の所在)

第12条 フィールドセンターの利用中に利用者の故意又は重大な過失により生じた事故及び損害については、本学は一切その責任を負わない。

(権限の委任)

第13条 第4条第1項、第2項、第5条、第7条及び第10条に規定するフィールドセンター長の権限は、各ステーション主任に委任することができる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、フィールドセンター各ステーションの利用に関し必要な事項は、フィールドセンター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 東京海洋大学海洋工学部附属清水臨海実験実習所利用細則（平成19年7月5日 海洋大規第436号）は、廃止する。

附 則（平成29年海洋大規第46号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第183号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年海洋大規第191号）

この細則は、令和元年10月23日から施行する。

附 則（令和3年海洋大規第39号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

学内諸規則

○東京海洋大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東京海洋大学（以下「本学」という。）は、人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行うとともに、次の能力・素養を有する人材を養成することを目的とする。

- 一 海洋に対する科学的認識を深化させ、自然環境の望ましい活用方策を提示し、実践する能力
- 二 論理的思考能力、適切な判断力、社会に対する責任感をもって行動する能力
- 三 現代社会の大局化した諸課題について理解・認識し、対応できる実践的指導力
- 四 豊かな人間性、幅広い教養、深い専門的知識・技術による課題探求、問題解決能力
- 五 国際交流の基盤となる幅広い視野・能力と文化的素養

(自己点検評価)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 その他、第1項の点検及び評価を行うにあたっての必要な事項は、別に定める。

(情報公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2節 組織

(学部、学科及び課程)

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。

海洋生命科学部

海洋生物資源学科

食品生産科学科

海洋政策文化学科

海洋工学部

海事システム工学科

海洋電子機械工学科

流通情報工学科

海洋資源環境学部

海洋環境科学科

海洋資源エネルギー学科

- 2 前項の各学部及び各学科の教育研究上の目的については、別に定める。
- 3 海洋生命科学部に、水産教員養成課程を置く。

(収容定員等)

第5条 前条の学部各学科、課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部名	学科・課程名	入学定員	3年次 編入学 定員	収容定員
海洋生命 科学部	海洋生物資源学科	68人		272人
	食品生産科学科	55		220
	海洋政策文化学科	40		160
	水産教員養成課程	7		28
	小計	170		680
海洋 工学部	海事システム工学科	59	5人	246
	海洋電子機械工学科 (機関システム工学コース) (制御システム工学コース)	59	5	246
	流通情報工学科	42		168
	小計	160	10	660
海洋資源 環境学部	海洋環境科学科	62		248
	海洋資源エネルギー学科	43		172
	小計	105		420
合計		435	10	1,760

2 前項の海洋生命科学部水産教員養成課程の7人は、海洋生物資源学科及び食品生産科学科で各3人、海洋政策文化学科で1人がそれぞれ当該学科の授業科目を履修するものとする。

(教育分野等)

第6条 第4条第1項に規定する学部各学科に、教育分野を置く。

- 2 教育分野に関する事項は、別に定める。
- 3 第4条第1項に規定する学部各学科に、寄附講座を置くことができる。
- 4 寄附講座に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関する事項は、大学院学則で定める。

(学術研究院)

第7条の2 本学に、学術研究院を置く。

- 2 学術研究院に関する事項は、別に定める。

(専攻科)

第8条 本学に、専攻科を置く。

- 2 専攻科に関する事項は、別に定める。

(乗船実習科)

第9条 本学に、大学を卒業した者で海技士の免許を受けようとする者に対し乗船実習を行うため、乗船実習科を置く。

- 2 乗船実習科に関する事項は、別に定める。

(附属図書館)

- 第10条 本学に、附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に、越中島分館を置く。
 - 3 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(ミュージアム機構)

- 第11条 本学に、教育研究及び歴史・文化の発信等に資するため、ミュージアム機構を置く。
- 2 ミュージアム機構に関する事項は、別に定める。

(総合情報基盤センター)

- 第11条の2 本学に、総合情報基盤センターを置く。
- 2 総合情報基盤センターに関する事項は、別に定める。

(海の研究戦略マネジメント機構)

- 第11条の3 本学に、海の研究戦略マネジメント機構を置く。
- 2 海の研究戦略マネジメント機構に関する事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

- 第12条 本学に、教員その他の者が共同して教育研究を行い、若しくは教育研究のため共用する施設又はその他の全学的業務を行う施設として、次の学内共同利用施設を置く。

保健管理センター
水圏科学フィールド教育研究センター
船舶・海洋オペレーションセンター
放射性同位元素管理センター
キャリア支援センター
グローバル教育研究推進機構
海洋A I 開発評価センター
水圏生殖工学研究所

- 2 前項の学内共同利用施設に関する事項は、それぞれ別に定める。

(特定事業組織)

- 第12条の2 前条の施設のほか、本学に特定プロジェクト等、特定の活動目的に応じ編成した組織を置くことができる。
- 2 前項の特定事業組織に関する事項は、それぞれ別に定める。

(練習船)

- 第13条 本学に、第4条に定める学部及び学科の教育研究に必要な施設として、次の練習船を置く。

練習船海鷹丸
練習船神鷹丸
練習船沙路丸

- 2 本学の教育研究上支障がないと認められるときは、別に定めるところにより、前項の練習船を他の大学等の教育に係る共同利用に供することができるものとする。
- 3 第1項の練習船に関する事項は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設及び共同利用施設)

第13条の2 本学に、学部附属の教育研究施設及び共同利用施設を置くことができる。

2 前項の教育研究施設等に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第14条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第3節 職員の種類

(職員の種類)

第15条 本学に、次の職員を置く。

学長

副学長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

リサーチ・アドミニストレーター

その他必要な職員

2 職員の職務は、学校教育法その他の法令の定めるところによるほか、必要な事項は、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第16条 本学の各学部及び研究科にそれぞれ教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第18条 学年を、次のとおり2学期又は4学期に分ける。

2 学期制

学 期	期 間
前学期	4月1日から9月30日まで
後学期	10月1日から翌年3月31日まで

4 学期制

学 期	期 間
第1学期	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
第2学期	
第3学期	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
第4学期	

(休業日)

第19条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 春季、夏季及び冬季休業日
- 2 前項第3号の休業日は、別に定める。
- 3 学長が必要と認める場合は、第1項の休業日を臨時に変更することがある。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることがある。
- 5 前4項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第20条 学部 of 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第21条 学生は、次の各号に定める年数を超えて在学することができない。

- 一 第1年次から第2年次まで 4年
- 二 第3年次から第4年次まで 4年

第3節 入学、編入学、再入学、転入学、転学部及び転学科

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第28条の規定に基づく再入学については、学年又は学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの

- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（平成 17 年文部科学省令第 1 号附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学の出願）

第 24 条 入学志願者は、入学願書その他必要な書類に第 57 条に定める検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。ただし、第 57 条の 2 に定める検定料の免除を申請する者は、検定料の納付に代えて当該申請手続きを行わなければならない。

（入学者の選考）

第 25 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

（入学手続き及び許可）

第 26 条 前条の合格者は、所定の期日までに第 57 条に定める入学料を納付し、誓書その他必要な書類を提出しなければならない。ただし、第 58 条に定める入学料の免除又は徴収猶予を申請する者は、入学料の納付に代えて当該申請手続きを行わなければならない。

2 前項の入学手続きを行ったものに対して、学長は入学を許可する。

（編入学）

第 27 条 本学への編入学については、別に定める。

（再入学）

第 28 条 本学を第 52 条の規定により退学した者及び第 54 条第 4 号の規定により除籍された者が再入学を願出たときは、選考の上、これを許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

（転入学）

第 29 条 他の大学に在学している者が、本学に転入学を願出たときは、選考の上、これを許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

（転学部及び転学科）

第 30 条 学生が、他の学部に転学部を願出たときは、選考の上、これを許可することがある。

2 学生が、同一学部の他の学科に転学科を願出たときは、選考の上、これを許可することがある。

3 転学部及び転学科に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 教育課程、履修方法及び単位の認定等

(授業科目)

第31条 授業科目及び授業科目の区分は、各学部の履修規則の定めるところによる。

(履修方法及び単位の修得等)

第32条 授業科目の履修方法及び単位の修得等については、各学部の履修規則の定めるところによる。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、第1項の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格)

第37条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科等	免許状の種類	教科	
海洋生命科学部	水産教員養成課程	高等学校教諭1種免許状	理科 水産	
	海洋生物資源学科	高等学校教諭1種免許状	理科 水産	
	食品生産科学科	高等学校教諭1種免許状	理科 水産	
	海洋政策文化学科	高等学校教諭1種免許状	理科 水産	
海洋工学部	海事システム工学科	高等学校教諭1種免許状	商船 工業	
	海洋電子機械工学科	機関システム工学コース	高等学校教諭1種免許状	商船
		制御システム工学コース	高等学校教諭1種免許状	工業
	流通情報工学科	高等学校教諭1種免許状	工業	
海洋資源環境学部	海洋環境科学科	中学校教諭1種免許状	理科	
		高等学校教諭1種免許状	理科 水産	
	海洋資源エネルギー学科	中学校教諭1種免許状	理科	
		高等学校教諭1種免許状	理科 水産	

3 教員の免許状授与の所要資格を取得するための授業科目、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(海技士国家試験の筆記試験の免除の所要資格)

第38条 海洋生命科学部、海洋工学部（海事システム工学科及び海洋電子機械工学科機関システム工学コースに限る。）及び海洋資源環境学部の学生で、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）に定める海技士国家試験の筆記試験免除の所要資格を取得しようとする者は、船舶職員養成施設の教育の内容の基準等（平成15年国土交通省告示第661号）に基づき本学が定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の所要資格を取得するための授業科目、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(海技免許講習の修了の所要資格の取得)

第39条 海洋生命科学部、海洋工学部（海事システム工学科及び海洋電子機械工学科機関システム工学コースに限る。）及び海洋資源環境学部の学生で、船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第2項の規定に基づく海技免許講習の修了の所要資格を取得しようとする者は、当該海技免許講習の所要の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の所要資格を取得するための授業科目、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

第40条 削除

(第一級海上特殊無線技士の所要資格)

第41条 海洋生命科学部、海洋工学部海事システム工学科及び海洋資源環境学部の学生で、電波法（昭和25年法律131号）第40条及び第41条並びに無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第20条の規定に基づく長期型養成課程における第一級海上特殊無線技士の所要資格を取得しようとする者は、所要の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の所要資格を取得するための授業科目、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第42条 本学に4年以上在学し、各学部の履修に定める所要の単位を修得した者は、学長が卒業を認定する。

2 文部科学大臣の定めるところにより、本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第20条の規定にかかわらず、学長は卒業を認定することができる。

(学位の授与)

第43条 本学を卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第44条 本学の学生以外の者で、本学において1又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者に対し、学生の学修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第46条 本学において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で大学において教育を受け又は研究をする目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学生通則

第1節 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第48条 学生は、疾病その他やむを得ない理由で引き続き2年以上修学することができない場合には、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

- 第49条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間を延長することができる。
- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、第20条の修業年限及び第21条の在学年限には算入しない。

(復学)

第50条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

- 第51条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。
- 2 前項の規定により学生が留学した期間は、第20条に定める修業年限に算入する。
 - 3 前2項に規定するもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第52条 学生は、退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(他の大学への入学又は転学)

第53条 学生が他の大学に入学又は転学の出願をしようとするときは、あらかじめ学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第54条 学生が次の各号の一に該当する場合は、学長はこれを除籍する。

- 一 第21条に規定する在学年限を超えたとき。
- 二 疾病その他の理由で成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 納付すべき入学金を所定の期日までに納付しないとき。
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。
- 五 死亡又は行方不明となったとき。

第2節 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長は、学則その他の規定に反し、又は学生の身分にもとる行為があった学生に対し、これを懲戒する。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 入学金、検定料及び授業料等

(入学金、検定料、授業料及び寄宿料の額)

第57条 入学金、検定料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令に基づき別に定める。

- 2 前項に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

(検定料の免除)

第 57 条の 2 災害等特別な事情により検定料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、検定料を免除することがある。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 58 条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者又は別に定める事由に該当する者については、本人の申請により、入学料の全部若しくは一部を免除又は徴収を猶予することがある。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納検定料及び入学料の返還)

第 59 条 納付した検定料及び入学料は、別に定める事由に該当する場合を除き、返還しない。

(授業料の納付)

第 60 条 授業料は、前期分（4月から9月まで）及び後期分（10月から翌年3月まで）に分けて、それぞれ次の月の末日までに徴収する。

前期分 5月

後期分 11月

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者が申し出たときは、入学を許可するときに納付することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、学生が申し出たときは、後期に係る授業料についても、前期に係る授業料を納付するときに併せて納付することができる。

(休学者及び復学者の取扱い)

第 61 条 休学期間が前期又は後期の全期間にわたるときは、当該期間にかかる授業料を免除する。

2 学期の途中で復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料をただちに納付しなければならない。

(中途卒業者の取扱い)

第 62 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を月割計算により第 60 条第 1 項に定める当該納期に納付しなければならない。

(退学者等の取扱い)

第 63 条 前期又は後期の途中で退学する者の当該期分の授業料は、徴収する。

2 前項の規定は、前期又は後期の途中で除籍された者の場合において準用する。

3 停学を命じられた者の停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 64 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学長は授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 授業料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項は別に定める。

(既納授業料の返還)

第 65 条 納付した授業料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、納付した者の申し出により、各号に規定する額を返還する。

- 一 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合は、当該授業料相当額
- 二 前期分の授業料を納付する際に後期分の授業料を併せて納付した者が、当該年度の後期分の授業料の納期の前に休学又は退学した場合は、後期分の授業料に相当する額
- 三 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）に基づく授業料等減免対象者が、認定を受ける前に既に免除の対象となる授業料を納付していた場合は、減免相当額

第4章 雑則

（学生寮）

- 第66条 本学に、学生寮を置く。
- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

（公開講座）

- 第67条 本学に、公開講座を開設することがある。
- 2 公開講座に関する事項は、別に定める。

（創立記念日）

- 第68条 創立記念日は、10月1日とする。

附 則（略）

附 則（平成26年海洋大規第6号）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する学生及び施行日から平成28年3月31日までの間に海洋工学部海事ステム工学科に編入学する学生については、改正後の第5条、第37条から第39条まで及び第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年海洋大規第8号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年海洋大規第109号）

この学則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成28年海洋大規第196号）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条表中「3年次編入学定員」の項を追加する改正は、平成31年度の3年次編入学者から適用する。
- 2 平成29年度から平成31年度までの学部収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部名	学科・課程名	収 容 定 員		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
海洋 科学部	海洋環境学科	300 人	200 人	100 人
	海洋生物資源学科	210	140	70
	食品生産科学科	165	110	55
	海洋政策文化学科	120	80	40
	水産教員養成課程	30	20	10
	小 計	825	550	275
海洋生命 科学部	海洋生物資源学科	68	136	204
	食品生産科学科	55	110	165
	海洋政策文化学科	40	80	120
	水産教員養成課程	7	14	21
	小 計	170	340	510
海洋 工学部	海事システム工学科	254	248	247
	海洋電子機械工学科	254	248	247
	流通情報工学科	177	174	171
	小 計	685	670	665
海洋資源 環境学部	海洋環境科学科	62	124	186
	海洋資源エネルギー 学科	43	86	129
	小 計	105	210	315
	合 計	1,785	1,770	1,765

- 3 海洋科学部は、平成 29 年 3 月 31 日に在学する学生及びこの学則の施行後に編入学又は再入学する学生が当該学部で在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、改正後の学則第 4 条、第 37 条から第 39 条まで及び第 41 条の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年海洋大規第 21 号）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年海洋大規第 102 号）

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年海洋大規第 103 号）

この学則は、令和元年 10 月 11 日から施行する。

附 則（令和 2 年海洋大規第 7 号）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年海洋大規第 69 号）

この学則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年海洋大規第 103 号）

この学則は、令和 3 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（令和 3 年海洋大規第 129 号）

この学則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年海洋大規第 13 号）

この学則は、令和 5 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（令和 6 年海洋大規第 4 号）

この学則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

○東京海洋大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 東京海洋大学大学院（以下「大学院」という。）は、海洋に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

(研究科)

第2条 大学院に、海洋科学技術研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(課程)

第3条 大学院の課程は博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻)

第4条 研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

海洋生命資源科学専攻

食機能保全科学専攻

海洋資源環境学専攻

海洋管理政策学専攻

海洋システム工学専攻

海運ロジスティクス専攻

食品流通安全管理専攻

博士後期課程

応用生命科学専攻

応用環境システム学専攻

2 前項の各専攻の教育研究上の目的については、別に定める。

(専攻分野等)

第5条 前条の各専攻に、専攻分野を置く。

2 専攻分野に関する事項は、別に定める。

3 前条の各専攻に、寄附講座を置くことができる。

4 寄附講座に関する事項は、別に定める。

(収容定員等)

第6条 第4条の各専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課 程	専 攻 名	入学定員	収容定員
博士前期 課 程	海洋生命資源科学専攻	50人	100人
	食機能保全科学専攻	32	64
	海洋資源環境学専攻	65	130
	海洋管理政策学専攻	22	44
	海洋システム工学専攻	19	38
	海運ロジスティクス専攻	32	64
	食品流通安全管理専攻	8	16
	小 計	228	456
博士後期 課 程	応用生命科学専攻	19	57
	応用環境システム学専攻	21	63
	小 計	40	120
	合 計	268	576

第3章 運営組織

(運営組織)

第7条 削除

(大学院担当教員)

第7条の2 大学院の教育は、教授、准教授、講師又は助教のうち、大学院を担当する資格を有する者が行う。

(教授会)

第8条 東京海洋大学学則(以下「大学学則」という。)第16条に基づき研究科に置かれる教授会に関する事項は、別に定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第9条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(長期履修)

第9条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを願ひ出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修が認められた学生の標準修業年限は、前条の規定にかかわらず、当該長期履修が認められた期間に応じ、学長が別に定める。

(在学年限)

第10条 学生は、第9条に規定する標準修業年限のそれぞれ2倍を超えて在学することができない。ただし、前条に規定する長期履修が認められた者の在学年限については、学長が別に定める。

第5章 入学、再入学、転入学及び転専攻

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(博士前期課程の入学資格)

第12条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における15年の課程を修了し、若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたる者
- 十 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第13条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第

- 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下この条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したものの

（入学の出願）

第 14 条 入学志願者は、入学願書その他必要な書類に検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならぬ。ただし、第 38 条の規定に基づき準用する大学学則第 57 条の 2 に定める検定料の免除を申請する者は、検定料の納付に代えて当該申請手続きを行わなければならない。

（入学者の選考）

第 15 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

（入学手続き及び許可）

- 第 16 条 前条の合格者は、所定の期日までに入学料を納付し、誓書その他必要な書類を提出しなければならない。ただし、第 38 条の規定に基づき準用する大学学則第 58 条に定める入学料の免除又は徴収猶予を申請する者は、入学料の納付に代えて当該申請手続きを行わなければならない。
- 2 前項の入学手続きを行ったものに対して、学長は入学を許可する。

（再入学）

- 第 17 条 第 38 条の規定に基づき準用する大学学則第 52 条の規定に基づき退学した者及び同学則第 54 条第 4 号の規定に基づき除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。
- 2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

（転入学）

- 第 18 条 他の大学院に 1 年以上在学している者が、大学院に転入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。
- 2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

（転専攻）

- 第 18 条の 2 学生が、他の専攻へ転専攻を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。
- 2 転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 教育課程、履修方法及び単位の認定等

（授業及び研究指導）

- 第 19 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 2 大学院は、前項の教育内容及びその方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（教育方法の特例）

第 20 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究

指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(連携大学院)

第 21 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、他の研究所等の研究者を大学院の教員に委嘱する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うことができる。

(指導教員)

第 22 条 研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

- 2 指導教員は、研究科の教育を担当する教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。
- 3 指導教員に関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導の方法等)

第 23 条 大学院における研究指導の方法並びに授業科目及びその履修方法等については、研究科の履修規則の定めるところによる。

(海洋 AI・データサイエンス学位プログラム)

第 23 条の 2 研究科に、履修上の区分として、博士前期課程、博士後期課程を通じて一貫した体系的な教育課程及び組織的な指導体制により専攻を越えて編成する、海洋 AI・データサイエンス学位プログラムを置く。

- 2 前項の学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 24 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程にあつては 15 単位を、博士後期課程にあつては 2 単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、博士前期課程及び博士後期課程を通算する場合については、15 単位を超えないものとする。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第 25 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の定めるところにより他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 26 条 教育上有益と認めるときは、博士前期課程の学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の博士前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 24 条第 1 項により本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(教員免許状)

第 27 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 博士前期課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

専攻	免許状の種類	教科
海洋生命資源科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 水産
	中学校教諭専修免許状	理科
食機能保全科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 水産
	中学校教諭専修免許状	理科
海洋資源環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 水産
	中学校教諭専修免許状	理科
海洋管理政策学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	中学校教諭専修免許状	理科
海洋システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	商船, 工業
海運ロジスティクス専攻	高等学校教諭専修免許状	商船, 工業
食品流通安全管理専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	中学校教諭専修免許状	理科

3 教員の免許状授与の所要資格を取得するための授業科目及び履修方法については、別に定める。

第7章 課程の修了及び学位の授与

第28条 削除

(博士前期課程の修了要件)

第29条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあっては、学長が別に定める標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者（第9条の2に規定する長期履修を認められた学生を除く。）については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士論文研究基礎力審査)

第29条の2 前条の規定にかかわらず、第23条の2に規定する学位プログラムの博士前期課程の修了要件は、研究科の定めるところにより、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- 一 専攻する分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(在学期間の短縮)

第29条の3 第26条第1項の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 在学期間の短縮に関し必要な事項は、別に定める。

(博士後期課程の修了要件)

第30条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあっては、学長が別に定める標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生を除く。)については、博士前期課程に2年以上在学し当該課程を修了した者については博士後期課程に1年以上、前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修了した者については当該博士前期課程の在学期間を含めて大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者については、2年)以上(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあっては、学長が別に定める標準修業年限)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生を除く。)については、当該課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者については、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第31条 博士前期課程又は博士後期課程の修了の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(学位の授与)

第32条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められた者には、博士の学位を授与することができる。

4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第33条 本学大学院の学生以外のもので、本学大学院において1又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者に対し、学生の学修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第34条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第35条 本学大学院において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第36条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 外国人で大学院において教育を受け又は研究をする目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 雑則

(大学学則の準用)

第38条 学年、学期及び休業日に関すること、休学、復学、留学、退学及び除籍に関すること、賞罰に関すること並びに入学料、検定料及び授業料等に関することについては、大学学則第17条から第19条まで及び第48条から第65条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる大学学則の規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる大学学則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条第2項	3年	博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年
第49条第3項	第20条の修業年限	大学院学則第9条に規定する標準修業年限(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあつては、学長が別に定める標準修業年限)
	第21条の在学年限	大学院学則第10条に規定する在学年限(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあつては、学長が別に定める在学年限)
第51条第1項	外国の大学又は短期大学	外国の大学院
第51条第2項	第20条に定める修業年限	大学院学則第9条に規定する標準修業年限(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあつては、学長が別に定める標準修業年限)
第53条	他の大学	他の大学院
第54条第1号	第21条に規定する在学年限	大学院学則第10条に規定する在学年限(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあつては、学長が別に定める在学年限)
第58条第1項	特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者又は別に定める事由に該当する者	特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者
第62条第1項	卒業する	修了する

附 則 (略)

附 則 (令和4年海洋大規第63号)

この学則は、令和4年10月7日から施行する。

附 則 (令和6年海洋大規第5号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

○東京海洋大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則（平成16年海洋大規100号。以下「学則」という。）第58条第2項の規定に基づき、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規則の適用を受ける者は、東京海洋大学（以下「本学」という。）の学部、大学院、専攻科及び乗船実習科に入学する者（科目等履修生、聴講生及び研究生等として入学する者を除く。）とする。

第2章 免除

(経済的理由等による免除)

第3条 本学の大学院、専攻科及び乗船実習科に入学する者が、次の各号の一に該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料を免除することができる。

- 一 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 二 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- 三 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある場合

第4条 本学の学部に入学者が、次の各号の一に該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料を免除することができる。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「修学支援法等」という。）に基づき、認定を受けた場合
- 二 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- 三 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある場合

(死亡等による免除)

第5条 免除又は徴収猶予を申請した者が、次の各号の一に該当する場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 一 第11条の規定により徴収猶予を許可された者が、徴収を猶予されている期間内に死亡したことにより除籍された場合
- 二 第13条に規定する期間内に死亡したことにより除籍された場合
- 三 免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は一部免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合

(免除の申請)

第6条 免除を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 第3条、第4条第2号及び第3号の規定による場合は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、入学手続終了の日までに学長に提出しなければならない。

- 一 家庭調査
- 二 所得に関する証明書（市区町村長発行のもの）
- 三 第3条第2号及び第4条第2号に該当する場合は、死亡を証明できる書類（医師又は市区町村長発行のもの）又は災害の被害程度が判別できる罹災証明書（市区町村長又は警察署長若しくは消防署長発行のもの）
- 四 その他本学が必要と認める書類

(免除の許可、取消又は停止)

第7条 入学料の免除は、前条の申請があった者について、学生支援委員会の議を経て学長が許可する。

- 2 第4条第1号を除く入学金免除の総額は、当該年度ごとに学長が定める額の範囲内とする。
- 3 入学金の免除を許可され、修学支援法等に基づき認定を受けた者について、入学初年度において認定の取り消し又は始期を4月とする認定の効力の停止が行われた場合、学長は、学生支援委員会の議を経て許可の取り消しを行う。
- 4 前項の規定により許可の取り消しが行われた場合は、入学金全額を、取り消しが行われた日の属する月に納付するものとする。

(免除の額)

第8条 免除の額は、入学金の全額、2/3、半額、1/3又は1/4とする。

第3章 徴収猶予

(徴収の猶予)

第9条 本学に入学者が、次の各号の一に該当する場合は、本人の申請に基づき、入学金の徴収を猶予することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の申請)

第10条 前条の規定により徴収猶予を受けようとする者は、所定の申請書に第6条各号に掲げる書類を添付して、入学手続終了の日までに学長に提出しなければならない。

ただし、免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可の告知があった日から起算して14日以内に、徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

(徴収猶予の許可)

第11条 徴収猶予は、別に定める基準により、学生支援委員会の議を経て、学長が許可する。

(徴収猶予の期限)

第12条 前条により徴収猶予を許可された者の徴収猶予の期限は、4月入学者にあつては8月末日、10月入学者にあつては翌年2月末日までとする。

(申請期間中の徴収猶予)

第13条 入学金の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学金は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、その徴収を猶予する。

(免除及び徴収猶予の不許可等に係る入学金の納付)

第14条 入学金の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は一部免除を許可された者(第10条ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可の告知があった日から起算して14日以内に、納付すべき入学金を納付しなければならない。

第4章 その他

(選考の基準)

第15条 入学金の免除及び徴収猶予の選考基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○東京海洋大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則（平成16年海洋大規第100号。以下「学則」という。）第64条第2項の規定に基づき、授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予（月割分納を含む。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規則の適用を受ける者は、東京海洋大学の学部、大学院、専攻科及び乗船実習科の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生等を除く。）とする。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第3条 前条の適用者が次の各号の一に該当する場合は、本人の申請に基づき、授業料を免除することができる。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「修学支援法等」という。）に基づき、授業料等減免の認定を受けた場合
- 二 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(免除の申請)

第4条 前条の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 第3条第2号による場合は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、学長に提出しなければならない。

- 一 家庭調書
 - 二 所得に関する証明書（市区町村長発行のもの）
 - 三 その他本学が必要と認める書類
- 3 前条に掲げる免除は重複して申請をすることはできない。

(免除の許可)

第5条 授業料の免除は、前条の申請があった者について、学生支援委員会の議を経て学長が許可する。

- 2 授業料の免除の許可は、学則第60条第1項に基づき年度を2期に区分し、当該期ごとに行う。
- 3 第3条第2号による授業料免除の総額は、当該年度ごとに学長が定める額の範囲内とする。

(免除の額)

第6条 授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額、2/3、半額、1/3又は1/4とする。

(死亡災害等による免除)

第7条 次の各号の一に該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生の際が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料も免除することができる。

- 一 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - 二 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定による授業料の免除については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(休学による免除)

第8条 学生が休学を許可され、かつ、次の各号の一に該当する場合は、月割計算により休学を開始した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの授業料の全額を免除する。ただし、休学を開始した日が月の

初日である場合にあつては、休学を開始した月から免除する。

- 一 休学を開始した日が、前期については5月1日以前、後期については11月1日以前である場合
- 二 徴収猶予（月割分納を含む。）の許可を受けている場合
- 三 修学支援法等に基づく認定により、減免の許可を受けている場合

（徴収猶予中の退学による免除）

第9条 授業料の徴収猶予を許可されている者が、願い出により退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除する。

（除籍による免除）

第10条 学生が次の各号の一に該当する場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

- 一 死亡又は行方不明により除籍された場合
- 二 入学科又は授業料の未納を理由に除籍された場合

（免除の許可の取消し又は停止）

第11条 授業料の免除を許可された者について、次の各号の一に該当する場合、学長は、学生支援委員会の議を経て許可の取り消し又は停止を行う。

- 一 許可の決定後免除の理由が消滅した場合
 - 二 修学支援法等に基づき、認定を受けた者について、認定の取り消し又は効力の停止が行われた場合
- 2 前項第1号の規定により許可が取り消された場合は、免除された期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に、取り消された日の翌月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額を、取り消された日の属する月に納付するものとする。
- 3 第1項第2号の規定により許可の取り消し又は停止が行われた場合は、取り消しにより認定の効力が失われた期間、又は停止により認定の効力の停止が行われた期間における授業料の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を、許可の取り消し又は停止が行われた日の属する月に納付するものとする。
- 4 虚偽の事実の発見により取り消された場合にあつては、取り消された日の属する月に免除された授業料の全額を納付するものとする。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

（徴収の猶予）

第12条 学生が次の各号の一に該当する場合は、願い出により授業料の徴収を猶予することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 二 学生又は学資負担者が災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合
- 三 行方不明の場合
- 四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

（徴収猶予の申請）

第13条 前条の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 一 家庭調書
- 二 その他本学が必要と認める書類

（徴収猶予の期限）

第14条 徴収猶予の期限は、前期分にあつては8月末日、後期分にあつては翌年2月末日とする。

（月割分納）

第15条 第12条第1号、第2号又は第4号に該当する者であつて、特別の事情があると認められる場合は、願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

（月割分納の申請）

第16条 前条の規定により授業料の月割分納の許可を受けようとする者は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

一 家庭調査

二 その他本学が必要と認める書類

(月割分納の額及び納付期限)

第17条 月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月末日までに納付するものとする。ただし、月割分納中において、休学、退学する場合には当該手続開始日の前日までに残りの月割分納額を一括して納付するものとする。また前期は8月末日までに8月分及び9月分を、後期は2月末日までに2月分及び3月分を、併せて納付するものとする。

(徴収猶予及び月割分納の許可)

第18条 授業料の徴収猶予及び月割分納(以下「徴収猶予等」という。)の許可については、第5条の規定を準用する。

(徴収猶予等の許可の取消し)

第19条 徴収猶予等を許可された者について、許可の決定後徴収猶予等の理由が消滅したときは、学長は、学生支援委員会の議を経て許可を取り消す。

2 前項の規定により許可が取り消された場合は、取り消された日の属する月に、授業料の全額(月割分納にあつては、第17条の額に取り消された日の属する月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額)を徴収するものとする。

(申請期間中の徴収猶予)

第20条 授業料の免除若しくは徴収猶予又は月割分納(以下「免除等」という。)を申請した者に係る授業料は、免除等を許可し、又は不許可とするまでの間は、その徴収を猶予する。

(免除の不許可等に係る授業料の納付)

第21条 授業料の免除を許可されなかつた者又は一部免除を許可された者は、前期分にあつては8月末日、後期分にあつては翌年2月末日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。

第4章 授業料後払い制度に係る特例

(徴収の猶予)

第21条の2 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)[大学院修士段階における授業料後払い制度](以下「授業料後払い制度」という。)の奨学生に採用された者については、機構から授業料支援金の振り込みがある日まで授業料の徴収を猶予する。

(申込期間中の徴収猶予)

第21条の3 授業料後払い制度の申込者は、本人の願い出により、前条の奨学生への採用の可否が決定するまで、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予の申請)

第21条の4 第21条の2又は第21条の3の規定により、授業料の徴収猶予を受けようとする者は、所定の申請書を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(徴収猶予期限の変更)

第21条の5 前条の規定により申請を行ったものであって、採用の可否が決定する前に授業料後払い制度の申込みを取り下げた者及び採用決定後に機構との間で定められた手続きを行わなかつた者の徴収猶予期限は、第21条の2、第21条の3の規定にかかわらず、当該事由が発生した日までとする。

2 第21条の2の奨学生に採用された者であつて、機構の規定により授業料支援金の支払いが停止されることとなった者の徴収猶予期限は、当該事由が発生した日までとする。

(授業料の納付)

第21条の6 第21条の3の規定により授業料を徴収猶予された者で奨学生の採用が不採用となつた者及び前条

の規定の徴収猶予期限が変更となった者は、徴収猶予期限が東京海洋大学学則第 60 条で定める授業料の納付期限内である場合はその期限内に、納付期限を経過しているときはすみやかに授業料を納付しなければならない。

第 5 章 寄宿料の免除

(災害による免除)

第 2 2 条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、学長は、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して 6 月間の範囲内において、必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

2 前項の期間が翌年度にわたる場合は、災害発生の年度内に限り免除することができるものとし、翌年度も引き続き免除を必要とするときは、年度当初において残りの期間分について改めて免除することができる。

(免除の申請)

第 2 3 条 前条の規定により寄宿料の免除を受けようとする者は、所定の申請書に第 4 条各号に掲げる書類を添付して学長に提出しなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により翌年度も引き続き免除を受けようとする者は、免除の申請を改めて行わなければならない。

(免除の許可)

第 2 4 条 寄宿料の免除の許可については、第 5 条の規定を準用する。

(除籍による免除)

第 2 5 条 学生が第 10 条の各号の一に該当する場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(申請期間中の徴収猶予)

第 2 6 条 寄宿料の免除を申請した者に係る寄宿料の徴収猶予については、第 20 条の規定を準用する。

第 6 章 その他

(選考の基準)

第 2 7 条 授業料等の免除、徴収猶予及び月割分納の選考基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条第 3 項の規定に関わらず、第 3 条第 1 号に該当する者のうち、令和元年度以前（編入学生については、2 年次編入は令和 2 年度、3 年次編入は令和 3 年度以前）に入学した者については、第 3 条第 1 号及び第 2 号による免除を重複して申請することができることとし、免除の額は、第 3 条第 1 号又は第 2 号に基づき決定した額を比較し、いずれか高い額とする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 21 条の 3 の授業料後払い制度の申込者については、令和 6 年度 4 月入学者にあっては、申込予定の者を含むものとする。

○東京海洋大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則第55条及び東京海洋大学大学院学則第38条の規定に基づき、学生の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- 一 学業及び研究活動において特に顕著な業績を挙げたと認められる学生又は学生団体
- 二 課外活動において優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体
- 三 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名譽を著しく高めたと認められる学生又は学生団体
- 四 その他前各号と同等以上の表彰に価する行為があったと認められる学生又は学生団体

(表彰対象者の推薦)

第3条 表彰者の推薦は、別に定める推薦基準に基づき、各学部又は研究科の長が、前条各号の一に該当すると認められる学生又は学生団体を、別紙様式1の推薦書により学長に推薦するものとする。

(表彰の決定)

第4条 学長は、前条による推薦があった場合には、東京海洋大学学生支援委員会及び教育研究評議会の議を経て、表彰する学生又は学生団体を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別紙様式2の表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。

(庶務)

第7条 表彰に係る庶務は、学務部学生サービス課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○東京海洋大学学生懲戒規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則(以下「学則」という。)第56条及び東京海洋大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第38条の規定に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

(懲戒)

第2条 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。

一 退学 退学させること。

二 停学 一定の期間登校を停止すること、又は期間を定めなくて登校を停止(以下「無期停学」という。)すること。この場合において、学部生の停学の期間は、学則第20条の修業年限及び第42条第1項の在学期間に算入せず、第21条の在学期間に算入する。ただし、停学の期間が1か月を超えないときは、教授会の議を経て第20条の修業年限及び第42条第1項の在学期間に算入することができる。また、大学院生の停学の期間は、大学院学則第9条の標準修業年限及び第10条の在学年限に算入しない。ただし、停学の期間が1か月を超えないときは、教授会の議を経て第9条の標準修業年限及び第10条の在学年限に算入することができる。

三 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

2 停学期間中は、原則として教育課程の履修、課外活動(未公認団体等の活動を含む。)及び大学施設の利用を禁止する。

(学生支援委員会委員長への報告)

第3条 教員等は、学生の非違行為を知ったときは、直ちに当該学生が所属する組織の部局長(以下「所属部局長」という。)若しくは東京海洋大学学生支援委員会委員長(以下「委員長」という。)に報告するものとする。

2 所属部局長及び委員長は、前項の報告を受けたとき若しくは自ら知ったときは、速やかに情報の共有化を図るとともに、学長に事案の概要等を報告する。

(調査特別委員会の設置)

第4条 委員長は、前条に係る学生の非違行為について、事実関係を詳細に調査するため、東京海洋大学学生支援委員会(以下「学生支援委員会」という。)に調査特別委員会を設置する。なお、他の規則等の定めるところにより調査が行われる場合は、当該調査結果を調査特別委員会の調査とすることができる。

2 調査特別委員会は、委員長の指名する学生支援委員会委員をもって組織する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、学長と協議の上、学生支援委員会委員以外の者を調査特別委員会委員に加えることができるものとする。

3 調査特別委員会に主査を置き、調査特別委員会主査は委員長が指名する。

(調査・報告等)

第5条 調査特別委員会は、調査に当たって、当事者及び関係学生等から事情及び意見等を聴取するほか、関係の教員等に資料の提出を求め、あるいは事情及び意見を聴取するものとする。

2 前項に該当する学生及び教員等は、前項の調査に協力しなければならない。ただし、特段の事情により、学生及び教員等に直接聴取できないと認められる場合は、文書による聴取に代えることができる。

3 調査特別委員会は、慎重かつ速やかに調査し、その結果を委員長に報告するものとする。

(処分案の審議等)

第6条 委員長は、前条第3項の報告に基づき、学生支援委員会での審議の要否について学長と協議するとともに、所属部局長に報告するものとする。

2 委員長は、前項の協議により学生支援委員会で審議することが適当と判断された場合は、学生支援委員会を招集し、懲戒処分等の要否及び処分案の審議をするものとする。

3 委員長は、前項の審議の結果を、学長に報告するものとする。

4 委員長は、第2項の審議の結果、懲戒処分を行うことが適当とされた場合は、教授会等に処分案を報告し、意見を求めることとする。

5 学長は、第3項により、学生の非違行為が懲戒処分に至らないと認めるときは、所属部局長に対し、必要に応じて、当該学生に対し、口頭又は文書で厳重注意を行うよう求めることができる。

(審査委員会の設置)

第7条 委員長は、前条第2項の審議に当たり、学生支援委員会に審査委員会を設置し、審査を行わせるものとする。

2 審査委員会は、速やかに懲戒処分等の要否及び処分案等を審査し、その結果を学生支援委員会に報告するものとする。

3 審査委員会は、前項の報告に際し、前項の報告対象となった学生に対して、前項の報告に関わる事項について、弁明の機会を与えるものとする。

(審査委員会の構成)

第8条 審査委員会は、委員長が指名する学生支援委員会委員をもって組織する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、学長と協議の上、学生支援委員会委員以外の者を審査委員会委員に加えることができるものとする。

2 審査委員会に主査を置き、審査委員会主査は委員長が指名する。

(謹慎)

第9条 学長は、第6条第1項の審議対象となった学生の登校を認めないことに十分かつ合理的な理由がある場合には、委員長及び所属部局長と協議の上、当該学生については、懲戒処分の決定前に謹慎を命ずることができる。

2 前項でいう謹慎とは、一定の期間登校を停止することをいい、当該謹慎期間は、停学期間に算入することができる。

(懲戒の決定)

第10条 学長は、第6条第3項により学生の懲戒を行うことが適当とされた場合には、教育研究評議会の議を経て当該学生の懲戒に関する決定を行う。

2 学生の懲戒は、処分書を手交し、保証人への通知をするとともに、学内に公示（処分決定から10日間）して行うものとする。

(効力の発生)

第11条 懲戒処分は、前条第2項の処分書に特段の明記がない限り、学生に対して同項の処分書を手交した日から効力を生ずる。ただし、受取拒否その他特段の事情により、前条第2項による直接交付ができない場合は、内容証明郵便又は簡易書留郵便等により、学生の届出住所宛てに送達するものとし、その届出住所に配達されたときをもって学生に交付されたものとみなす。

(異議申立て)

第12条 第10条により懲戒処分を受けた学生は、当該処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合その他正当な理由がある場合には、第11条により当該処分の効力が発生した日の翌日から起算して14日以内に、書面により学長に対して異議申立を行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立を受理したときは、異議申立を却下する場合を除き、教育研究評議会の議を経て、速やかに再審査の要否を決定しなければならない。

3 学長は、前項により異議申立を却下した場合、若しくは再審査を要しないと決定した場合は、第1項により異議申立を行った学生に対して、速やかに通知するものとする。

4 第2項により教育研究評議会が再審査の必要があると認めるときは、学長は、学長が指名する者をもって構成する再審査委員会を速やかに設置し、審査を行わせるものとする。

5 再審査委員会は、速やかに第10条による懲戒処分の適切性を審査し、その結果を学長に報告するものとする。

6 学長は、前項の報告に基づき、必要な措置等を行うものとする。

7 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

(懲戒に関する記録及び保存)

第13条 懲戒に関する記録及び保存は、以下によるものとする。

一 学長は、懲戒事項を学籍に関する文書に記録する。ただし、成績証明書及び進学・就職に係る推薦書等には懲戒の有無、又はその内容を記載しないものとする。

二 学長は、懲戒を決定したときは、懲戒の原因たる事実、決定された懲戒の内容及び認定した事実等を記録し、別に定める基準に基づき一定期間保存するものとする。

(懲戒処分等決定前の休学又は自主退学)

第14条 学長は、懲戒処分の対象となっている学生から当該懲戒処分の決定前に休学又は自主退学の願い出があった時は、この願い出を受理しない。

(指導・助言)

第15条 学長は、停学の処分を行うときは、所属部局長と協議し、学生支援教員その他教員の中から停学期間中の学生の指導・助言を担当する教員を1名以上指名する。

(懲戒の解除)

第16条 学長は、所属部局長の申し出を受け、当該学生の無期停学を解除することが適当と判断した場合は、懲戒の解除について教育研究評議会に付議するものとする。

2 学長は、教育研究評議会の議を経て当該学生の懲戒を解除するものとする。

3 無期停学の懲戒の解除は、停学処分解除通知書を手交し、保証人へ通知するとともに学内に公示して行うものとする。なお、停学処分解除の対象となる学生に対して停学処分解除通知書を手交できない場合は、第11条ただし書きを準用して送達するものとし、解除日は学長が決定した日とする。

(定期試験等における不正行為の特例)

第17条 定期試験等における不正行為に関する学生の懲戒の手続に関しては、学長が別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年海洋大規第39号)

この規則は、平成23年7月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年海洋大規第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年海洋大規第96号)

1 この規則は、平成27年10月6日から施行する。

2 この規則施行日前に、既に懲戒処分等の手続を開始している場合及び懲戒処分の効力が発生し、第12条に規定する異議申立期間内である場合は、同条に規定する異議申立ができるものとする。

○東京海洋大学課外活動施設使用に関する取扱い

平成29年3月16日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この取扱いは、東京海洋大学課外活動施設（以下「課外活動施設」という。）を本学学生又は学生団体が課外活動で使用する場合について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者)

第2 課外活動施設は、本学が使用を許可した本学学生又は学生団体に使用させる。なお、学生団体のうち東京海洋大学学生課外活動団体に関する取扱いについて（平成29年3月16日学長裁定。以下「課外活動団体に関する取扱い」という。）第3第2項において認められた学生団体を課外活動団体とする。

(用途)

第3 課外活動施設は別表のとおりとし、次の施設区分の用途により使用する。

- 一 長期使用施設 部室及びその他課外活動に関連する施設で課外活動団体が長期（1年間）に占有又は共同で利用する施設
- 二 短期使用施設 前号以外の施設

(使用日時)

第4 課外活動施設を使用することのできる日及び時間は、年末年始の休業期間中(12月29日から1月3日まで)を除く日の9時から22時(但し、品川地区音出しは21時、越中島地区夜間照明施設は20時30分)までとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、休業期間中及び時間外の使用を許可することがある。

(使用手続)

第5 短期使用施設を使用する際は、課外活動団体にあっては、課外活動団体に関する取扱い第4第2号及び第3号の手続きを行わなければならない。

2 課外活動団体以外の学生団体又は学生が個人で短期使用施設を使用する際は、教室その他施設使用願を提出しなければならない。

3 長期使用施設を使用する際は、使用願を毎年5月末日までに申請し、課外活動団体に関する取扱い第5第6号により許可を得なければならない。

(使用許可の取消し)

第6 学長は、次の各号の一に該当すると認めた場合は、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 使用者の届け出に虚偽の記載があったとき、又は虚偽の届け出によって課外活動施設を使用しようとしたとき。
- 二 使用者が、使用目的を変更して使用したとき。
- 三 使用者が、この取扱い及び課外活動団体に関する取扱い等の学長が定めた事項に違反したとき。
- 四 本学の都合により、課外活動施設を使用するとき。
- 五 本学の都合により、課外活動施設の清掃及び修繕工事等を行うとき。
- 六 その他学長が必要と認めたとき。

2 使用許可の取消し又は使用の中止によって生じた損害については、本学はその責を負わない。

(遵守事項)

第7 課外活動施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可を受けた目的以外の用途には使用しないこと。
- 二 使用時間を厳守すること。
- 三 設備の変更、備品の移動・持出し・持込み等を無断でしないこと。
- 四 使用を許可された施設・設備及び備品を転貸しないこと。
- 五 使用後は、清掃、消灯、火気の点検及び戸締りを行うこと。
- 六 火気の使用については、あらかじめ学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係の指示を受けること。
- 七 施設・設備及び物品の破損等の異常を認めたときは、速やかに届け出ること。
- 八 課外活動団体においては、本学が行うサークルリーダーシップ研修会等に参加すること。
- 九 その他学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係の指示に従うこと。

(鍵の管理等)

第8 課外活動施設の各室の鍵は、学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係で管理する。

2 部室を除き、課外活動施設を使用する者は、その都度学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係で鍵を借り受け、使用後は直ちに施錠の上、返却しなければならない。ただし、特別な事由がある場合には、学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係に申し出てその指示に従うものとする。

(損害の弁償)

第9 課外活動施設の利用者又は申請者が、施設・設備及び備品等を故意又は過失により破損又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(庶務)

第10 課外活動施設に関する事務は学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係において処理する。

(雑則)

第11 この取扱いの改廃その他必要な事項は、東京海洋大学学生支援委員会規則第2条に基づき委員会の議を経て行うものとする。

2 この取扱いに掲げる関係書類の様式、その他実施に必要な手続き等については、委員会が別に定めるものとする。

附 則

1 この取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 東京海洋大学課外活動施設使用に関する申合せ（平成 16 年 4 月 1 日）は廃止する。

別表

課外活動施設

使用時間	越中島地区	品川地区
9時～22時まで (但し、音出しは21時まで)	課外活動棟（柔道場，剣道場） 部室※ 体育館 85周年記念会館 越中島会館集会室 第1グラウンド 第2グラウンド テニスコート プール 野球場	部室※ 武道場 体育館 大学会館 中部講堂 グラウンド 弓道場 テニスコート プール 野球場 トレーニングルーム

※は長期使用施設

○東京海洋大学構内交通安全規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学（以下「大学」という。）における交通の安全及び静かな教育・研究環境の確保を図ることを目的とし、大学構内における車両及び自転車の交通規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「車両」とは、自動車及び二輪車をいう。
- 二 「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く）をいう。
- 三 「二輪車」とは、道路交通法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- 四 「部局」とは、各学部、研究科、学術研究院、附属図書館、ミュージアム機構、総合情報基盤センター、海の研究戦略マネジメント機構、各学内共同利用施設、各特定事業組織、事務局及び監査室をいう。
- 五 「構内」とは、次条第1号及び第2号をいう。
- 六 「職員等」とは、国立大学法人東京海洋大学の役員及び職員（非常勤職員を含む。）をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、次に掲げる各地区に適用する。ただし、第12条の規定は、大学の全ての敷地内において適用する。

- 一 品川キャンパス
- 二 越中島キャンパス

(車両の通行制限等)

第4条 構内における車両の駐車場及び駐輪場並びに通行規制区域は別紙のとおりとする。

2 構内における車両及び自転車（以下「車両等」という。）は、歩行者の安全に配慮するとともに通行を妨げる行為を行ってはならない。

3 駐車場が満車のときは、第1項の規定にかかわらず各部局が指定する臨時自動車駐車場において駐車を認めることがある。

(駐車の許可等)

第5条 車両により大学に通勤する必要がある職員等（自動車の使用による通勤手当の支給を受けている者に限る。）は、あらかじめ所定の手続きによる駐車許可証の交付を受けなければならない。

2 本学の学生（学部、大学院、専攻科及び乗船実習科の学生並びに研究生、科目履修生、特別聴講学生、特別研究学生を含む。以下同じ。）の車両による通学は、原則禁止とする。

3 前2項の他、次の各号に該当する者は、所定の手続きによる臨時駐車許可証の交付を受けなければならない。

- 一 教育研究等の業務上、その他突発的な事由のため車両での通勤を必要とする本学職員
- 二 身体等に障害があり車両を利用し通学する必要がある学生等
- 三 その他、部局の長が特に駐車を必要と認める者

4 荷物の運搬、その他やむを得ず通行規制区域の通行を必要とする者は、あらかじめ所定の手続きによる臨時通行許可証の交付を受けなければならない。

5 第1項及び第3項の規定により駐車許可証又は臨時駐車許可証の交付を受けた車両は、指定された駐車場又は駐輪場に限り駐車又は駐輪することができる。

6 第4項の規定により通行規制区域の通行を許可された車両は、荷物の運搬等の終了後速やかに移動しなければならない。

(遵守事項)

第6条 構内において、車両等を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 歩行者の安全を第一とし、大学が定める交通方法又は道路標識及び道路標示に従い運転すること。
- 二 車両等の最高速度は、時速20kmを超えてはならないこと。
- 三 運転免許証を携帯しないで車両を運転してはならないこと。
- 四 その他交通安全上必要と認めること。

(道路交通法との関係)

第7条 この規則に定めるほか、構内における車両等の運行方法については、道路交通法の規定を準用する。

(適用の除外)

第8条 次の各号に掲げる車両は、その業務遂行のため、あらかじめ第5条第4項による臨時通行許可証の交付を受けることなく、通行規制区域内を通行し、構内に駐車することができる。

- 一 救急車両、消防車両、警察車両等の緊急車両

二 配送車両、郵便配達車両、清掃車両その他業務用車両

(駐車許可証等の提示)

- 第9条 駐車又は規制区域の通行等が許可された者は、駐車許可証若しくは臨時駐車許可証又は臨時通行許可証（以下「許可証」という。）を車両前面に容易に確認できるように表示しなければならない。
- 2 二輪車で駐車又は通行を許可された者は、職員等その他大学関係者から許可証の提示を求められた場合には、提示できるよう常に携帯するか、当該車両に貼付しなければならない。

(車両放置の禁止)

- 第10条 構内に車両等を放置したまま、下校又は退勤してはならない。ただし、研究や業務等で特別の理由がある場合は、この限りではない。
- 2 ナンバープレートのない車両及び長期間の放置車両等がある場合は、一定期間の告知後、当該車両等を処分するものとする。
- 3 前項の処分に要する費用は、原則として当該車両等で駐車又は通行の申請を行った者（自転車の場合にあっては所有者。以下「申請者等」という。）の負担とする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 学長は、遵守事項又は禁止事項に違反した車両等に対して、警告文の貼付、車両等の移動又は施錠をすることができる。この場合、車両等の損傷及び移動等に伴う経費は、申請者等の負担とする。
- 2 学長は、違反者が違反状態を反復又は継続する場合には、許可証の取消し又はその他の措置を取ることができる。

(事故の処理等)

- 第12条 大学の敷地内において発生した交通事故等については、すみやかに次に掲げる措置をしなければならない。
- 一 交通事故を起こした者は、法令に定められた措置をするとともに、別に定める事故報告書の提出
- 二 敷地内における交通事故のため、標識、樹木、植栽、その他器物を破損させた場合にあっては、その原状回復。なお、これに必要な経費は事故当事者が支弁しなければならない。
- 2 敷地内の車両等における盗難及びその他一切の事故については、本学は、責任を負わない。

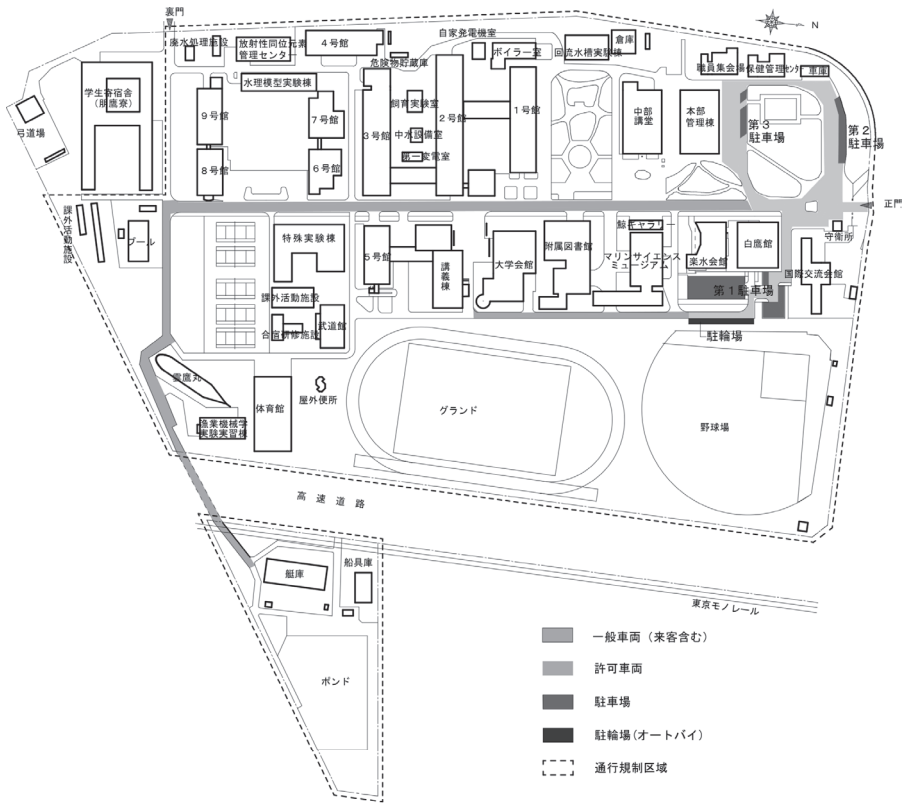
(雑則)

- 第13条 この規則の解釈及び実施に関し必要な事項は、東京海洋大学施設・環境委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 (略)

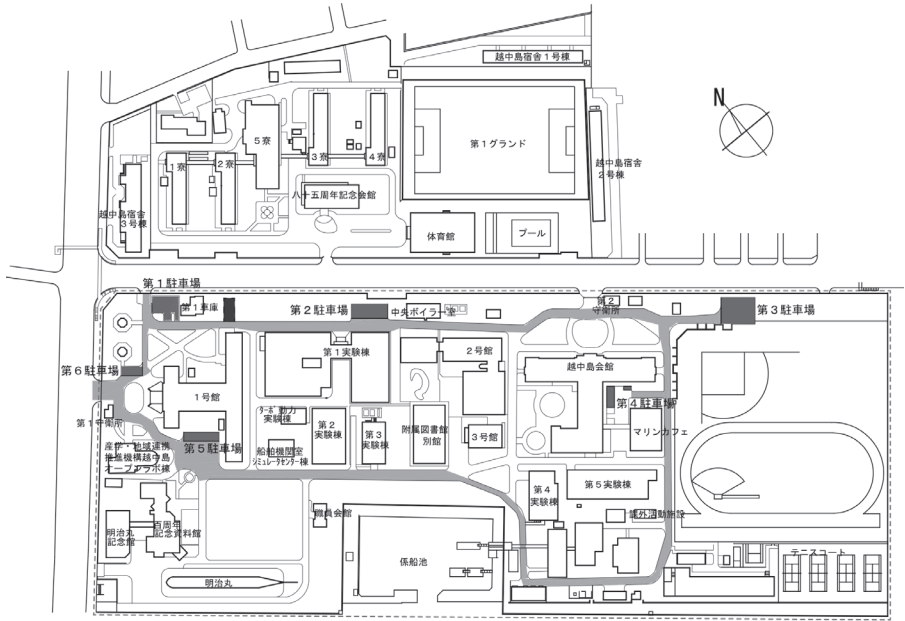
附 則 (令和6年海洋大規第78号)

この規則は、令和6年3月1日から施行する。



通行規制区域図

(品川キャンパス)



通行規制区域図

(越中島キャンパス)

- 一般車両 (乗客含む)
- 許可車両
- 駐車場
- 駐輪場(オートバイ)
- 通行規制区域

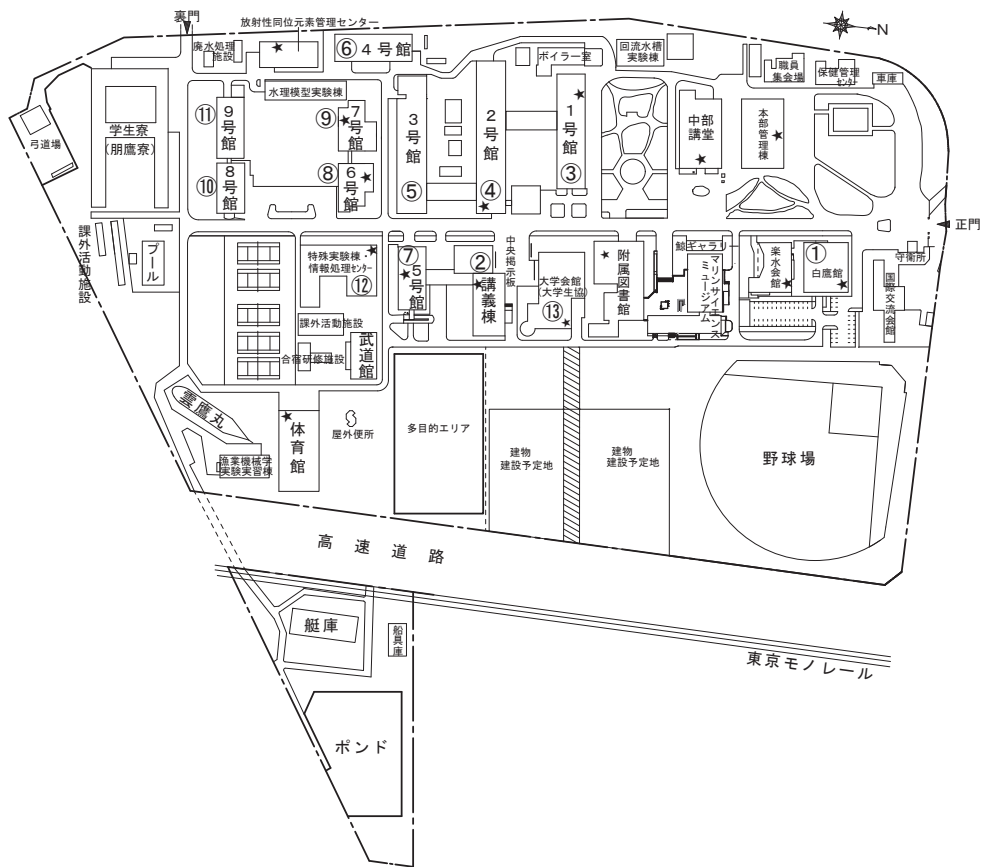
建物配置図及び 教室等案内図

【品川キャンパス】

【越中島キャンパス】

【品川キャンパス】

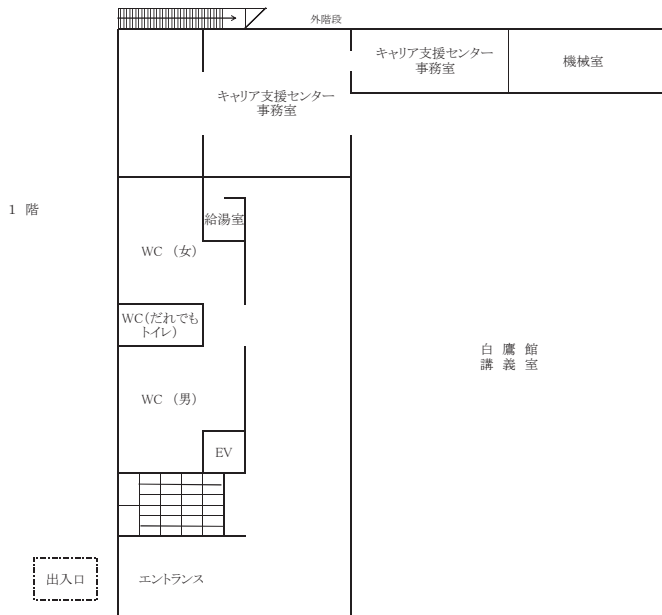
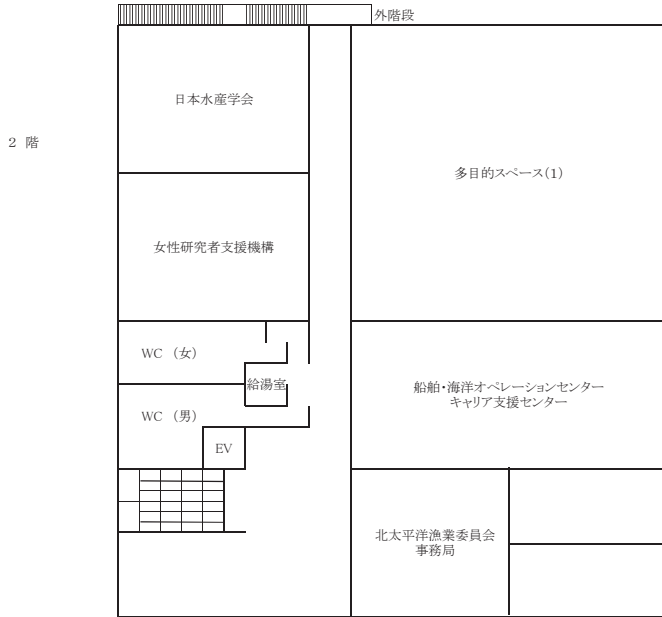
○建物配置図



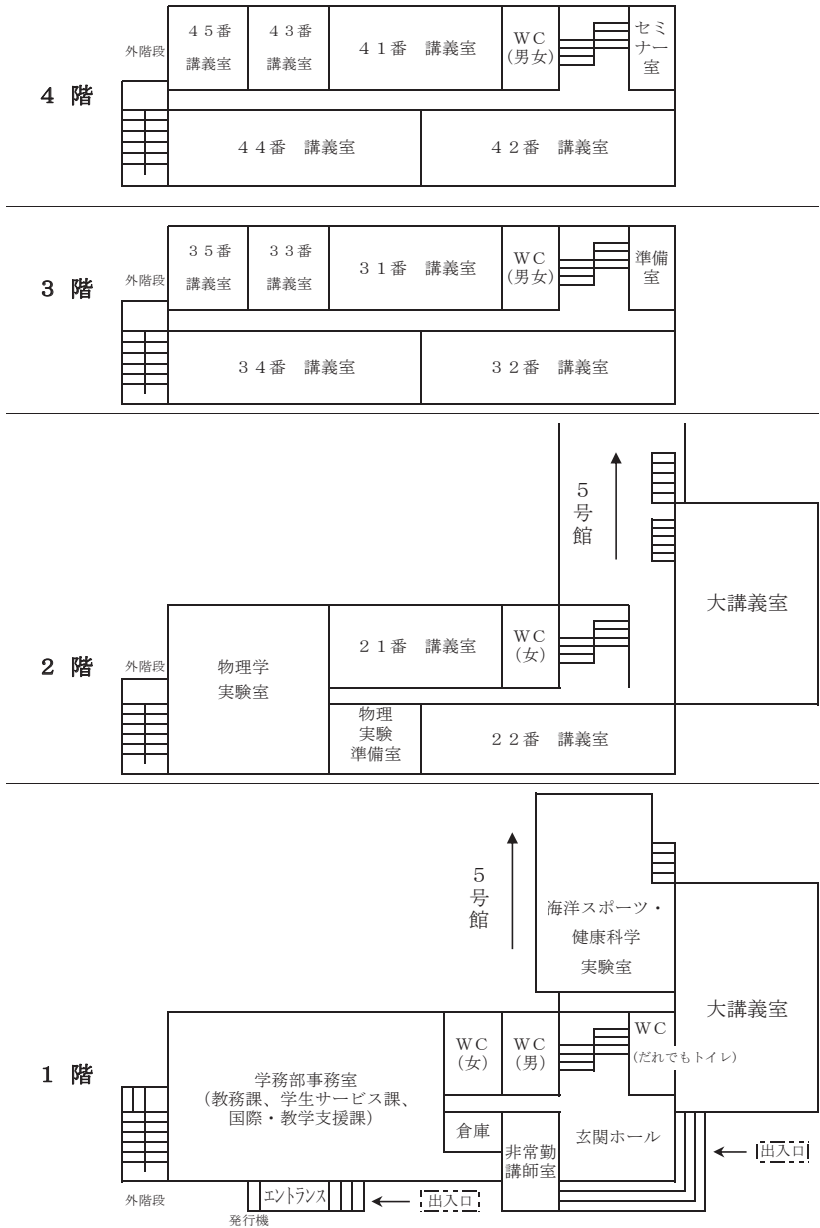
※○数字は教室等案内図の各建物の番号を示す。
 ★はだれでもトイレの設置場所を示す。

○教室等案内図

①白鷹館



②講義棟



③ 1号館

4 階

401 共通研究室	402 研究室	403 内田	404 研究室	405 富本	406 共通研究室	407 ゼミ室	408 研究室	409 上野	410 研究室	411 戸田	412 甘槽	413 研究室	414 野田	415 研究室
422 共通実験室			EV	WC (男)	421 ゼミ室	420 レーダシ ミュレータ 室	419 共通研究室	418 共通研究室	417 共通研究室	416 共通研究室				

3 階

301 共通研究室	302 古山	303 研究室	304 真壁	305 豊福	306 ゼミ室	307 研究室	308 谷	309 研究室	310 中東	311 三島	312 研究室	313 研究室	314 鶴我	315 研究室	316 研究室
323 共通実験室			EV	WC (女)	322 ゼミ室	321 共通研究室	320 共通研究室	319 共通研究室	318 共通研究室	317 共通研究室					

2 階

					24 共通実験室											
					23 共通研究室											
					22 竹山											
					21 研究室											
201 共通実験室	202 研究室	203 研究室	204 シロ 草野	205 北里 グレン ズ	206 研究室	207 野村	208 ゼミ室	209 呉	210 研究室	211 研究室	212 稲津	213 岡安	214 研究室			
221 共通実験室			EV	WC (男)	220 ゼミ室	219 共通研究室	218 共通研究室	217 共通研究室	216 共通研究室	215 共通研究室						

1 階

					14 教室											
					13 淵田											
					12 研究室											
					11 共通実験室											
101-1 共通実験室	102 共通実験室	103 下島	104 研究室	105 尾張	106 研究室	107 共通実験室	108 サーバー室	109 研究室	110 研究室	111 研究室	112 高橋 (主)	113 井田	114 研究室			
101-2 共通実験室	120 共通研究室	EV	多目的PC	WC (女)	入口	119 共通研究室	118 共通実験室	117 共通研究室	116 共通研究室	115 共通研究室						

[入口]

④ 2号館

4 階

401	402	403	405	406	407	408	409	411	413	415	417	419	421	422	423	425	427	428		
標本室	分析室	暗室 E V	セミナー室	工作室	資料室	学生室	実験室	宮本	研究室	秋山	院生室	日中・朝 アム用 準備室	研究室	塩出	実験室	研究室	情報 解析室	研究室	研究室	
		WC (男)	404 学生実験室				410 準備 実験	412 研究 室	414 実験 室	416 実験 室	418 実験 室	420 実験 室		424 実験室	426 演習 室	429 院生 室				

3 階

304	305	307	308	310	311	313	315	317	319	321	323	324	325	328	329	332
研究室	岩田 E V	北門	研究室	研究室	研究室	学生 研究室	二羽	研究室	学生 研究室	研究室	研究室	研究室	團	飼育 実験室	飼育 実験室	濱崎
303 実験室		WC (女)	306 ゼミ ナール 室	309 研究 室	312 培養 準備 室	314 培養・ 分析 室	316 培養 観察 室	318 生物 作業 室	320 標本 室	322 研究 室		326 327 飼育 研究 室	330 実験 室	331 飼育 培 養室	恒温 室	恒温 室
302 実験室																
301 実験室																

2 階

201	202	204	205	206	208	210	212	214	215	217	218	220	221	223	225	226
研究室	研究室 E V	院生 室	スト ルスマ ン	山本	横田	研究室	研究室	研究室	研究室	矢澤	吉崎	研究室	研究室	佐野	研究室	加藤
	WC (男)	203 情報 処	207 学生 演習 室	209 研究 室	211 研究 室	213 研究 室	216 学生 実験 室			219 実験 室		222 研究 室	224 研究 室	227 研究 室		
200C 学生 研究 室	200A カンフ レンス ーム(1)															
200B 学生 研究 室	200A カンフ レンス ーム(2)															

1 階



101A	101B	102	103	105	107	108	110	112	113	115	117	119	120	121	123	125	126	
レンタル ラボ	レンタル ラボ	標本 室 E V	飼育 室	実験 室	顕微 鏡室	研究 室	壁谷	芳賀	研究 室	大学院 実験 室	研究 室	標本 室	森田 市田	坂本	研究 室	研究 室	遠藤 (雅)	
		WC (女)	104 飼育 室	106 分析 室	109 組織 学実 験室	111 飼育 室	114 学生 実験 室	116 機器 分析 室				118 恒温 室	122 飼育 室	124 研究 室	127 研究 室			
講義 室 100C	講義 室 100B																	

⑤ 3号館

2024年1月1日現在 (4月以降の見込を含む)

4階	401B 食品衛生化学 第1実験室B	402 嶋倉	404 黒瀬	406 食品保全化学 第1実験室	407 食品保全化学 学生室	408 田中(誠)	410 食品保全化学 第2実験室	412 後藤	414 小山(寛)	415 食品微生物学 第1実験室	417 久田	419 高橋(肇)	421 食品微生物学 学生室	倉庫 EV	422 第5学生実験室
	401A 食品衛生化学 第1実験室A	403 食品衛生化学第2実験室	405 食品衛生化学第3実験室		WC	(男)	409 大学院生室	411 食品保全化学 第3実験室	413 食品保全化学第4実験室	416 食品微生物学 第2実験室	418 食品微生物学 第3実験室	420 滅菌室		423 準備室	

3階	301-A 共通演習室	301-C 演習室	303 石崎	305	306 生体物質化学 第2実験室	307 生体物質化学 第3実験室	309 食品流通安全管理 学生室	311 小山(智)	313 食品流通安全管理 学生実験室	315 食品栄養化学 第4実験室	316 長阪	317 松本	319 食品流通安全管理専攻 第2研究室	倉庫 EV	320 第4学生実験室
	302 ゼミナール室	304 生体物質化学 第1実験室			WC	(女)	308 ゼミナール室	310 食品栄養化学 第2実験室	312 食品栄養化学 第1実験室	314 食品栄養化学 第3実験室	318 食品栄養化学 第5実験室		321 天秤室		

2階	201 食品物理学第5実験室	203 高橋(希)	205 共通機器室(2)	207 食品物性学 第6実験室	208 松川	209 レド	211	213	214 岡井	215	217 石田	219 速藤(英)	220 生体機能利用学 第1実験室	221 生体機能利用学 第3実験室	223 任	225 生体機能利用学第5実験室	倉庫 EV	226 第3学生実験室
	202 海洋生化学 第4実験室	204 暗室	206 機罩室 更衣室		WC	(男)	210 海洋生化学第3実験室	212 海洋生化学第2実験室	216 海洋生化学第1実験室	218 生体機能利用学 第2実験室	222 生体機能利用学 第4実験室	224 生体機能利用学 第6実験室		227 音能検査室				

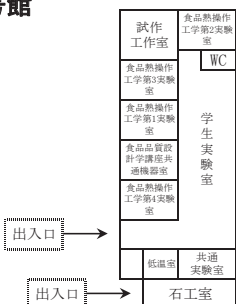
25 食品物性学 第4実験室	24 食品物性学 第3実験室	23 食品物性学 第2実験室	22 食品物性学 第1実験室	21 会議室
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------

2号館
↓

1階	101 共通機器室(1)	103 大迫	104 歌	106 大学院生室	107 第2ゼミナール室	108 福岡	110 鈴木	111 食品流通安全管理専攻 大学院生室	112 食品プロセス工学 第2実験室	114 萩原	116 ラベ	117 柴田	119 渡邊(学)	120 食品冷凍学 第3実験室	倉庫 EV	121 第1学生実験室
	102 食品加工学 第1実験室	105 第1ゼミナール室			WC	(女)	109 食品プロセス工学 第1実験室	113 食品プロセス工学 第3実験室	115 食品冷凍学 第1実験室	118 食品冷凍学 第2実験室				倉庫	122 第2学生実験室	

⑥ 4号館

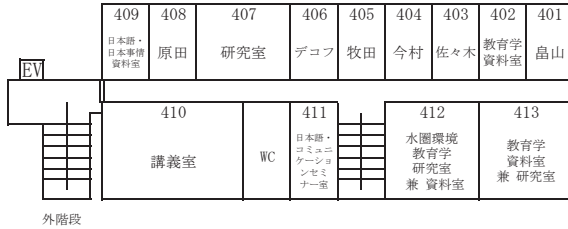
2号館
↓



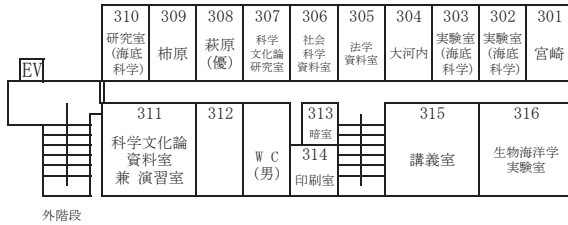
⑦ 5号館

2024年1月1日現在（4月以降の見込を含む）

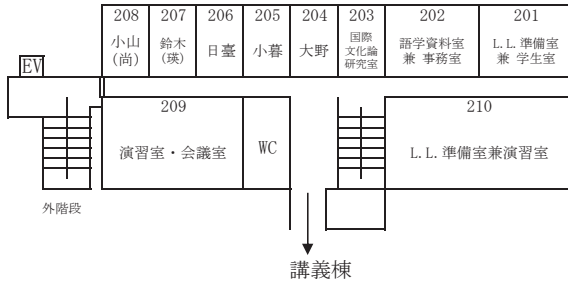
4 階



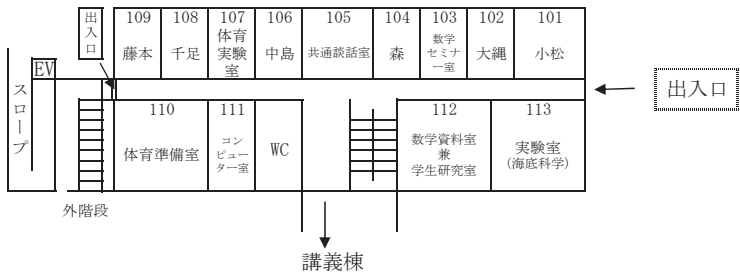
3 階



2 階



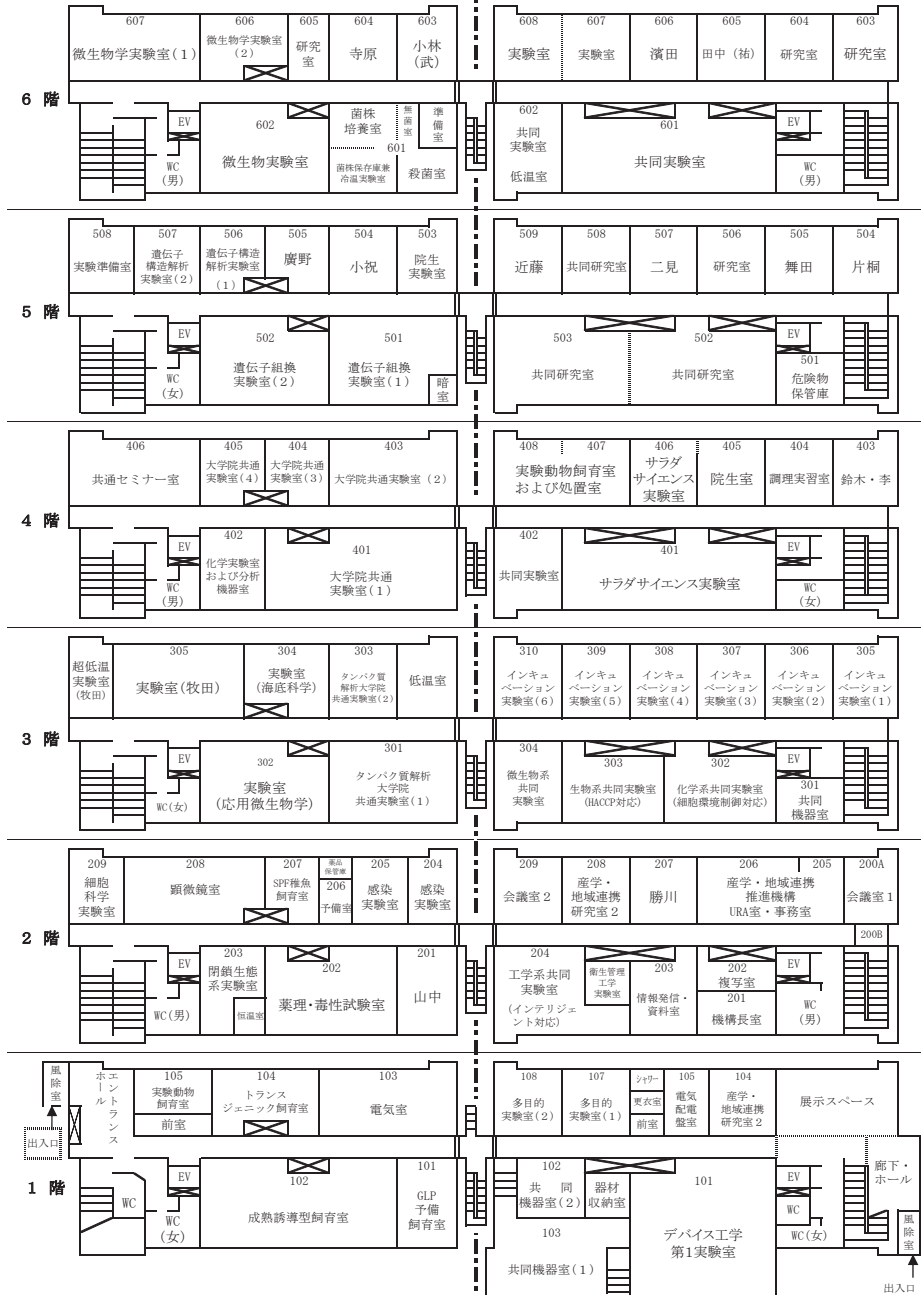
1 階



⑧ 6号館

⑨ 7号館

2024年1月1日現在 (4月以降の見込を含む)



⑩ 8号館

⑪ 9号館

2024年1月1日現在 (4月以降の見込を含む)

7階	711 田中(祐)	710 学生研究室	709 学生研究室	708 若松	707 研究室	706 研究室	705 大石
	廊下			701 教員・学生研究室			
	704 フロンティア学生室	703 フロンティア計画室	702 プランクトン実験室	WC			

6階	611 松井	610 研究室	609 研究室	608 海洋政策文化学部門長室	607 研究室	606 練習船労働組合室	605 研究室	604 工藤	608 北出	607 学生研究室	606 学生研究室	605 溝端	604 長井	603 学生室・ゼミ室	602 教員・学生研究室	601 島田
	603 学生研究室			602 コピー室	WC	廊下		601 学生研究室	613 資料室・院生研究室	612 学生研究室	611 計算機室	廊下		610 微細構造実験室	609 院生研究室	

5階	512 研究室	511 妻	510 研究室	509 中原	508 研究室	507 高橋(周)	506 研究室	505 川辺	508 山本	507 教員研究室	506 教員学生研究室	505 複写機室	504 教員・院生研究室	503 根本	502 教員・院生研究室	501 吉田
	504 学生演習室		503 学生演習室		廊下		502 コピー室	501 研究室	513 学科会議室	512 精密機器分析室A	511 精密機器分析室B	廊下		510 院生・学生研究室	509 資料室	

4階	411 中村	410 測定室・院生研究室	409 研究室	408 鈴木(直)	407 研究室	406 ゼミ室(E)	405 研究室	404 村瀬	409 学生研究室	408 学生研究室	407 研究室	406 学生研究室	405 学生研究室	404 荒川	403 第2研究室	402 神尾	401 永井
	403 標本室		402 研究室		廊下		401 院生学生研究室	414 化学系実験室	412 光学実験準備室	廊下		411 環境測定実験室	410 第1研究室				

3階	303 セミナー室・会議室	307 学生研究室	306 ゼミ室	305 カンパレンスルーム	304 猪俣	308 川合	307 学生研究室	306B 橋濱	306A 学生研究室	305 神田	304 化学海洋学研究室	303 化学海洋学学生室	302 機器測定室	301 高橋(美)
	302 書庫		301 学生演習室		廊下		313 海洋基礎実験室	312 化学系実験室		廊下		311 化学海洋実験室	310 化学実験室(溶液調整室)	

2階	210 魚類学ミーティングルーム	209 茂木	208 教員室	206・207 浮遊生物学学生室	205 片野	204 浮遊生物学セミナー室	207 今	206 教員院生研究室	205 ゼミ室(D)	204 鈴木(秀)	203 藻類学学生研究室	202 神谷	201 藻類学藻類培養室	
	203 海洋生物学系共通実験室			廊下		202 複写室 試料室	201 固定試料分析室	213 無脊椎動物学実験室	212 藻類標本保管室	211 藻類標本作製室	廊下		210 藻類学実験室	209 藻類顕微鏡室

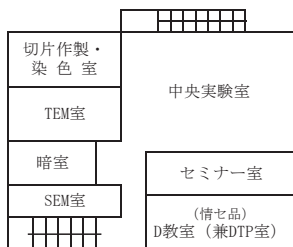
1階	109 無脊椎動物顕微鏡室	108 海産哺乳類学解剖組織学実験室	107 土屋	106 石井	105 海洋生態学学生室	104 海洋生態顕微鏡室	106 ゼミ室(C)	105 ゼミ室(B)	104 ゼミ室(A) 学科会議室(104・105・106)	103 魚類学実験室I	102 魚類学学生研究室	101 魚類学実験室II
	103 海洋生物学系実験室(ウェットラボラトリー)		102 無脊椎動物学学生研究室		廊下		101 海洋生態学飼育室	111 魚類学機材室	110 魚類学資料室	109 学生実験準備室	108 学生実験室	107 学生実験室



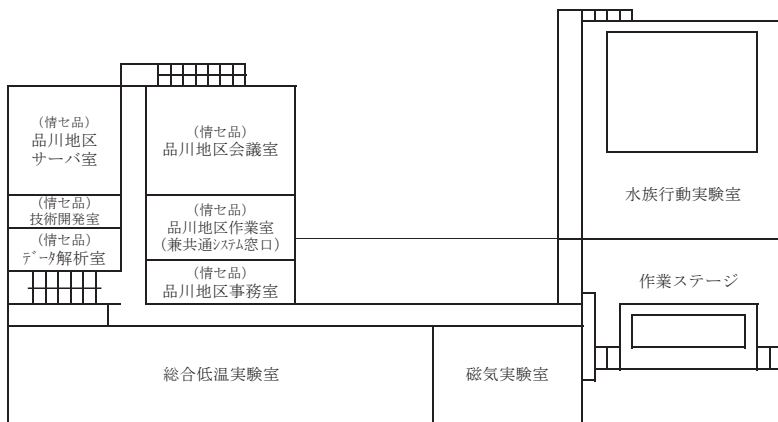
⑫特殊実験棟・総合情報基盤センター

2024年1月1日現在（4月以降の見込を含む）

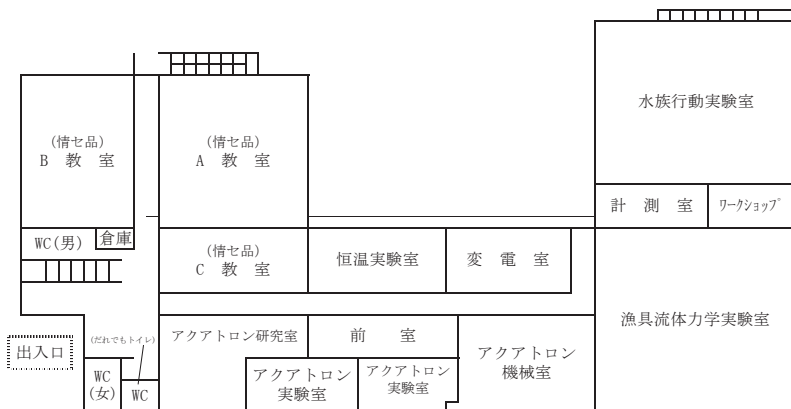
3 階



2 階

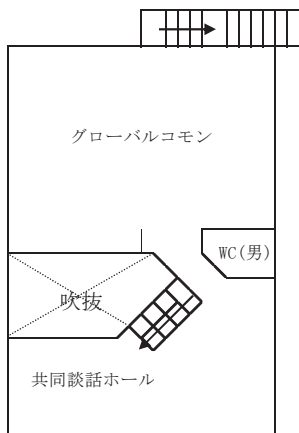


1 階

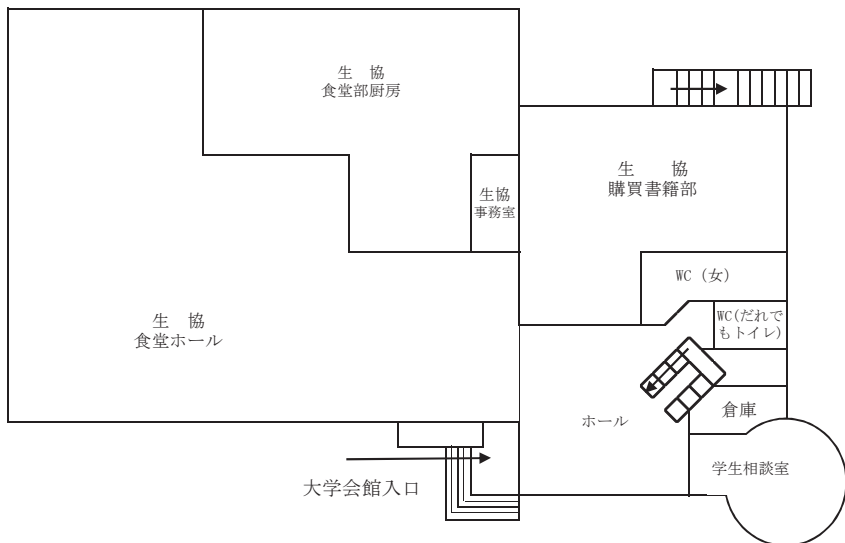


⑬ 大学会館

2 階

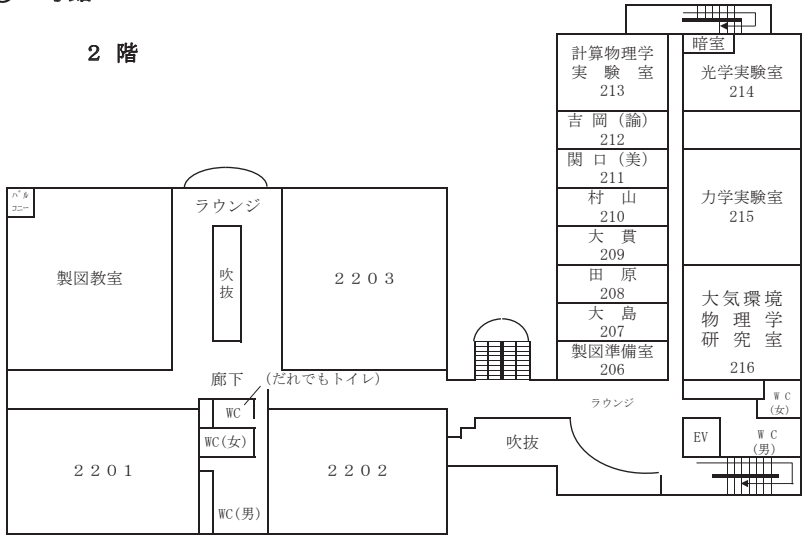


1 階

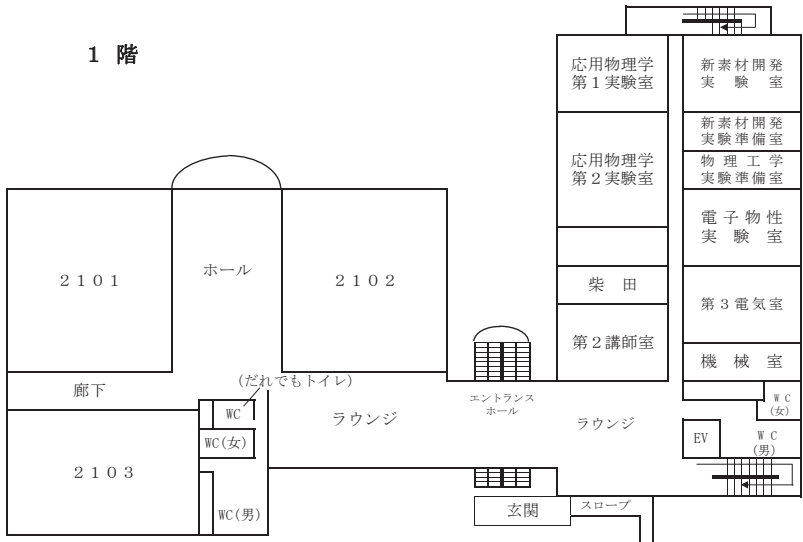


② 2号館

2 階

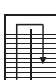


1 階



②2号館

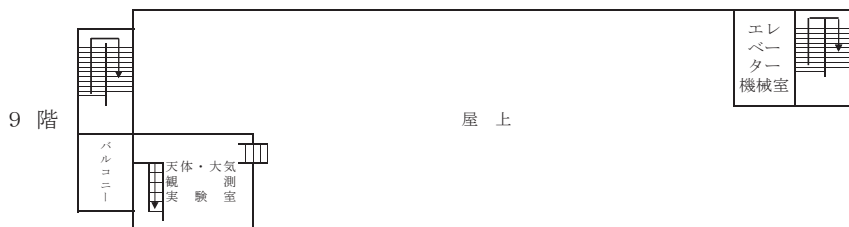
6 階		中川 609	流通政策 演習室 610	2号館 会議 611	シミュレーション 物理実験室 612	WC(女)	WC(男)	EV	
	バルコニー	ゼミ室 608		ゼミ室 607	流通経済学 演習室 606	音声言語情報 実験室内 605	リスク 分析室 604	陶山 603	602

5 階		流通経営 研究室 513	流通経営 実験室 514	流通システム 研究室 515	流通システム 実験室 516	流通システム 実験 準備室 517	WC(女)	WC(男)	EV	
	バルコニー	流通経営 解析室 久保(幹) 511 512	流通情報工学科 資料室・ゼミ室 509 510	ロジスティック 工学実験室 507 508	流通システム 解析室 渡部 505 506	ロジスティクス 工学解析室 橋本 503 504	流通経済 演習室 501 502			

4 階		主 計算機室 408		日本語 出力 装置室 409	利用者作業室 410	WC(女)	WC(男)	EV	
	バルコニー	マルチメディア 処理室 406 407	ワーク ステーション室 404 405	総合情報 基盤セン ター準備 室 403	情報処理 センター 長室 402	セミナー室 401	プロジェクト室		

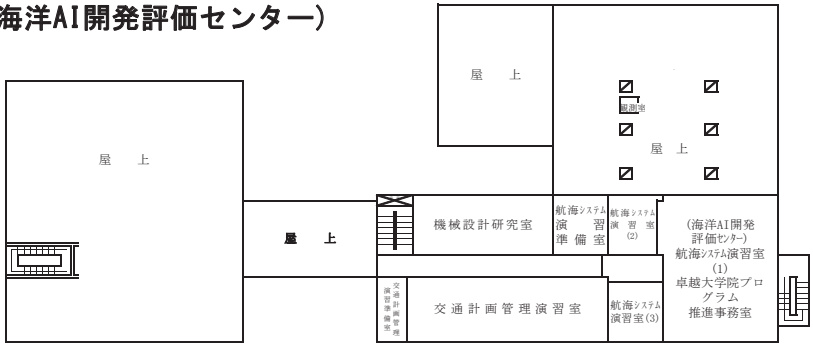
3 階		308	309	化学 試料室 310	311	物理化学 実験室 312	WC(女)	WC(男)	EV	
	バルコニー	実験室 307	ゼミ室 306	蒸精 留製 実験室 305	304	無機及び有機化学 実験室 303	藤田 302	小池 301		

② 2号館

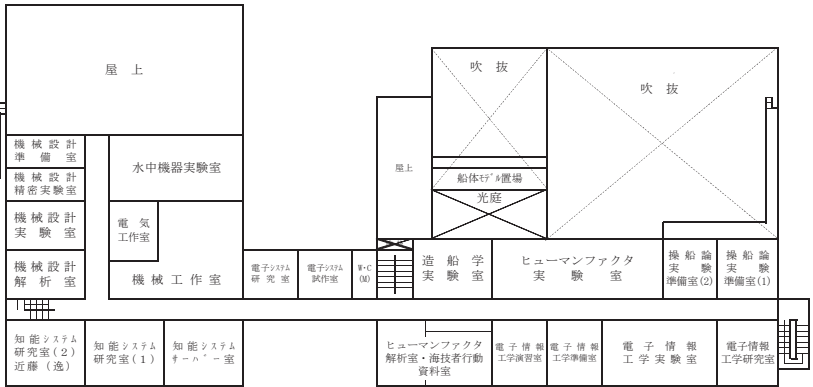


③第1実験棟 (海洋AI開発評価センター)

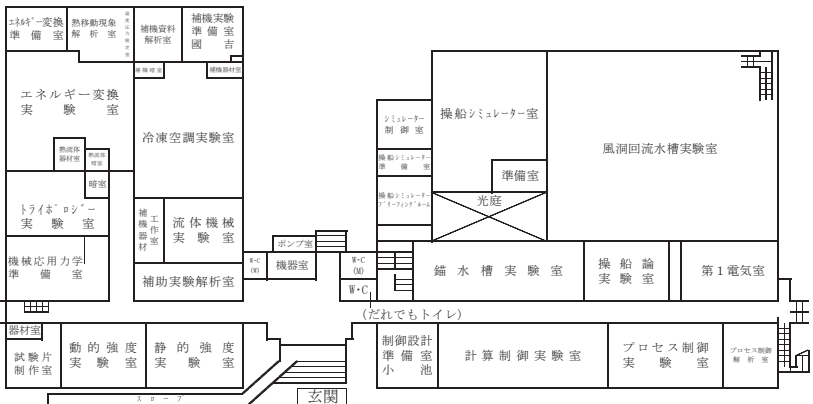
3階



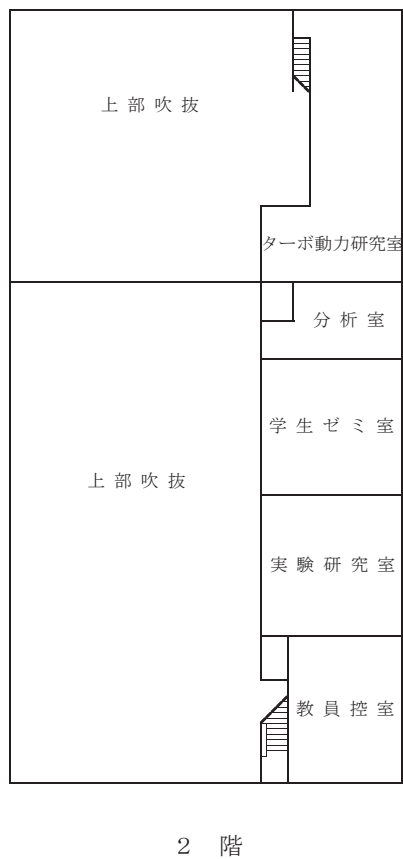
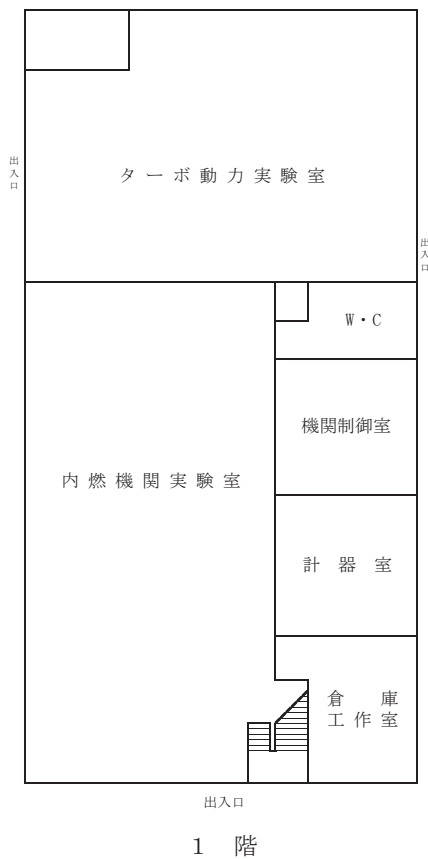
2階



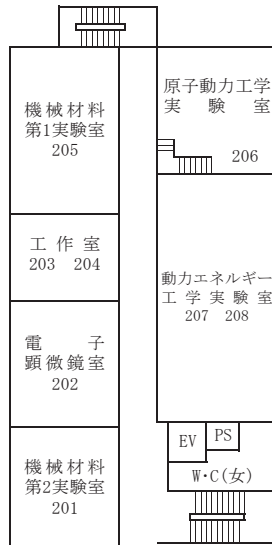
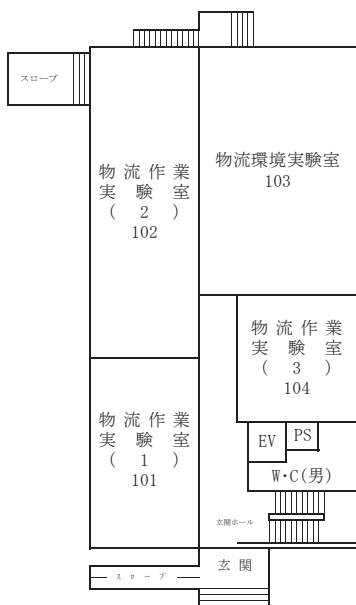
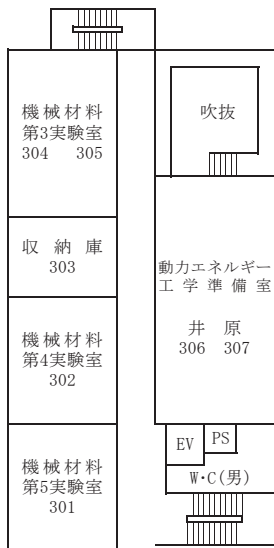
1階



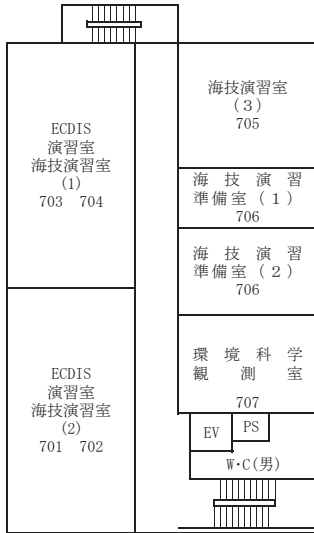
④第2実験棟



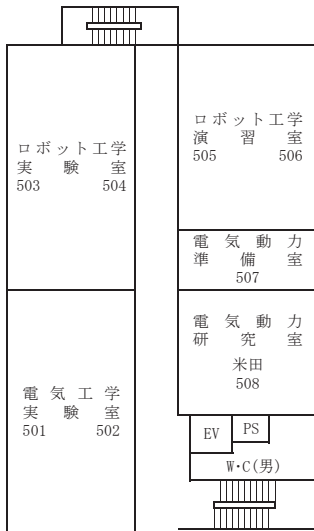
⑤第3実験棟



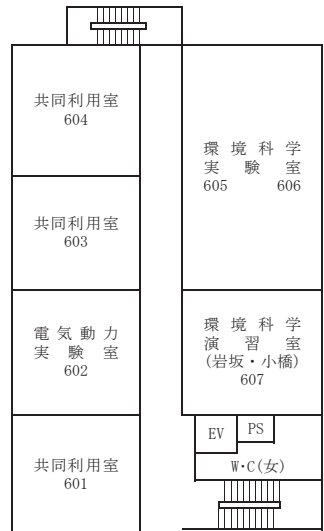
⑤第3実験棟



7階

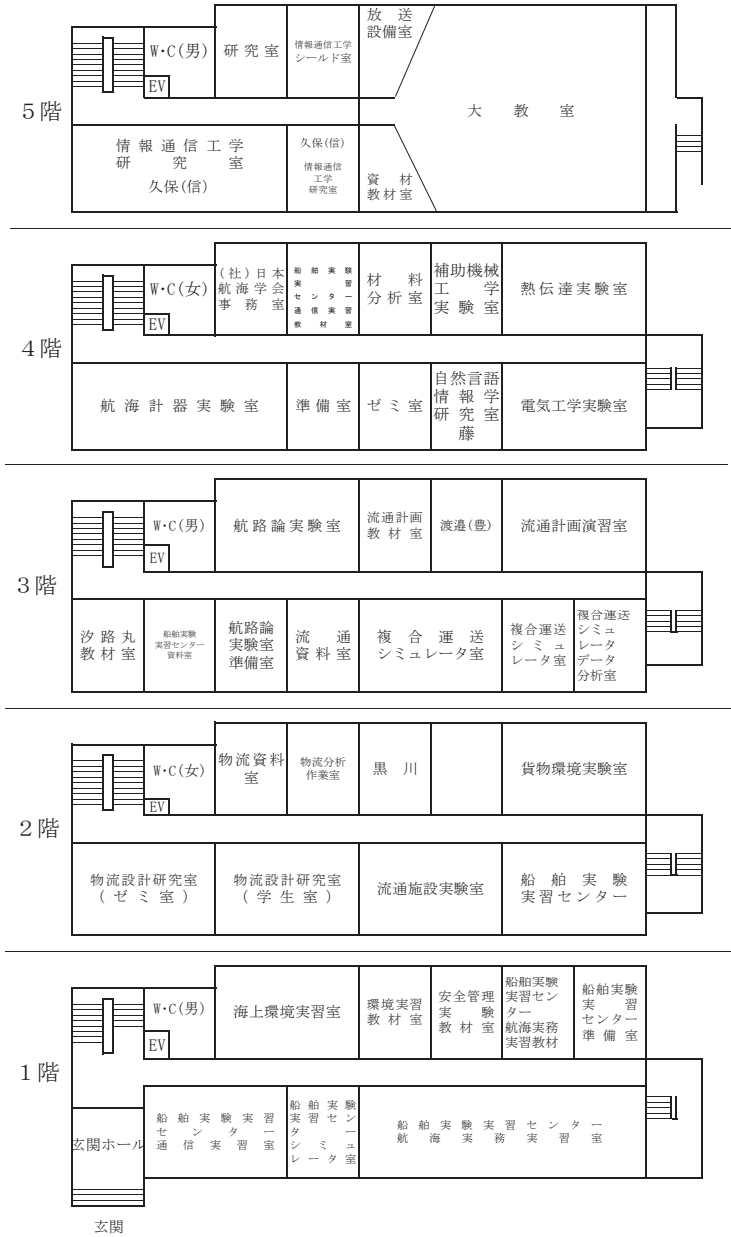


5階

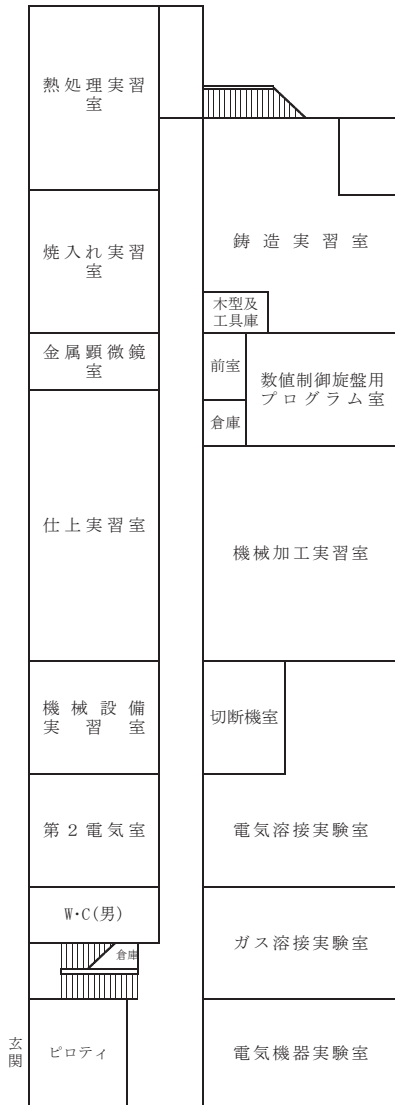


6階

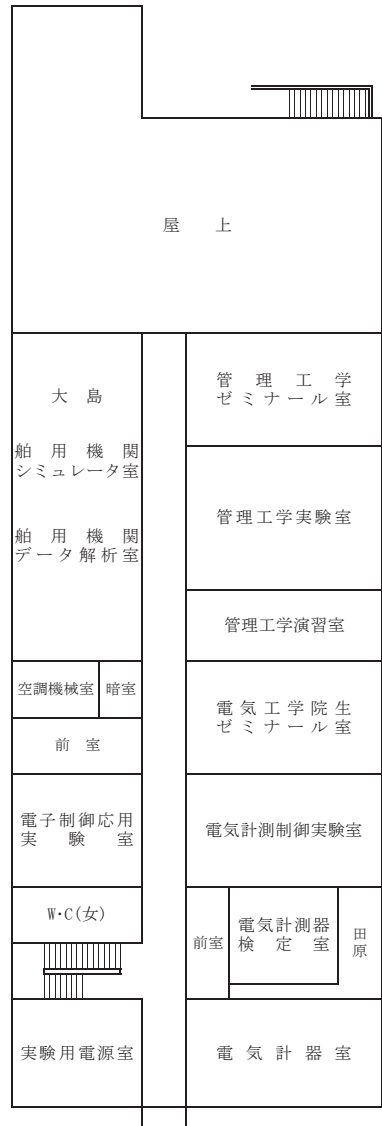
⑥第4実験棟



⑦第5実験棟

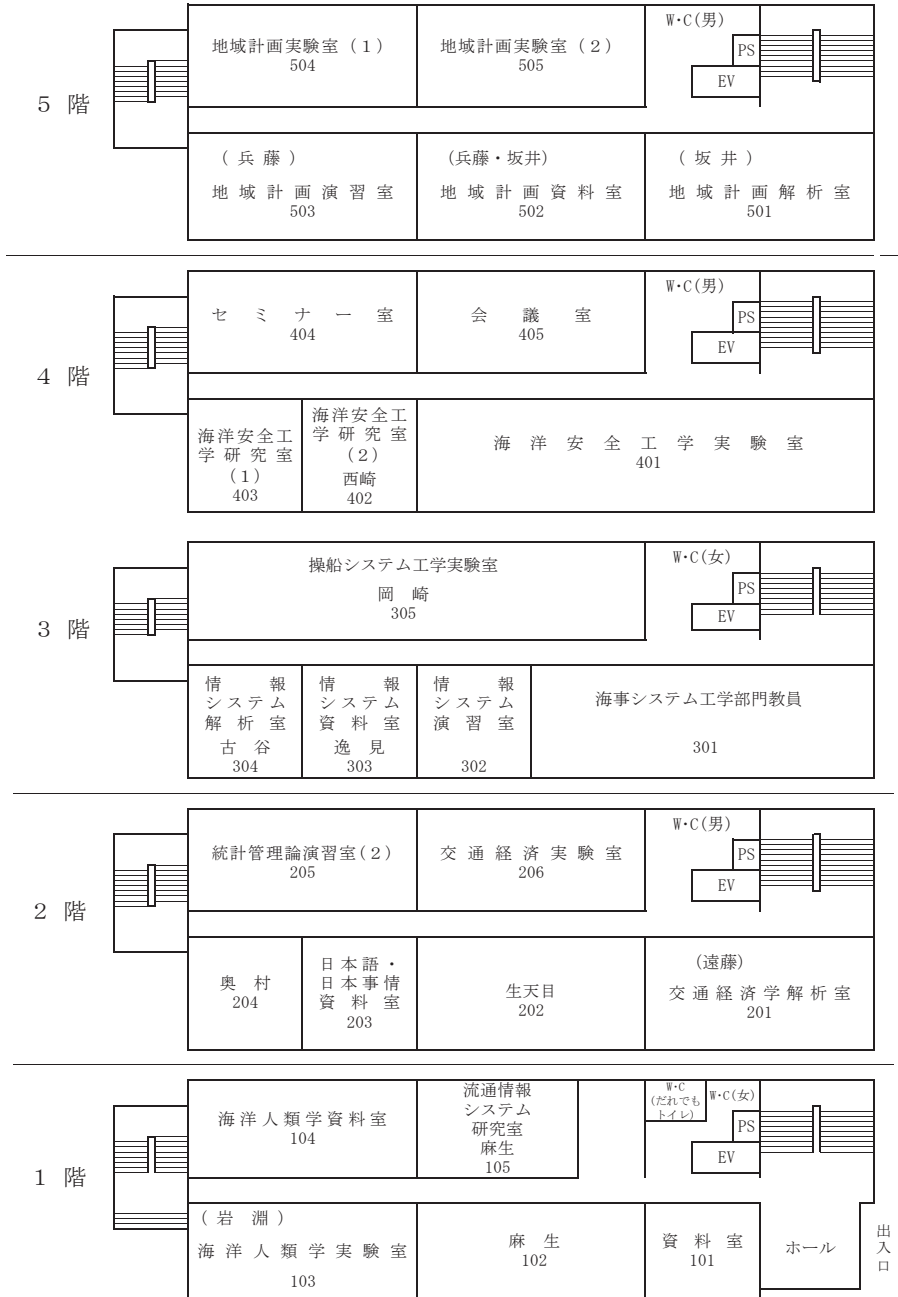


1階

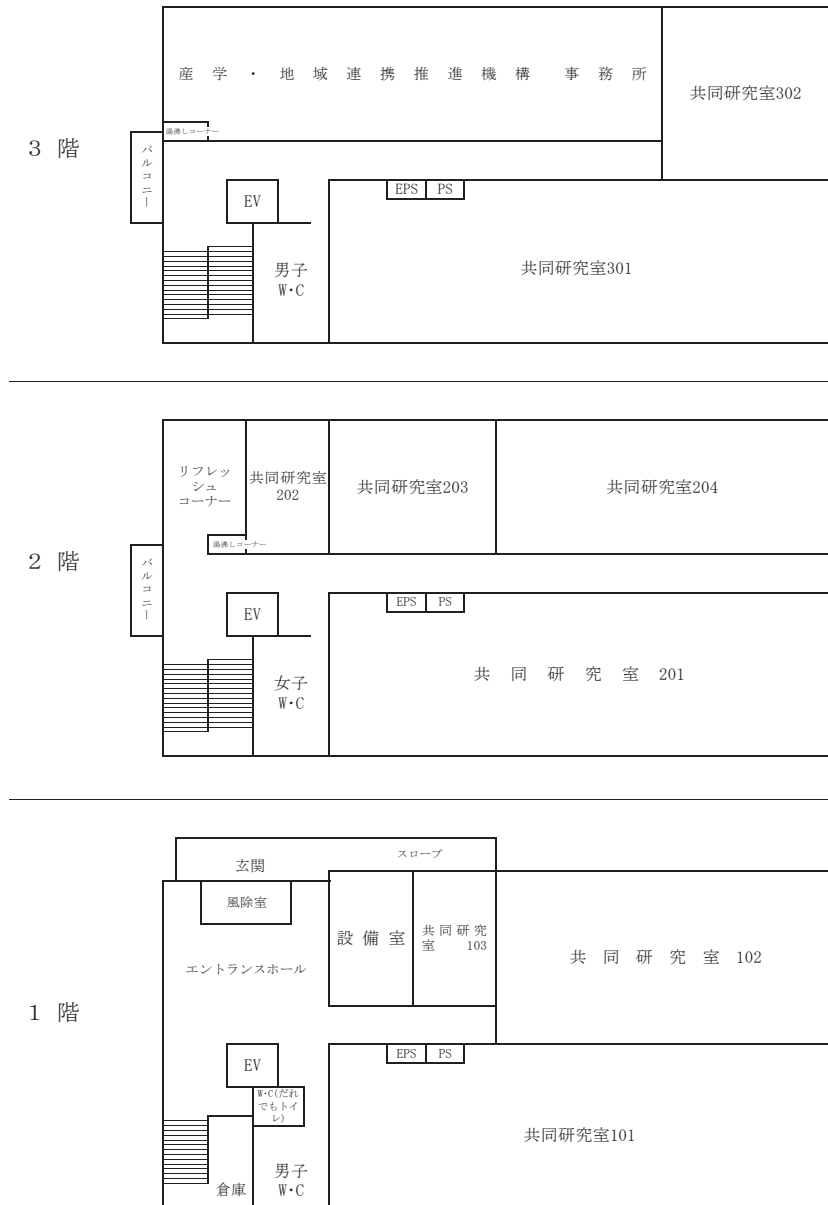


2階

⑧ 3号館

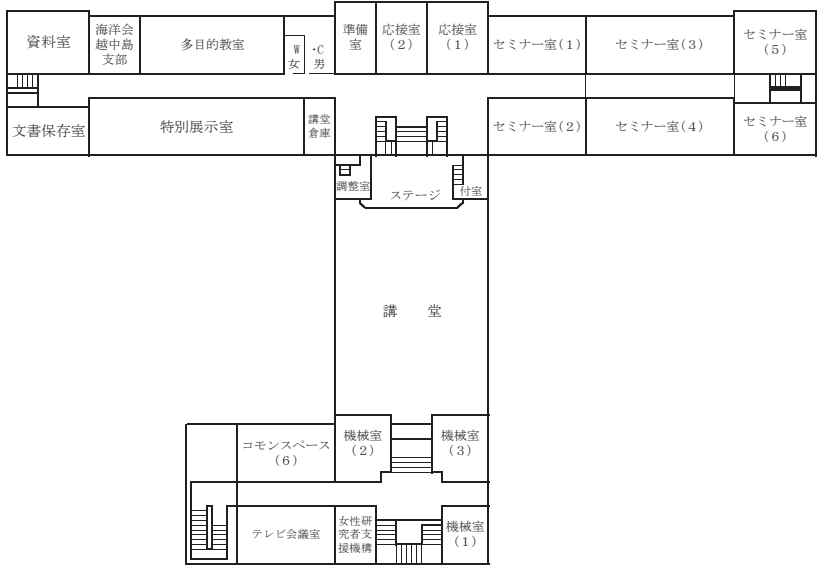


⑨産学・地域連携推進機構

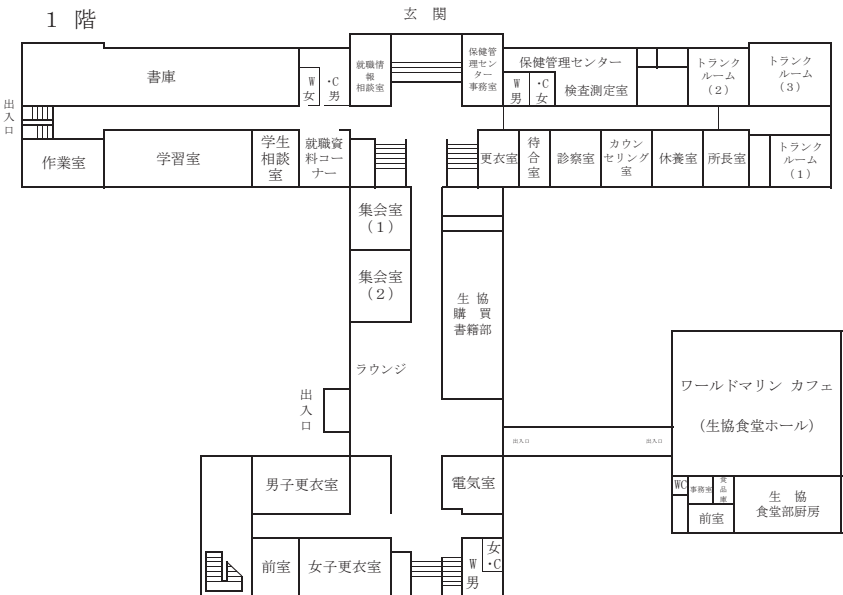


⑩越中島会館

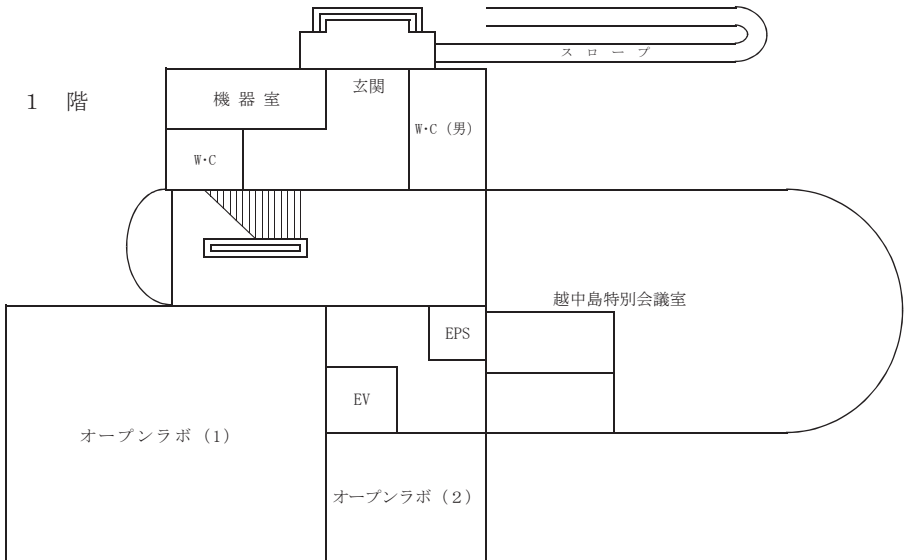
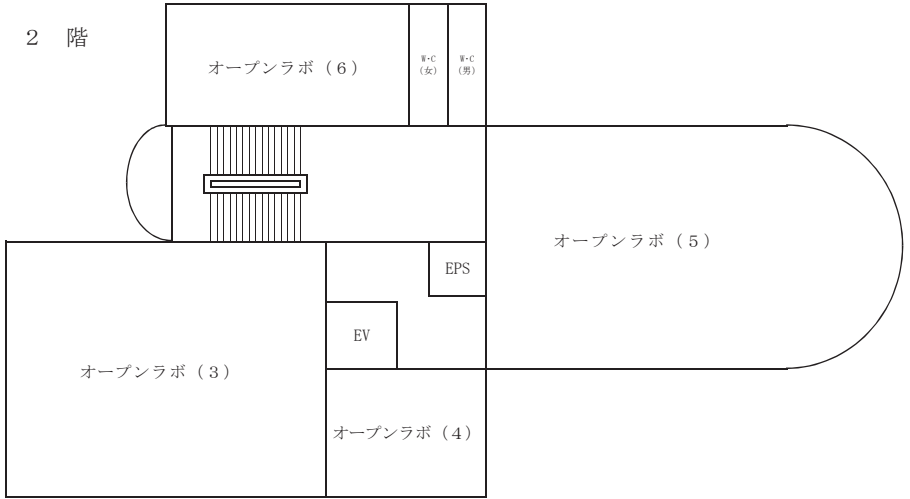
2 階



1 階



⑪産学・地域連携推進機構 越中島オープンラボ棟

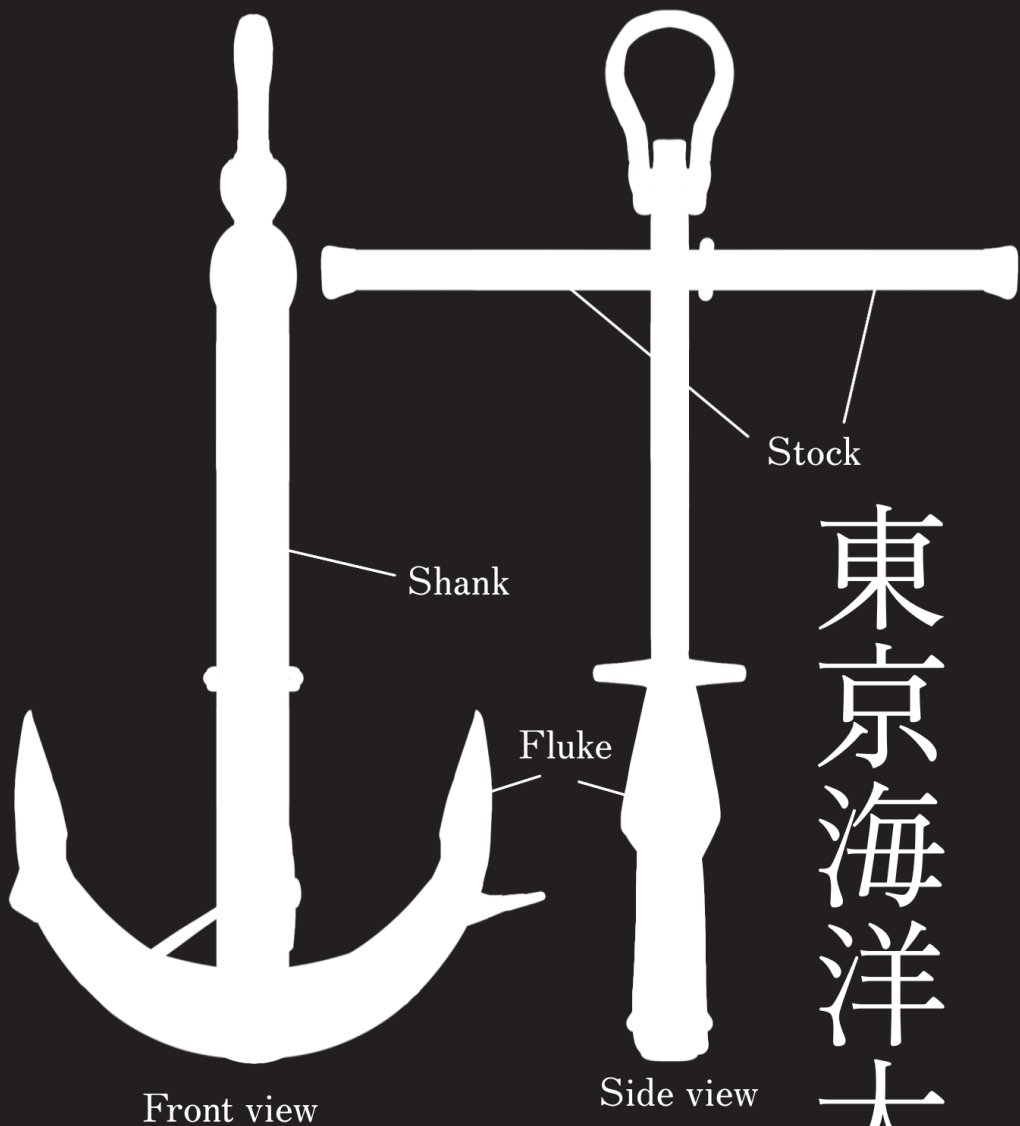


発 行 日：令和6年3月

発 行 者：東京海洋大学 学務部学生サービス課

所 在 地：東京都港区港南4-5-7

ホームページ：<https://www.kaiyodai.ac.jp/>



東京海洋大学

2024年度
学生生活ガイド